

中華人民共和国独占禁止法調査報告書（抜粋）

中国政法大学国際法学院 戴 龍

序

「中華人民共和国独占禁止法」(以下「独占禁止法」という。)は、2007年8月30日に開かれた第10期全国人民代表大会常務委員会(以下「全人大常委会」という。)第29回会議で採択され、2008年8月1日より施行された。独占禁止法の採択は、市場経済化が急速に進んでいる中国において、公平な競争を保護し、経済運営の効率を高め、消費者利益と社会公共利益を維持し、いわゆる社会主義市場経済化の健全な発展を図ることを目的としている。独占禁止法の立法は、日米欧等諸外国の法制を十分に研究したうえ、国際的に独占禁止法の規制対象となる独占協定、市場支配的地位の濫用及び事業者結合規制の他、中国独特な行政権力の濫用による競争制限という四つの反競争的行為を規制する包括的法律になっている。

一方、独占禁止法は、全57条と原則的な規定しか定められておらず、現在、中国においては、政府関係者、独占禁止法・政策関連の有識者を中心に、同法の実施細則、ガイドラインの策定が進められているところである。中国は、これまで独占禁止法に係る文化や法執行にかかわる経験が少なく、同法の運用に際して、産業毎に差別的な規制が行われるのではないかと、内外差別的規制が行われるのではないかと、といった国内外からの懸念がある。また、同法の執行体制については、極めて中国独特な組織構造になっており、このような執行体制が効率的に機能できるかなどについても、関連有識者から疑問が提示されている。今後、中国における独占禁止法の執行については、中国に進出する外国企業をはじめとして、内外から大きな注目を集めているところである。

このような背景を踏まえ、本報告書は、第1部では独占禁止法の主要条文に係る解釈、独占禁止法関連学者の意見、全人大法案審議における議論を含めた逐条解説を策定し、第2部では中国独占禁止法の法執行体制、ガイドラインの策定、今後の法執行の方向性及び問題点について調査研究を行うこととする。

第1部 中国独占禁止法の逐条解説

第1部では、中国独占禁止法の条文に従い、それに係る解釈、独占禁止法関連学者の解説、全人大常委会の法案審議における議論を含め、逐条解説を策定することとする。

第1章 総則

第1条（立法目的）

この法律は、独占行為を防止及び禁止し、市場の公平な競争を保護し、経済運営の効率を高め、消費者利益及び社会公共利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、制定する。

解説：立法目的には、法律が求める価値または達成すべき社会目標が規定されている。中国独占禁止法の立法目的は、世界の競争法の目的と大差はないが、中国的特色のある目標も掲げられている。全体から見れば、独占禁止法の規制対象は、「独占行為」と明確に定めており、これは、中国独占禁止法が、いわゆる構造的規制ではなく、行為的規制を採用していることを意味する。独占行為を防止し又は禁止することは、独占禁止法の中心的役割であり、これが、世界の競争法に共通する価値である。中国独占禁止法において、独占行為の「防止」とは、事前規制を意味しており、企業結合規制がそれである。独占行為の「禁止」とは、事後規制になるが、独占協定または市場支配的地位の濫用規制がそれに当たる。独占禁止法の冒頭で「独占行為」の防止及び禁止を規定したことは、後の第5条の解説で分かるように、法が行為的規制を採用し、国の産業政策との一致を確保する(第5条参照)ためである。

本条から、独占禁止法の直接的目的は、公平な市場競争の保護と経済運営効率の向上であると示されている。中国の市場経済化改革過程において、競争メカニズムを導入することが中心的任務であるが、かつての体制的な影響により、国有企業、公共企業ないし行政機関の行政権力の濫用によって行われる競争制限行為は、市場経済化の大きな問題である。国有・公共企業及び行政機関による競争制限行為は、市場の公平な競争を害し、私有企業ないし民間中小企業の経営チャンスを奪い、育成中の市場経済メカニズムを崩している。独占禁止法において、公平な市場競争を保護することは、私有企業や中小企業の市場参入または経営機会を確保することになり、法運用上には大きな意義があると思われる。経済運営の効率を高めることは、米国型競争法の運用において強調される価値であり、現在、各国の競争法において共通の立法目標とされている。中国の市場経済化改革において、経済効率の向上は、改革の最大の目的とされており、関連経済立法に一貫した方針である。経済効率を追求することは、中国経済の長期的成長に利益をもたらしているが、いわゆる経済格差、貧富拡大、環境悪化などの社会問題をもたらし、近年、中国政府が「効率」と「公正」のどちらを優先するかにおいて、後者への政策転換に迫られている。独占禁止法は、このような国の政策転換を反映し、公平な市場競争の保護と経済効率の向上の両方を図っており、これを直接の立法目的にしている。

独占禁止法は、法の究極的目的として、消費者利益と社会公共利益を維持し、社会主義市場経済の健全な発展を促進することを規定している。中国独占禁止法の策定過程において、当初、消費者と事業者の利益を保護すると書かれていたが、最終的な法律では、「事業者」という文言が削除され、消費者利益のみを保護することになった。実際、消費者と事業者の利益は必ず一致しているとは言えず、場合によって衝突する可能性もある。世界的に見れば、消費者利益を保護することは、独占禁止法の共通した理念であり、中国独占禁止法は、「事業者の利益を保護する」文言を削除したことは、大きな進歩であると評価できる。一方、独占禁止法には、社会公共利益を求めることも掲げられており、これが他の中国法にも見られるように、いわゆる社会主義中国の特徴的規定である。「社会公共利益」をどう定義するかに関して、立法過程において委員たちから質問されたが、結局、社会公共利益を保護することは社会主義制度の本質的要求であるため、概念が未定義のまま規定されている¹。

独占禁止法は、独占行為を防止し及び禁止し、公平な市場競争を保護し、経済運営効率を向上させ、これによって消費者利益と社会公共利益を維持及び保護し、最終的には、「社会主義市場経済」の健全な発展を促進することである。本条は、法の規制対象から、法の

¹ 曹康泰編『中華人民共和國反壟斷法解説——理念、制度、機制、措置』、中国法制出版社、2007年、第15頁。

直接の目的を求め、直接の目的の実現によって法に定める究極的な目的が達成される、という3段階の法の目的が規定されている。

第2条（適用範囲）

中華人民共和国国境内の経済活動における独占行為に対して、この法律を適用する。中華人民共和国国境外で行われる行為のうち、国内市場における競争を排除し又は制限する影響を及ぼす行為には、この法律が適用される。

解説：この条は、中国独占禁止法の適用範囲を定める規定である。

独占禁止法は、まず、中国国境内の経済活動における独占行為を適用する。これは、主権国家の基本的権利であり、特に述べる必要はない。ここで重要なところは、「国境」をどう理解するかということである。学者の説明によれば、独占禁止法にいう「国境」とは、政治学における領空、領海及び領土という国境の概念ではなく、税関的な見地からの「関境」である²。「関境」とは、中国大陸地区に限られ、香港、マカオ及び台湾には及んでいない。したがって、独占禁止法が適用される地理的範囲は、中国大陸部のみを指している。

中国独占禁止法は、「国境外で行われた行為のうち、国内市場競争を排除しまたは制限する影響を及ぼすときに」、適用される。この規定は、国際的独占禁止法の域外適用原則の中国版であり、これによって、中国独占禁止法は、海外で行われる独占行為が国内市場競争を排除または制限する影響を及ぼす効果があるときに、適用されることになる。

独占禁止法の域外適用の際に生じる国際衝突を解決するために、現在、多国間または両国間の競争法協力が盛んになっている³。現段階の競争法執行の協力は、実際に先進諸国間の両国間の協力協定にとどまっている⁴。企業活動のグローバル化に伴い、このような二国間の競争法協力は、国を跨る競争制限行為を規制することを可能にし、また競争法執行の国際衝突を回避するには大きな意義がある。中国においては、独占禁止法が採択されたばかりで、今後、独占禁止法の適用を効果的に執行するために、二国間の競争法協力を強化することが不可欠である。現時点では、中国はすでに、ロシア（1996年）、カザフスタン（1999年）との間に、不正競争防止法と独占禁止領域の当局間協力協定を結んでおり⁵、今後、このような二国間の競争法協力が拡大されると予想される。

第3条（独占行為の定義）

この法律にいう「独占行為」には、以下に掲げるものが含まれる。

- (1) 事業者による独占協定
- (2) 事業者による市場支配的地位の濫用
- (3) 競争を排除し又は制限する効果を有し、またはそのおそれがある企業結合

解説：この条は、独占禁止法により規制される独占行為を定義している。本来、独占禁

² 時建中編『反壟断法——法典积評与学理探源』、中国人民大学出版社、2008年、第10頁。

³ 多国間の競争法協力は、国連貿易開発会議（UNCTAD）、経済協力開発機構（OECD）、国際競争ネットワーク（ICN）及び地域レベルのアジア太平洋経済閣僚会議（APEC）において多様な形で行われている。世界貿易機関（WTO）の場において、早くも1996年12月のシンガポール閣僚会議のときに反競争慣行を含む貿易と競争政策問題に関する作業部会が設立された。しかし、カンクン会議以後、WTOでの競争課題の検討は具体的進展がなく、ドーハ・ラウンドで国際的競争政策を制定する条件はまだまだ整っていないが示されている。

⁴ 例えば、米国とEU、米国とオーストラリア、米国とカナダ、米国とブラジル、ドイツとフランス、カナダとEU、日本と米国、日本とEUなどの間に、すでに競争法執行に関する協力協定が結ばれている。

⁵ 時建中編『反壟断法——法典积評与学理探源』、中国人民大学出版社、2008年、第19頁。

止法が規制すべき「独占行為」の範囲に関しては、資本主義国家では大きな問題はないが、中国においてはこれが独占禁止法の果たすべき機能・役割に係る大きな問題である。中国独占禁止法の立法過程において、制定される独占禁止法が、経済的独占のみを規制するか、それとも経済的独占と共に行政的独占をも規制するか、という理論的な問題は激しく議論されてきた。いわゆる「経済的独占」とは、先進国の競争法により規制される私的企業による独占を意味し、「行政的独占」とは、市場移行国における政府機関及びその所属部門が行政権力を濫用して行う競争制限行為を指している。独占禁止法の立法過程において、このような「行政的独占」を規制すべきかどうか大きな問題になった。当初の独占禁止法要綱案では、独占禁止法の一般的規制対象とされる独占協定、市場支配的地位の濫用と企業結合に加えて、行政的独占も本条で定義された独占行為に含まれていた。

しかし、先進国の競争法に見られるように、独占禁止法は、本来、行政的独占を規制する機能を持っていない。中国独占禁止法の立法過程において、法の規制対象を経済的独占と行政的独占に分けることに関連して、法の立法趣旨及び法執行手段などをめぐった混乱が起きた。2005年11月、国務院法制弁公室による独占禁止法の草案の検討時において、一度行政的独占規制が草案から削除された。しかし、行政的独占規制なしの独占禁止法は中国の現実を離れているとし、学者やマスコミなどに批判された結果⁶。2006年の全国人大常委会による草案の審議のときに、行政的独占規制は再び復活した。だが、「独占行為」の定義としては、独占協定、市場支配的地位の濫用及び競争を排除・制限する企業結合に限定され、行政的独占はその中から削除されるにいたった。こうして中国独占禁止法は、行政的独占について、法の規制する「独占行為」に含まれないが、別だてで行政的独占を禁止する、という法理論上の矛盾を孕んでいると言わざるを得ない。

事業者による独占協定とは、後の第13条で定めるように、競争を排除し又は制限する合意、決定若しくはその他の協調行為である。市場支配的地位の濫用は、後の第17条で詳しく定められている。企業結合に関しては、後の第20条において独占禁止法が規制する結合の類型を列挙している。独占禁止法は、すべての企業結合を規制しておらず、そのうち、競争を排除し又は制限する効果を有し、またはそのおそれがある企業結合のみを規制する（第28条）。

第4条（基本原則）

国は、社会主義市場経済に適応する競争規則を制定し、実施すると共に、マクロ・コントロールを改善し、統一的・開放的・競争的かつ秩序のある市場体制を健全化する。

解説：この条は、中国における競争規則の制定原則を規定している。

中国における市場経済化改革は、政府の強力な指導力によって推進されてきている。これまでの経験から見れば、中国のような発展途上国では、市場そのものが健全しておらず、経済発展を達成するために、完全に市場に任せるのは不十分であることが証されている。それゆえ、市場による資源の効率的な配分が期待できないときに、国はマクロ・コントロール経済政策によって経済発展を達成することが期待されている。マクロ・コントロール経済政策とは何か、それは、国家が経済発展の全体バランスを維持するために、各経済分野に対し資源の配分や政策的なサポートを通じて調整し、経済の持続的又は健全な発展を

⁶ 筆者が、北京大学法学院の盛傑民教授（2007年3月14日に実施）、中国社会科学院法学研究所の王晓暉（2007年3月17日と2008年9月10日に実施）、華東政法大学の徐士英教授（2008年11月2日実施）などに対するインタビューのときに、学者たちがこのような考え方を示している。

コントロールする対策である⁷。マクロ・コントロール経済政策は、かつての計画経済下のように企業の市場行為を直接に介入するのではなく、財政、金融、税制等の経済手段を通して企業の市場行為に影響を与えることである。市場移行期において、現在の中国の経済発展という貴重な機会を最大化するべく、今後も引き続き国のマクロ・コントロール経済政策を改善し、経済発展及び需給バランスの維持、産業構造合理化及び地域発展を維持しなければならない。したがって、本条では、国のマクロ・コントロールの役割を強調している。

この条の最後では、中国はどのような市場体系を構築すべきか、という社会主義市場経済の将来像を明確化している。これは、すなわち、統一的・開放的・競争的かつ秩序のある市場経済体制である。「統一的」とは、これまで中国各地域で進んできた市場分割、地域独占などの状況に対応している。「開放的」とは、本質的に「統一的」市場とは一致しているが、これが特に国有企業が独占している分野に対応している。開放的な市場体制を樹立するために、民営企業に対して、国有、公共企業の独占する分野への参入機会を保障しなければならない。「競争的」とは、市場経済の基本的特徴であり、中国社会主義市場経済の求める目標である。「秩序のある」市場とは、市場の失敗や自由競争からもたらされる過当競争や競争の不足などの問題も克服するために、競争的市場を育成すると共に、市場に孕んでいる諸問題を克服することを意味している。

第5条（企業結合の原則）

事業者は、公平な競争と自主的な連合を通じて、法に従って結合を行い、事業規模を拡大し、市場競争力を高めることができる。

解説：この条は、2007年6月に全国人大常委会が独占禁止法草案を審議するときに、一部の立法委員の意見を受け入れ、新たに追加された条文である。本条は、第4条に規定された競争政策の制定原則に基づき、中国独占禁止法における企業結合規制の基本方針を定めている。

中国においては、改革開放以来、経済が急速に成長しているにもかかわらず、中国企業の規模が一般的に小さく、競争力も外国企業に劣っている。そのため、国の産業政策として、企業間の合併や資産再編により企業の拡大及び競争力の増強を促進する戦略が進められている。独占禁止法の立法において、独占禁止法は市場競争を排除し又は制限する恐れのある企業結合を規制し、有効な市場競争を保護すると共に、現段階の国の産業政策を背いてはならないという指導原則が確立されている⁸。この基本原則に基づき、独占禁止法は、いわゆる構造規制を採用しておらず、行為規制の立法方針が決められている。

本条から、独占禁止法の企業結合規制において三つのポイントが示されている。一つは、独占禁止法は、すべての企業結合を禁止するわけではない。事業者は、結合を通じて事業規模を拡大し、規模の経済を形成し、経済効率を向上することができる。これは、現段階における国の産業政策と一致しており、このために行われる企業結合は、むしろ奨励すべきことである。第二は、企業結合は、「公平の競争」と「自主的連合」により行われなければならないことである。中国においては、多くの企業結合の場合に、結合に参加する事業者の自由意思ではなく、政府の指導下で行われてきた。このうち、経営規模を拡大し、効率を高めるものもあるが、逆に企業の効率が悪くさせ、企業側に多大な負担をかける結合

⁷ 王晓晔編『中華人民共和国反壟断法詳解』、知識産権出版社、2008年、第32頁。

⁸ 曹康泰編『中華人民共和国反壟断法解説——理念、制度、機制、措置』、中国法制出版社、2007年、125頁。

も存在する。特に地方レベルでは、地方政府は、破産に瀕する国有企業を救済し、または社会雇用を保障するために、効率のよい企業に破産企業を買収させ、企業の自主意思に反して結合を行わせることがよく見られる。このような企業結合は、独占禁止法においてサポートすべきではない。第三のポイントは、事業者が「事業規模を拡大し、市場競争能力を高める」ことは、独占禁止法が求める目的であるということを示している点である。事業者は、結合により競争相手を減少させ、市場競争を制限する可能性もあるが、企業結合により、同時に規模の経済を形成し、企業競争力を強化することもできる。この条は、企業結合規制の求める価値を示し、独占禁止法において企業結合規制の指導原則を明らかにしている。

第6条 （市場支配的地位の濫用の禁止）

市場支配的地位にある事業者は、市場支配的地位を濫用して、競争を排除し又は制限してはならない。

解説：この条は、第5条と同様に、全国人大常委会が独占禁止法を審議するときに新たに追加された条文である。総則の中に、市場支配的地位の濫用を禁止する原則を1条で規定するのは、独占禁止法における当該規制に対する基本態勢を示している⁹。

市場支配的地位の濫用の規制は、中国における独占禁止関連の立法の中に、もっとも具体的に定められた分野である。不正競争防止法第6条は、「公共企業またはその他の法律に基づき独占地位を保有する事業者が、他人にその指定する事業者の商品を購買するように限定して他の事業者の公平な競争を排除してはならない」と定めているが、独占禁止法における「市場支配的地位」は、不正競争防止法に定める「独占地位」とは程度の差があると考えられる。不正競争防止法が公布された90年代前半頃には、中国では競争を通じて市場支配的地位を取得した企業はまったく存在していなかったことから、同法第6条は主に国有・公共企業に適用されると想像される。これは、独占禁止法における、市場支配的地位を有する企業の濫用行為を禁止する立法趣旨とは異なっている。独占禁止法における市場支配的地位の濫用の規制は、国有・公共企業に加えて市場支配的地位を保有する私有企業や中国市場に進出している外資企業にも適用されると考えられる。また、独占禁止法は、市場支配的地位を保有する状態を規制するのではなく、事業者がその地位を濫用して、競争を排除しまた制限する行為を行った場合に適用される。

第7条 （根幹業種及び専売事業の規定）

1 国有経済が支配的地位を占める、国民経済の根幹及び国家安全に係る業種並びに法に基づき独占経営及び独占販売を行う業種については、国は、当該事業者の適法な事業活動を保護し、かつ事業者の事業行為並びにその商品及びサービスの価格に対して、法に基づき監督管理及びコントロールを実施し、消費者の利益を保護し、技術進歩を促進する。

2 前項に規定される業種において、当該事業者は、法に基づき事業活動を行い、誠実に信用を守り、厳格に自己を規律し、社会民衆からの監督を受けなければならない。その支配的地位又は独占経営及び独占販売の地位を利用して消費者の利益を害してはならない。

解説：この条は、第5、6条と同様に、全国人大常委会が独占禁止法を審議する段階で新たに追加された条文である。

⁹ 独占行為として同じように規制されている[独占協定]については、総則にこういった条文が置かれていない。

本条から、法律・行政法規に基づき、国務院が産業政策又は国家マクロ的経済政策を執行するために行われる市場参入規制は、独占禁止法において規定される独占行為ではなく、本法第5章で定める行政権力の濫用による競争制限行為でもなく、独占禁止法の規制対象にはならない¹⁰ことが示される。本条1項は、これを次の二つの業種に限定している。一つは、国有経済が支配的地位を占める、国民経済の根幹及び国家安全にかかわる業種であり、もう一つは、法に基づき独占経営及び独占販売を行う業種である。この二つの業種に対しては、国は、その事業者の適法な事業活動を保護し、当該分野の事業行為や商品・サービスの価格に対して監督管理及びコントロールを行い、消費者の利益を保護し、技術進歩を促進することとされている。

「国有経済が支配的地位を占める、国民経済の根幹及び国家安全にかかわる業種」とは何か。これに関する法的な解釈はないが、参考として、2006年12月18日に国務院が公布した「国有資本の調整と国有企業再編の推進に関する指導意見」(关于推进国有资本和国有企业重组的指导意见)の中に、「国家安全」及び「国民経済根幹」にかかわる重要業種の範囲が示されている。すなわち、いわゆる重要業種や基幹領域とは、国家安全にかかわる業種、重大なインフラ施設と重要な鉱物資源、重要な公共製品とサービスを提供する業種、基幹産業及び重要なハイテク産業である、とされている。国務院国有資産監督管理委員会の責任者は、これを、具体的に軍事工業、電力、石油・石油化学、電信、石炭、民用航空及び海運などの7つの分野と示している¹¹。「法に基づき独占経営・独占販売を行う業種」について、現在、中国においては、「煙草専売法」と「食塩専売方法」があり、独占経営及び独占販売を行う業種は、これらの業種を指していると思われる。しかし、ここでも「法に基づき」という用語が用いられているが、この「法」とはどのレベルを指しているかは、法的に解釈する必要がある。

この条2項では、前項で規定する二つの業種における事業者の義務を定めている。独占禁止法は、この2業種に対して直接に適用されないが、当該業種の事業者が法に基づき事業活動を行い、誠実に信用を守り、厳格に自己を規律し、社会民衆からの監督を受けなければならないという義務がおかれている。また、当該分野の事業者は、その支配的地位又は独占経営及び独占販売地位を利用して消費者の利益を損してはならない。しかし、この規定は、実際にどのように運用されるかは明確的ではなく、今後、独占禁止法の関連ガイドラインの制定及び関連規制法の規定に従い、国務院独占禁止委員会により柔軟に処理されると考えられる。

第8条（行政権力の濫用の禁止）

行政機関及び法律・法規の授権により公共事務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用して競争を排除・制限してはならない。

解説：この条は、総則において、いわゆる行政的独占を禁止する一般条項である。この条では、行政的独占の三つの特徴が示されている。まず、行政的独占の実施主体は、「行政機関及び法律法規の授権により公共事務を管理する職能を有する組織」という2種類である。行政機関とは、国務院を除く各レベルの政府機関を指しているといわれている¹²。

¹⁰ 全国人大常委会法制工作委员会經濟法室編『中華人民共和國反壟斷法——条文說明、立法理由及相關規定』、北京大学出版社、2007年8月、第8頁。

¹¹ 王晓晔編『中華人民共和國反壟斷法詳解』、知識産權出版社、2008年、第50頁。

¹² 一般論としては、国務院は国家の主権機関であり、国務院が行った行為は行政的独占とはなり得ないが、国務院の構成部門、例えば、商務部や工商総局などの政府官庁はこの中に含まれない。時建中編『反壟斷法——法典釈評与学理探源』、中国人民大学出版社、2008年、第71頁。種明釗編『競争法学』高等

行政機関及び法律・法規の授権により、公共事務を管理し、一定の行政権力を有する組織（以下「公共組織」という）は、本条の規制対象になる。行政的独占の行為要件は、行政権力の濫用である。行政機関や公共組織が法律・法規に定められる権力範囲内で権力を行使することは、本条で規制する行政的独占ではない。行政機関や公共組織は、その権力を超えて、競争制限的目的・効果のある行為を行ったときに、この条で定める行政的独占になる。したがって、行政的独占を判断するに当たっては、行政機関や公共組織が行政権力を濫用するかしないを判断することが鍵となる。

行政的独占の違法性基準は、競争を排除し又は制限することである。行政機関また公共組織の権力濫用行為は多岐にわたるが、独占禁止法はすべての権力濫用行為を規制することではなく、そのうちの競争を排除し又は制限する行為のみを規制する。この違法性基準は、独占協定、市場支配的地位の濫用及び企業結合と共通する。違法性基準の共通化により、行政的独占と経済的独占（私的企業による独占）の実施主体が異なるにせよ、両者の競争制限効果が同様であることが示されている。

本条において、また後の幾つかの条文で用いられる「法律・行政法規」とは、中国における法令の構成レベルを表している。中国は、市場経済改革以来、多くの行政機関に法に準ずる法令を制定する権限を与え、法整備の不健全な状況を緩和させてきた。しかし、多くの行政機関に法令制定権を与えた結果、様々な地方保護的、部門利益中心の法令も多数出された。また、各レベルの法制定権限が明確化されていないため、結局、国全体の法秩序ないしヒエラルギーにかかわる問題が生じている。そのため、中国は、2000年3月に、「立法法」を制定し、各レベル行政機関の立法活動を規範化し、法体系秩序を明確化させた。「立法法」によれば、中国の法体系は、基本的に憲法、法律、行政法規、地方法規・自治条例及び単行条例・規章から構成される。「法律」は全国人民代表大会及びその常務委員会が制定・公布する規範性文書であり、その法的効力及び地位は、憲法より低い、行政法規や、地方法規などより高い。行政法規は、國務院により制定されており、「条例」、「規定」及び「弁法」に分けられる。また、國務院に属する各部や委員会が法律・行政法規に基づいて定める規則は「規章」となるが、その効力性は、法律・行政法規より一段低い。この条でいう「法律・法規で授権する公共組織」とは、法律のほかに、國務院が制定する行政法規により設立した公共事務を管理する組織を指している。

第9条（國務院独占禁止委員会）

1 國務院は、独占禁止委員会を設立する。國務院独占禁止委員会は、独占禁止業務を組織し、調整し及び指導し、次に掲げる職責を負う。

- (1) 競争関連政策を研究し、策定すること
- (2) 市場全般の競争状況の調査及び評価を組織し、評価報告書を公表すること
- (3) 独占禁止ガイドラインを制定し、公布すること
- (4) 独占禁止に関する法執行を調整すること
- (5) 國務院の定めるその他の職責

2 國務院独占禁止委員会の構成及び業務規則については、國務院がこれを規定する。

解説：中国独占禁止法の立法においては、独占禁止主管機関の設立をめぐる、二つの

教育出版社、2002年、第292頁。しかし、全国人大常委法制工作委员会經濟法室編『中華人民共和國反壟斷法——条文說明、立法理由及相關規定』（北京大学出版社、2007年8月）第38頁では、本条での行政機関は國務院、地方各レベル人民政府及び中央・地方人民政府に所属する行政部門も含んでいると示されている。

要素を考慮しなければならないと考えられた¹³。その一つは、中国における独占禁止主管機関の設立の現実的可能性である。中国においては、独占禁止政策の執行が幾つかの機関により分散され、この現状下では、統一的独占禁止主管機関を新設することや、既存の一つの執行機関に集約させることは大きな困難を伴い、その現実可能性は低いと認識された。もう一つは、独占禁止主管機関の将来的変更可能性である。中国においては、現在、行政改革が行われており、独占禁止主管機関を固定すべきではなく、将来的には機構の調整可能性を確保しなければならない¹⁴。このように、立法機関は、最終的に既に存在していた執行機関が独占禁止法の施行後も引き続き所在分野の独占禁止業務を執行し、その上で国務院独占禁止委員会を設立する、という「2層構造」の仕組みを確定させた。

この条と後の第10条は、中国における独占禁止主管機関の構造及び役割を規定している。第9条は、国務院独占禁止委員会を設立し、それにより独占禁止業務を組織し、調整し及び指導する、と規定している。国務院独占禁止委員会は準立法的な権限を有するが、準司法的な権限を有しない。国務院独占禁止委員会の準立法権限は、(1)競争政策の研究・企画、(2)市場競争状況の調査及び評価、(3)ガイドラインの制定などが挙げられる。独占禁止法の執行は、国務院独占禁止法執行機構により行われるが、独占禁止法執行機構の調査処理は準司法的な性格を持たない¹⁵。したがって、独占禁止法執行機構による独占禁止の調査処理は完全に行政的手続きである。既に存在していた独占禁止政策の執行機構により独占禁止業務の履行を行う体制は、今後、法執行権限をめぐる紛争を招くこととなり、また、具体的案件に対して意見の相違は避けられない。この場合には、独占禁止委員会による(4)独占禁止の法執行の調整がきわめて重要となる。ここでの「調整」とは、国務院独占禁止委員会は、単に重大案件に関して独占禁止関連機構の間の取扱う権限の調整にとどまらず、必要なときに処分決定を下すこともできる¹⁶。また、「2層構造」の仕組みは、固定された体制ではなく、将来的に機構の統合・調整の可能性もある。このような将来の変更可能性を見込んで、(5)国務院の定めるその他の職責という追加的な規定もおかれている。

この条第2項では、「国務院独占禁止委員会の構成及び業務規則は、国務院が規定する」と定められている。立法者の話によると、国務院独占禁止委員会は、国務院の各独占禁止法執行機構、その他独占禁止関連の部門管理機関の責任者からなる連合会議の性格を有する組織である。独占禁止委員会は、事件毎に臨時的に設立される組織ではなく、法的な機構であり、将来的に常設機構に変更する可能性もある¹⁷。また、国務院独占禁止委員会の業務は、独占禁止業務の組織、調整及び指導であるが、これは二つの意味を含んでいる。一つは、独占禁止委員会は、ハイレベルな機構であり、国全体の視野から、独占禁止業務を組織し、調整し、及び指導するが、具体的な独占禁止業務は行わないということである。もう一つは、独占禁止業務の一体性、公正性を確保するため、国務院独占禁止委員会は、すべての業種・領域の独占禁止に対して組織、調整及び指導する役割を果たすべきであるという趣旨である。なお、構成員については、第2部第2を参照されたい。

¹³ 曹康泰編『中華人民共和國反壟断法解説——理念、制度、機制、措置』、中国法制出版社、2007年、第181頁。

¹⁴ 同上、第182頁。

¹⁵ この理由は、(1)中国の独占禁止法執行機構が純粋な行政機関であること、(2)司法審判手続は、専門の司法機構により実施されるべきであること、(3)「司法最終救済」の原則に基づき、行政機関が司法手続によって調査審理を行うことは、適切ではないこと、(4)中国において準司法的手続により独占禁止業務を調査処理することは、経済効率の理論に適合しないこと、とされている。同上、第206頁参照。

¹⁶ 同上、第188頁。

¹⁷ 同上、第186頁。

第10条（国務院独占禁止法執行機構）

1 国務院が規定する、独占禁止の法執行の職責を担当する機構（以下「国務院独占禁止法執行機構」という）は、この法律の規定に基づき、独占禁止の法執行に責任を負う。

2 国務院独占禁止法執行機構は、業務上の必要に応じて、省、自治区及び直轄市の人民政府の対応機関に対し、この法律の規定により独占禁止関連の法執行を行わせることを授權することができる。

解説：この条は、国務院独占禁止法執行機構に関する規定である。

中国独占禁止法は、最終的に「2層構造」の独占禁止主管機関の仕組みを確立し、それによって、国務院は、国務院独占禁止委員会を設立する一方、既存の独占禁止政策の執行機構を生かして独占禁止業務を執行させる体制を採用している。既存の独占禁止政策の執行機構として、現在、国家発展改革委員会は価格関連の独占禁止業務を行い、国家工商行政管理総局は市場支配的地位の濫用規制を行っている。また、企業結合の規制は、商務部により行われている。「2層構造」の下では、この三つの機関は、独占禁止法の施行後にそれぞれの分野で独占禁止法を執行することになる。このほか、国家電力監督委員会、工業と情報化部、鉄道部、民航総局、国家煙草専売局、証券監督委員会、銀行監督委員会及び保険監督委員会等の機関が、関連法律・法規に基づいた所管分野の独占禁止業務を行うこととなる。このような現状の下では、中国独占禁止政策の執行について、ある学者がこれを「3 + X」体制であると指摘している¹⁸。

独占禁止法は、中央レベルで執行される法律であって、地方レベルで執行される法律ではない¹⁹。本条2項に基づき、国務院独占禁止法執行機構は、業務上の必要に応じて、省、自治区及び直轄市の人民政府の対応機関に対し、独占禁止関連の法執行業務を行わせるよう授權することができる、と規定されている。これについては、次の三点を明確化する必要がある。一つは、地方における独占禁止業務の執行は、省・自治区・直轄市レベルにとどまっており、省レベル以下の県、市レベルには及んでいないこと。二つ目は、独占禁止法執行機構の権限が国務院により規定されるのに対して、省レベルでの対応機関は独占禁止法執行機構の授權によって独占禁止業務を行うこと²⁰。三つ目は、省レベルで授權される機関は、統一的な政府機関ではなく、中央レベルでの三つの独占禁止法執行機構にそれぞれ対応する政府部門であるのかどうかという点である。この意味では、例えば、国家工商総局は、ある省で市場支配的地位の濫用行為が摘発された場合には、省の工商局に授權し該当行為を調査・処理させることができる。しかし、市場支配的地位の濫用は、省を跨って行われる場合には、これを省レベルの工商局に委託することが適切ではなく、国家工商総局により調査、処理されるべきであると考えられる。

第11条（事業者協会）

事業者協会は、業界の自律を強化し、該当業種の事業者に対して法に従って競争するように導き、市場競争秩序を維持しなければならない。

¹⁸ 時建中「解析中国反壟断法」、『中国現代企業報』、2007年9月4日。

¹⁹ この点では、中国独占禁止法は、米国における連邦反トラスト法と州の反トラスト法と並存する状況とは違っている。また、不正競争防止法において、省レベルで不正競争防止法実施細則が制定されている状況とも異なっている。

²⁰ ある学者は、省レベルの政府対応機関が、国務院独占禁止法執行機構と同様に独占禁止主管機関の範囲に入るため、中国独占禁止主管機関を「3層構造」であると指摘している。王晓暉編『中華人民共和國反壟断法詳解』、知識産権出版社、2008年、第67頁。

解説：この条は、事業者協会の役割、市場競争秩序を維持する義務を定めている。事業者協会は、業界の共同利益を求めするために、同種または類似業界の経済組織、個人経営者、農業労働者などの市場主体により成立し、業界サービス及び自律管理を行う非営利的社会団体法人である。事業者協会の役割は、主に業界サービスの提供と自律管理であるが、事業者協会は、例えば製品価格を固定したり、取引条件を制限したりする行為などを行い、競争を制限する可能性がある。そのため、競争法の中には事業者協会による競争制限行為を規定する立法例が見られる²¹。中国においては、事業者協会により行われる競争制限行為は、独占禁止法第 16 条、46 条により規制される。

中国における事業者協会とは、いわゆる「体制外協会」と「体制内協会」という区別がある。「体制外協会」とは、企業同士が同業界の利益と自律管理を図るために自主的に組織された協会である。例えば、中国作家協会、中国家具協会がこれに当たる。一方、「体制内協会」とは、もともと政府の部門から転換されており、政府の授権ないし委託を受けて業界の管理を行い、その性格、役割及び活動方式の面において「体制外協会」と異なっている。これは、例えば、中国弁護士協会、消費者協会がそれに当たる。「体制内協会」は、政府機関とのつながりが強く、業界の自律組織というより、業界を管理する役割も果たしている。実際に、中国における多くの事業者協会は、サービスの提供と自律管理を行わず、政府の動向を密接に把握し、政府と企業との関係の調整者、企業の代理者として働いている²²。このような事業者協会の競争制限行為は、単に事業者協会の行為として独占禁止法を適用するか、それとも行政的独占として規制すべきかについては、また一つの課題になる。事業者協会が行政的独占かを判断することによって、法的適用はまったく異なり、負われる責任も完全に変わることには注意を要する。

第 12 条（関連定義）

1 この法律にいう「事業者」とは、商品の生産・経営又はサービスの提供に従事する自然人、法人及びその他の組織をいう。

2 この法律にいう「関連市場」とは、事業者が一定の期間において特定の商品又はサービス（以下は、「商品」という）に関し競争を行う商品範囲及び地域範囲をいう。

解説：この条は、独占禁止法における二つの最も重要な概念を定義している。

中国独占禁止法において、事業者の概念については二つの特徴がある。一つ目は、事業者の主体特徴である。すなわち、事業者は、自然人、法人及びその他の組織を含んでいる。中国の「民法通則」（1986 年 4 月 12 日採択）によれば、自然人は、中国国民、外国国民及び無国籍人が含まれる。法人は、企業法人、事業法人、機関法人及び社会団体法人に分けることができる。その他の組織とは、法人資格を有しないパートナーシップ、農村の請負経営者、自営業及び行政機関や公的組織が営む法人格を持たない事業などを含む²³。しかし、二つ目は、事業者の行為特徴である。自然人、法人及びその他の組織は、当然に事業者になるのではなく、商品生産、経営またはサービスの提供に従事するときに、独占禁止法の規制対象である事業者になる。したがって、事業者の範囲はきわめて広範であり、企業法人、事業法人、機関法人及び社会団体法人等に渡っている。

中国独占禁止法においては、関連市場を、事業者が一定の期間において特定の商品又はサービスに関し競争する商品範囲及び地域範囲と定義している。これによって、独占禁止

²¹ 例えば、日本独占禁止法において事業者団体の禁止行為が規定されている。

²² 余暉『行業協会及其在中国的発展：理論与案例』、经济管理出版社、2002 年、第 58 頁。

²³ 魏振瀛編『民法』（第 3 版）北京大学出版社・高等教育出版社、2007 年、第 120 頁。

法は、関連市場を「商品市場」と「地域市場」と分けており、他の競争法を有する国と同様な定義の方法を採用している。一方、中国独占禁止法は、「一定の時間」をも考慮しており、これはそもそもドイツないしEUの判例法上の考えを参照していると思われる²⁴。中国独占禁止法の起草過程では、関連市場の画定に関して様々に議論されてきた。現実的に中国の各地域間の発展レベルが大きく異なっており、地域間の交通手段によって、商品流通などが制限されることも考えられることから、分野によっては全国统一市場を画定するのは適当ではないであろう。また、多民族国家であるため、各地域の人々の生活習慣、消費レベルも異なり、地域的な市場でしか流通しない商品もある。それゆえ、中国では、特定の商品に対し、全国同一市場を画定することは多くの困難に直面する。むしろ、経済発展レベル及び地域間の差異に従い、特定の商品に対して地域市場を認める必要があると考えられる。

市場画定に関しては、先進国において伝統的に商品需要の代替性（需要の交差価格弾力性）により同一市場を画定してきたが、現在、日米欧の独占禁止法の実践において、経済学の分析により市場画定する方法が精緻化されてきている。米国は、1992年の企業合併ガイドラインにより、いわゆる「小さいが実質的で一時的ではない額の価格引上げ（SSNIP）」テストを用いた市場画定方法を確立した。SSNIPテストは、経済データの分析に依存するが、現在、先進諸国における市場画定の判断基準として共通されつつある。現実的に、中国において全国市場または地域市場における統計データは欠如しており²⁵、独占禁止法執行機構は、結合に参加する事業者の市場占拠率や関連市場の集中度など正確に判断するには、多くの課題を解決しなければならない。この意味では、中国独占禁止法の運用において、関連市場を画定する際に、独占禁止法執行機構の自由裁量に大きく依存することになると思われる。なお、後述するが、2009年1月、商務部より「関連市場の画定に関する指針案」の公表・意見照会がなされた。今後、同指針の取り扱いに注目したい。

第2章 独占協定

第13条（水平的独占協定）

- 1 競争関係にある事業者は、次に掲げる独占協定をしてはならない。
 - (1) 商品価格を固定し、又は変更すること
 - (2) 商品の生産量又は販売量を制限すること
 - (3) 販売市場、又は原材料購入市場を分割すること
 - (4) 新技術・新設備の購入、又は新技術・新製品の開発を制限すること
 - (5) 共同で取引を拒絶すること
 - (6) 国务院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占協定
- 2 この法律にいう独占協定とは、競争を排除または制限する協定、決定またはその他の協調行為をいう。

²⁴ 日米独占禁止法の市場画定では、商品市場と地域市場が考慮されるが、関連市場の時間性がとられる視点は、EUないしドイツ競争制限禁止法の考え方である。尚明『対企業濫用市場支配地位の反壟断法規制』、法制出版社、2007、第59頁参照。

²⁵ 国家商務部独占禁止調査弁公室は、企業の年間売上高に従い、中国での34業種の上位4位、上位8位企業の1996 - 2003年の産業集中度、またHHI指数を用いて2000 - 2003年での産業集中度を計算した。その結果、電力、ガス、水道などの自然独占産業以外の産業では2 - 6社左右の統計データしか入手できず、全国市場における関連統計資料の不全が示されている。前掲、尚明（2007）、第137 - 144頁参照。

解説：この条は、独占協定のうち水平的独占協定の禁止に関する規定である。独占協定の概念に関しては、独占禁止法は、それが競争を排除または制限する協定、決定またはその他の協調行為であると定義している。

中国独占禁止法は、独占協定の違法要件を、「競争を排除または制限する」と定めており、独占協定の具体的形式を、協定、決定またはその他の協調行為であると定めている。「協定」とは、事業者の間で明示的に締結する合意、契約のことを指す。協定の締結は、必ずしも書面のものだけでなく、口頭で行った合意も含まれる。「決定」とは、事業者団体を通して、その組織規則、定款、決議などの形で行った、競争を排除または制限する決定のことを指している。事業者の間で合意を達成するか否かにかかわらず、黙示的に競争を排除又は制限する共同行為を行ったときに、「協調行為」にあたる。したがって、中国独占禁止法における独占協定は、明示的にまたは黙示的に行われた、競争を排除または制限する共同行為である、と理解できる。

独占協定は、一般的に、水平的協定と垂直的協定に分けることができる。この条は、水平的協定の幾つかの典型的種類を列挙し、それを禁止すると定めている。列挙された独占協定は、価格カルテル、生産量または販売量の制限、市場分割、新技術・新設備の購入・開発の制限、共同の取引拒絶の5種類である。本来、新技術・新設備の購入または開発は、他の4種類の独占協定と比べて、競争制限の違法性において程度の差があり、他の4種類の独占協定と並列することの妥当性が疑われる。中国独占禁止法では、これを水平的独占協定の中に列挙して禁止することは、中国政府が掲げてきた「技術創新」戦略への重視、独占協定による新技術・新設備の購入又は開発への制限効果を厳しく規制する狙いを表しているのではないかと考えられる。

水平的協定のいくつかの類型を列挙し、それを禁止するという規定であるが、これらの行為は直ちに違法になるわけではない。後の第15条によれば、この条により禁止される水平的協定行為は、第15条に定める条件を満たせば、独占協定の免除にあたり、その競争制限の違法効果も相殺されることになる。したがって、中国独占禁止法は、水平的協定と垂直的協定を分けて規制しているが、当然違法の基準が用意されていない²⁶。言い換えれば、独占禁止法は、すべての独占協定に対して、いわゆる「合理の原則」(rule of reason)を適用して判断される可能性がある²⁷。この条1項の(6)には、「国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占協定」と書かれているが、これは、前(1) - (5)に列挙される独占協定以外で独占禁止法執行機構により認定される独占協定の受け皿規定である。この規定は、事業者の独占協定行為の多様性に対応して、経済活動において現れうる新しい合意の認定権限を国務院独占禁止法執行機構に与えている。それゆえ、この条の「その他の独占協定」とは必ずしも明確ではないが、今後、独占禁止法執行機構が独占協定の違法要件と具体的形式を満たす行為を新たに独占協定として認める可能性を示している。

第14条（垂直的独占協定）

事業者が取引相手先との間で、次に掲げる独占協定を達成することが禁止される。

(1) 第3者に対し商品を転売する価格を固定すること

²⁶ 中国独占禁止法立法の主要制定者の一人、国務院法制弁公室の主任を務める曹康泰氏は、独占禁止法は中国の社会発展の実際情況に基づき、独占協定に対し明確に当然違法を適用するか合理原則を適用するかを規定せず、すべての独占協定に対して適用免除が用意されていると示唆している。曹康泰編『中華人民共和国反壟断法解説——理念、制度、機制、措置』、中国法制出版社、2007年、第73頁参照。

²⁷ 中国社会科学院教授王晓晔（『中華人民共和国反壟断法詳解』、知識産権出版社、2008年、第92頁）と呉振国中国商務部条約法律司副司長（『中華人民共和国反壟断法解説』、人民法院出版社、2007年、第236頁）両氏は、ハードコア・カルテル行為については、第15条に規定された除外規定に適用しないと解釈している。

- (2) 第3者に対し商品を転売する最低価格を限定すること
- (3) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占協定

解説：この条は、独占禁止法における垂直的独占協定を禁止する規定である。

垂直的協定は、普通、競争関係のない、川上川下企業間に結ばれた協定であり、商品・サービスの生産または流通のすべての段階で発生する可能性がある。特に小売流通業における制限的協調は、垂直的独占協定のもっとも典型的例である。垂直的協定の多くは（事業者とりわけブランド企業の流通統合と見られる）川下企業間の競争制限効果とブランド企業間の競争促進効果の両方があるので、主要先進国の競争法においてはケース・バイ・ケースで判断される。大まかに言えば、垂直的独占協定は、垂直的価格制限とそれ以外の非価格制限に分かれており、前者が一般に当然違法の原則を適用するが、後者に対しては競争制限性と流通効率化を総合的に判断することによって、その違法性又は合法性が判断される。

第14条においては、中国独占禁止法は、垂直的独占協定に対し柔軟な規制方法を確立させている。まず、独占禁止法は、すべての垂直的協定を禁止するのではなく、その中で比較的競争制限効果が顕著な転売価格の固定と最低転売価格の限定のみを規制する。また、独占禁止法は、他の垂直的協定に対しても、その存在する違法可能性を排除せず、国務院独占禁止法執行機構により、事件毎に違法な独占協定を認定することを可能にしている。本条の(3)は、このために置かれた受け皿規定である。

しかし、前述第13条と同様に、この条に規制される転売価格の固定と最低転売価格の限定は、直ちに違法になるとはいえない。後の第15条に規定された条件を満たせば、独占協定の免除にあたり、その競争制限効果も相殺されることになる。

第15条（独占協定の免除）

1 事業者が、その達成する協定が次に掲げる状況の一つに該当するものであると証明できる場合には、この法律第13条、第14条の規定を適用しない。

- (1) 技術を改善し、新製品を研究開発するための協定
- (2) 製品の品質を向上し、コストを削減し、効率を促進し、製品の規格・基準を統一し、又は専門化を実行するための協定
- (3) 中小事業者の経営効率を向上し、又はその競争力を増強するための協定
- (4) エネルギー節約、環境保護、災害防止・救助等の社会公共利益を実現するための協定
- (5) 経済的不況期において、販売量の著しい減少、又は明白な過剰生産を緩和するための協定
- (6) 対外貿易及び対外経済協力において正当な利益を保護するための協定
- (7) 法律及び国務院が規定するその他の状況

2 第1項第(1)～(5)の状況に該当し、この法律第13条、第14条の規定を適用しない場合には、事業者は、その達成する協定が関連市場の競争を著しく制限せず、並びに消費者が当該協定によってもたらされる利益を享有することができることを証明しなければならない。

解説：この条は、独占協定の適用除外に関する規定である。中国独占禁止法においては、当然違法を適用するか合理の原則を適用するかに関して明確に規定していないが、すべて

の独占協定に対して適用除外制度が規定されている²⁸。

本条第1項を見れば、世界各国の競争法において、歴史上にあった、または現実的に存在する独占協定の適用除外規定の多くが、中国独占禁止法に見られる。(1)は共同研究開発である。現在、日米欧先進諸国において、共同研究開発行為に関するガイドラインを公布し、一定の条件を満たす共同研究開発行為が独占協定から除外されると規定されている。(2)は合理化カルテルである。合理化カルテルは、企業間の生産基準の統一化、専門化生産のために行われており、協定自体が製品品質と生産効率の向上に利す場合、独占禁止法の適用から除外される。(3)は中小企業カルテルである。中小企業は、大企業との取引の際に競争上不利な地位に陥るため、日米欧先進国においても中小企業間で結ばれた一定範囲のカルテル行為は競争法から適用除外されるのは一般的である。(4)は社会公共利益カルテルである。社会公共利益を保護することが社会主義制度の本質的な要求であり、独占禁止法が社会公共利益を保護することは当然のことである。(5)は不況カルテルである。経済不況期において、過剰な生産または過当競争を回避するために、事業者の間で行われるカルテルは独占禁止法から適用除外される。(6)は対外貿易におけるカルテルである。競争法は、国内市場のカルテル行為を規制するが、国内市場の競争への影響が少ない対外貿易中において正当な利益を保護するためのカルテル行為に対しては、一般的に適用除外になっている。(7)は、前(1)から(6)までの規定以外の受け皿規定である。これによって、経済発展状況に応じて法律及び國務院は新しい適用除外を規定することができる。

以上のように、中国独占禁止法は、広範な適用除外制度を規定している。これにより、第13条と第14条において、一見、厳しく禁止される各種の独占協定行為は、この条に規定される状況を満たす場合には、独占禁止法から適用除外される可能性がある。2項によると、該当事業者は、独占協定の適用除外を申請するときに、次の三つの状況について、立証責任を負わなければならない。第一に、結ばれた協定は、独占禁止法第15条1項に規定された状況を満たさなければならない。第二に、事業者は、その結ばれた協定が関連市場における競争を著しく制限していないことを証明しなければならない。第三に、事業者は、その結ばれた協定から消費者が利益を享受することができることを証明しなければならない。事業者は、独占協定の適用除外を申請するときに、前述した三つの状況をすべて証明しなければならない。勿論、このような証明は、事業者に課される義務ではない。事業者がその結ばれた協定が除外の規定を満たすかどうかを自ら判断し、独占協定の適用除外の規定を適用したい場合に、上述した三つの立証責任が負われる。独占禁止法執行機構は、自主的に事業者間の協定が除外規定に該当するかを審査することができるが、これも独占禁止法執行機構の自由裁量に任される²⁹。したがって、独占協定の適用除外制度の運用において、事業者にしても、独占禁止主管機構にしても、非常に柔軟である。他方、事業者がその達成した協定が対外貿易及び対外経済協力における正当な利益を保護するためであると証明できる場合には、当該協定は禁止されないものと考えられる。この場合に、事業者は、上述第二、第三の証明は必要ないと考えられる。

第16条（事業者協会の独占行為）

事業者協会は、該当業界の事業者がこの章で禁止された独占行為に従事するように組織してはならない。

²⁸ 曹康泰編『中華人民共和國反壟斷法解讀——理念、制度、機制、措置』、中国法制出版社、2007年、第73頁。

²⁹ 商務部条法司編『反壟斷法理論与中外案例評析』、北京大学出版社、2008年、第155頁。

解説：この条は、全人代常務委員会における独占禁止法の第3回目の審議を行うときに新たに挿入した条文である。独占禁止法の草案段階では、附則の中で「事業者協会などは、競争を排除または制限する行為を組織し、実施するときに、この法律を適用する。」と定められていたが、同規定が独占協定の中に置かれたことは、事業者協会による独占行為の違法性を明確にするためである。

事業者協会は、事業者を組織して共同で価格カルテル、取引拒絶、数量制限、市場分割などの競争制限行為を行うおそれがある。また、事業者協会は、自身の特殊な地位を利用して認証、許可、標準化などの名目で特定の事業者間の競争を制限するおそれもある。中国においては、前述したように、多くの事業者協会は実際に業界の管理・監督を行っており、この場合には事業者協会の行為が第5章に規定される行政権力の濫用に該当する可能性もある。この条は、事業者協会に対して本章で規定される独占協定に従事するように組織する行為を禁止している。事業者協会の「組織する行為」は、(1)事業者に対して独占協定を行わせるような提言、意見、考え方、(2)協定の具体的内容また文書の企画、(3)事業者間の連絡、協定を達成するための環境作り、などがあげられる³⁰。しかし、本条の規定は非常に抽象的で、今後、法運用の際には、事業者協会の定義、行為方式及び責任主体の具体化に関するガイドラインの制定が必要であると考ええる。

第3章 市場支配的地位の濫用

第17条（市場支配的地位の濫用の禁止）

1 市場支配的地位を有する事業者は、次に掲げる市場支配的地位の濫用行為に従事してはならない。

- (1)（独占価格）不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入すること
- (2)（略奪的価格設定）正当な理由がないのに、コスト以下の価格で商品を販売すること
- (3)（取引拒絶）正当な理由がないのに、取引相手との取引を拒絶すること
- (4)（強制的取引）正当な理由がないのに、取引相手に自己と取引することを強制し、又は自己が指定した事業者との取引のみに限定すること
- (5)（抱き合わせ販売及び不合理な取引条件付き販売）正当な理由がないのに、抱き合わせ販売を行い、又は取引の際にその他の不合理な取引条件を付すること
- (6)（差別的待遇）正当な理由がないのに、同様な条件を有する取引相手に対し、取引価格などの取引条件に関して差別待遇を行うこと
- (7) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の市場支配的地位の濫用行為

2 この法律にいう市場支配的地位とは、事業者が関連市場において商品価格、数量若しくはその他取引条件をコントロールすることができ、又は他の事業者による関連市場への参入を阻止又は影響する能力を有する市場地位をいう。

解説：この条は、独占禁止法における市場支配的地位の定義及び典型的濫用行為の禁止を規定している。日米における私的独占や独占化(monopolization)などの言い方に対し、中国独占禁止法において、市場支配的地位の濫用行為を列挙しそれを禁止する方式は、明らかにEU競争法を参考している。

³⁰ 王曉暉編『中華人民共和國反壟斷法詳解』、知識産權出版社、2008年、第247頁参照。

この条第 2 項は、中国独占禁止法における市場支配的地位の定義を定めている。それによれば、市場支配的地位は二つの状況下で認定される。一つは、事業者が関連市場において商品価格、数量若しくはその他取引条件をコントロールすることができる場合である。もう一つは、事業者が関連市場において他の事業者による関連市場への参入を阻止し又は影響する能力を有する場合である。この二つの状況は、選択的な関係ではなく、交差的な関係である³¹。市場支配的地位を確定するためには、まず、関連市場の画定が必要であり、それゆえ、本条の運用において企業結合規制と同様に、関連市場を画定することが前提となる。

第 6 条の解説で述べたように、中国独占禁止法は、市場支配的地位そのものを規制するのではなく、市場支配的地位の濫用行為を禁止している。しかし、独占禁止法は、「濫用」自体を定義しておらず、幾つかの濫用行為を列挙し、それを禁止することにとどまっている。他の国の競争法を見ても、市場支配的地位の濫用を禁止する立場を採用するが、「濫用」そのものを定義する例は見当たらない。中国独占禁止法において、市場支配的地位の濫用行為は、この条 1 項 (4) の強制的取引以外に、基本的に OECD の解説と一致している³²。本条 1 項 (7) は、前 (1) (6) で列挙された市場支配的地位の濫用を禁止するほか、独占禁止主管機関に対して新しい濫用行為の認定の権限を与えている。これは、不正競争防止法において、工商行政管理部門が法律で定める行為のみを規制する権限を持つのと対照的である³³。

独占禁止法において、この条で列挙された行為が当然違法に設定されているわけではない。それぞれの行為に対して「不公平な」、また「正当の理由がないのに」という限定的な条件が付き加えられている。したがって、本条で定められた事業者の市場支配的地位の濫用行為は、以下の三つの特徴がある。まず、事業者は、市場支配的地位を有することである。市場支配的地位を有しない事業者は、この条で定める行為に従事しても違法にならない。次に、市場支配的地位を有する事業者は、独占価格、略奪的価格、取引拒絶、差別価格、強制的取引、抱合せ販売、また国務院独占禁止法執行機構が定めるほかの濫用行為に従事しており、また、これらの濫用行為を行う合理的な理由がないことである。それゆえ、独占禁止法における市場支配的地位の濫用の認定は、当然違法の原則ではなく、合理の原則に基づいている。例えば、事業者が新鮮商品や季節的商品を処分するときの低価格販売、販売条件を満たさない販売先への取引拒絶、本来セットになっている商品の抱合せ販売などのような、合理的な理由があるときには、市場支配的地位の濫用とは認定されない。しかし、実践においてどのように「不公平な」、また「合理的な理由がない」を判断するかは、独占禁止法が定めておらず、国務院独占禁止施行機構による自由裁量の余地は大きいと思われる。

第 18 条 (市場支配的地位の認定要素)

事業者の市場支配的地位を認定するときに、次に掲げる要素に基づくこととする

³¹ 時建中編『反壟断法——法典积評与学理探源』、中国人民大学出版社、2008 年、208 頁。

³² OECD は、「支配的地位の濫用」(abuse of dominant position) を「支配企業がその市場地位を維持しまた強化する反競争的行為」と定義し、典型的な例として過当価格(excess prices)、価格差別(price discrimination)、略奪的価格(predatory pricing)、取引拒絶(refusal to deal/sell)、抱合せ販売(tied selling)等が挙げられている。See OECD: Glossary of Industrial Organization Economics and Competition Law, p9. (4) 強制的取引については、もともと不正競争防止法第 6 条で定められており、独占禁止法においてそれを導入していると思われる。

³³ 不正競争防止法の立法の際に、中国における法執行機関による競争法に関する認識の不足及び執行経験の欠如等の状況に基づき、不正競争防止法は、法律で列挙された 11 種類の行為のみを規制し、法執行機関による新しい反競争的行為の認定を制限している。

- (1) 当該事業者の関連市場における市場占拠率、及び関連市場の競争状況
- (2) 当該事業者の販売市場又は原材料購入市場における支配力
- (3) 当該事業者の資金力及び技術条件
- (4) 他の事業者の当該事業者に対する取引上の依存程度
- (5) 他の事業者による関連市場への参入の難易度
- (6) 当該事業者の市場支配的地位の認定に関連するその他の要素

解説：この条は、中国独占禁止法における市場支配的地位の認定の考慮要素を規定している。市場支配的地位を認定する場合は、関連市場の画定が前提であるが、関連市場を画定した上で、どのように市場支配的地位を判断するかが重要である。中国においては、独占禁止法の執行に関する経験が乏しく、法律上で市場支配的地位の認定要素を定めることは、独占禁止法執行機構に対し明確な指導になると思われる。

中国独占禁止法は、事業者の関連市場における市場占拠率、川上川下市場に対する支配力、資金力と技術、他企業からの依存性と市場参入の難易度などの総合的要素より市場支配的地位を判断する。この中で、特に事業者の市場占拠率は、市場支配的地位を判断する最も重要な要素である。一方、市場占拠率を有しない事業者が、(2)川上市場(原材料購入市場)と川下市場(販売市場)において大きな支配力を持ち、または、(3)他の事業者と比べて巨大な資金力や技術を持つ場合には、市場支配的地位を有することが認定される余地がある。したがって、市場占拠率はある程度で相対的なものであり、市場占拠率の大きい事業者は川上・川下市場に対する支配力はなく、また他の事業者に対し有利な資金力ないし技術を保有しない場合には、市場支配的地位を有しないと判断される可能性がある。

また、事業者の支配的地位の認定は、(4)他の事業者からの取引上の依存程度、(5)他の事業者による当該市場への参入の難易度からも影響される。他の事業者の取引上の依存程度は、例えば、販売先のブランド商品への依存、商品供給の不足のため供給先に対する依存、長期的な契約関係に基づく取引先への依存、不可欠施設の使用に基づく依存、知的財産権に基づく技術使用上の依存などがあげることができる。他の事業者による市場参入の難易程度も当該市場における事業者の市場支配的地位の考慮要素になる。市場参入の難易程度は、例えば、参入資金の大きさ、特定の技術の不可欠性、規制分野における参入への制限的政策などがあげられる。これらの要素を総合的に考慮することによって、事業者が関連市場において市場支配的地位を有するかどうか判断される。

本条(6)は、市場支配的地位の認定要素の受け皿規定である。これによって、独占禁止法執行機構が、市場支配的地位の認定に際して法律上で規定されない他の要素を採用することを可能にしている。これは、独占禁止法執行機構に対して市場支配的地位を認定する裁量的権限を与えており、法執行上の柔軟性を保っている。

第19条(市場支配的地位の推定)

1 以下に掲げる事由の一つに該当する場合には、事業者が市場支配的地位を有するものと推定することができる。

- (1) 一つの事業者の関連市場における市場占拠率が2分の1に達する場合
- (2) 二つの事業者の関連市場における市場占拠率の合計が3分の2に達する場合
- (3) 三つの事業者の関連市場における市場占拠率の合計が4分の3に達する場合

2 前項(2)(3)で規定される事由のうち、事業者の市場占拠率が10分の1に満たさない場合は、当該事業者が市場支配的地位を有すると推定してはならない。

3 事業者が、市場支配的地位を有すると推定されても、市場支配的地位を有しないと

証明できる証拠がある場合は、当該事業者が市場支配的地位を有すると推定してはならない。

解説：この条は、事業者の市場支配的地位を推定する制度を規定している。

前述のとおり、市場占拠率が事業者の支配的地位を判断する最も重要な根拠である。市場占拠率が大きく、明らかに支配的地位を占める事業者に対して、最初から認定する必要はない。しかし、どの市場占拠率で支配的地位を推定するかについては、世界各国の法律または判例上では必ずしも一致していない。中国独占禁止法において、一つの事業者の関連市場の占拠率が2分の1、二つの事業者の市場占拠率の合計が3分の2、三つの事業者の市場占拠率の合計が4分の3に達する場合に、当該事業者（または複数事業者）が市場支配的地位を有することが推定できる、と規定されている。法律上で規定されていないが、複数事業者の市場占拠率の合計により支配的地位を判断する場合は、複数の事業者が互いに競争関係にあり、その相互の間に実質的な競争が行われていないという理解が必要である。

また、複数事業者の市場占拠率の合計を計算する際には、いずれかの事業者の市場占拠率が10分の1を満たさない場合は、当該事業者が支配的地位を有することを推定しない。これは、いわゆる、「デミニマス」(de minimis) 基準であり、EU 競争法において水平的協定の競争制限性を判断する際に、違法としない最低限の市場占拠率の合計である³⁴。中国独占禁止法において、この基準を用いて市場支配的地位の推定が行われることは、市場占拠率の小さい中小企業を保護する趣旨であると考えられる。

独占禁止法執行機構は、この市場占拠率によって事業者の市場支配的地位を推定できるが、これは絶対的なものではなく、事業者がこの推定を覆すことができる。本条3項の規定は、2007年8月24日全人代常務委員会における独占禁止法草案第2回審議の際に、委員たちの提言により新たに増加された。この規定によれば、事業者が市場支配的地位を有すると推定されても、その合理的な証明により、独占禁止法執行機構の推定を覆すことができる。市場支配的地位を有しないと証明するために、事業者がどのような証明が必要なのか、また、独占禁止法執行機構はどのように判断するかは、独占禁止法は規定しておらず、法運用において、独占禁止法執行機構の裁量に任せられると考えられる。

第4章 企業結合規制

第20条（企業結合の種類）

企業結合は、以下に掲げる状況をいう。

- (1) 事業者合併
- (2) 事業者が株式又は資産の取得を通じて他の事業者に対する支配権を取得
- (3) 事業者が契約などの方式を通じて他の事業者に対する支配権を取得し、又は他の事業者に対して決定的影響を与えることができる状況

解説：企業結合規制は、中国独占禁止法において最も重要な構成部分であり、かつ、現在、急速に整備されている分野である。独占禁止法全体57条のうち、企業結合規制のみで12条を占めており、中国独占禁止法において、企業結合規制は大きなウエイトを占

³⁴ See Notice on Agreements or Minor Importance which do not appreciably restrict competition under Article 81(1) of the Treaty establishing the European Community (De Minimis), OJ [2001]C368/13.

めている。企業結合に関しては、中国会社法また証券法上、企業合併（Merger）企業併購（Merger & Acquisition）などの概念が多用されており、独占禁止法においては「集中」（Concentration）が用いられている³⁵。本報告書では、日本で一般的に使われる「結合」で表現する。後述のように、独占禁止法における企業結合規制は、企業合併や企業併購入を含んでいるが、これに限らない。独占禁止法は、中国における企業結合の三つの類型を列挙している。

第一は、事業者合併である。この事業者合併は、会社法上の企業合併と一致している。会社法第 173 条によれば、企業合併は吸収合併と新設合併を含んでいる。吸収合併とは、一つの会社が他の会社を吸収し、吸収された会社が解散することになる。新設合併とは、二つ以上の会社が合併して一つの新しい会社を設立することであり、合併に参加する会社双方が共に解散する。このように、独占禁止法は、事業者合併の概念を定義していないが、上述の会社法の規定より理解することができる。すなわち、二つ以上の独立した事業者が、資産・株式の取得または企業の解散を通じて一つの事業者を設立する法的行為である。事業者合併は、吸収合併と新設合併に分けることができるが、いずれの場合でも既存の一つ若しくは二つの企業が最終的に一つの企業として存続することになる。事業者合併は、企業結合の最も典型的な方式であるが、唯一のものではない。

第二は、事業者が株式または資産の取得を通じて他の事業者に対する支配権を取得することである。事業者が、他の事業者の株式または資産を取得し、それによって当該事業者に対して支配権を取得した場合は、独占禁止法上の企業結合と看做される。支配権の取得は、株式の取得と資産の取得との二種類があり、普通、株式の取得とは、会社法に基づき設立された有限責任会社と株式有限会社が対象となる。これに対して資産の取得とは、株式会社や有限責任会社だけではなく、株式会社化していない国有企業や集団企業、パートナーシップ、個人企業なども対象となる。しかし、「支配権の取得」はどうか判断されるかについては、独占禁止法には規定されていない³⁶。中国会社法において、支配的株主については、その出資額が有限責任会社の資本総額の 50%以上、または株式有限会社の株式総額 50%以上を保有する株主であると規定されている。株主は、その出資額また保有する株式が 50%未満の場合は、その出資額または保有する議決権のある株式が株主会及び株主大会の決議に対し重大な影響を与えることができるときには支配株主に看做される

³⁵ 「集中」とは、あらゆる経済的支配力の移転をもたらす取引方式を表しており、範囲上、会社法また証券法における「合併」、「併購」より広い。企業結合は、ある事業者が直接的または間接的にその他の事業者に対して支配的影響を与えることができるすべての結合方式を意味している。したがって、企業結合は、株式また資産の取得、ジョイントベンチャー、役員兼任、独占的技術使用協定などが含まれる。商務部条法司編『「中華人民共和國反壟断法」理解与適用』、法律出版社、2007年、第169頁。

³⁶ 2008年3月27日国务院法制办公室は「企業結合届出に関する規定（意見徴集稿）」を公表し、その中で、「他の事業者の支配権の取得」について四つの類型を規定している。これは、（1）他の事業者の50%以上の議決権のある株式また資産の取得、（2）他の事業者の議決権のある株式また資産の筆頭持主になること、（3）実際に他の事業者の多数の議決権を支配できること、（4）他の事業者の取締役会において半数以上の役員の選任を決定できること、である。しかし、この規定は、最終的に公布された「国务院關於企業結合申報標準の規定」では削除された。なお、2009年1月にパブリックコメントに付された「企業結合届出暫定法案」第3条において、「独占禁止法第20条第2、3項に述べる「他の事業者に対する支配権の取得」には、いかが含まれる。

- （1）他の事業者の50%以上の議決権付き株式あるいは資産を取得すること。
- （2）他の事業者の50%以上の議決権付き株式あるいは資産を取得するにはいたらないものの、株式あるいは資産の取得及び契約などの形で、他の事業者の1名以上の役員の任命、財務予算、経営販売、価格設定、重要投資、その他重要な管理・経営方針策定などの決定を行えるようになること。

二つ又はそれ以上の事業者が新しい企業を共同設立することは、独占禁止法第20条に述べる事業者結合に該当する。」と規定されている。

(第217条)とされている。

第三は、事業者が契約などの方式を通じて他の事業者に対する支配権を取得し、又は他の事業者に対して決定的影響を与えることができる状況である。この規定は、前述した(1)と(2)のほかに企業結合にみなされる状況の受け皿規定である。合併や株式・資産の保有などだけではなく、例えば、共同出資会社や、役員兼任、業務提携、技術援助契約などによって、実質的に結合が行われる可能性がある。本条の(3)は、事業者が契約などの方式により他の事業者の支配権を取得し、又は決定的影響を与えること、と規定しているが、ここでも、「支配権の取得」と「決定的影響」は、どう理解されるかは重要である。しかし、独占禁止法自体は、これを規定しておらず、2009年1月20日、商務部が公表したパブリックコメント「企業結合届出暫定法案」においてある程度明確化されているが、本報告書の執筆時点では正式な法案が出されていない。諸外国の実践から見れば、例えば共同出資会社、役員兼任、技術提携契約などにより実質的な支配権の形成が行われる場合が、本条の(3)に含まれる可能性がある。

第21条(企業結合の届出)

企業結合が国务院の規定した届出基準に満たした場合、事業者は、事前に国务院独占禁止法執行機構に対して届出を提出しなければならない。届出を提出していないときに結合を実施してはならない。

解説：この条は、中国独占禁止法における企業結合規制の届出義務、事前届出制度、届出基準及び届出ない結合の取扱いを規定している。この規定から、中国独占禁止法の企業結合の届出は、次の特徴がある。

第一に、中国独占禁止法は、企業結合の事前届出制度を規定している。事前届出制度は、事業者が結合を行う前に競争当局に申請を提出し、競争当局の事前審査を経て結合を行うか行わないかが決定される制度である。事前届出制度の長所は、結合の違法性を事前に回避できることである。これに対して事後届出制度は、事業者が結合を行った後に競争当局に届出を提出する制度である。事後届出制度は、事業者にとって迅速に結合を行える長所があるが、一旦、事後で結合の違法性が確認されれば、資産分離、企業分割などの巨大なコストを負うことになる。現在、先進国の競争法では、大体、事前届出制度を採用しており、中国独占禁止法は、世界の企業結合届出制度の流れに一致している。

第二に、中国独占禁止法は、企業結合の事前届出制度を規定しているが、届出の基準を規定せず、国务院に関連規準の制定に権限を与えている。2008年8月3日、国务院第20次常务会议が開かれ、「国务院關於经营者集中届出基準的規定」(以下、「企業結合届出規定」という。)が公布された。同規定第3条では、中国における企業結合の届出基準を次のように定めた。

「企業結合が次の状況の一つを満たすときは、事前に国务院独占禁止法執行機構に届出しなければならない、届出していない結合を実施してはならない。

- (1) 結合に参加するすべての事業者の前会計年度における世界範囲内での売上高合計が100億元を超え、かつそのうち少なくとも2事業者が前会計年度において中国国内での売上高がそれぞれ4億元を超える場合；
- (2) 結合に参加するすべての事業者の前会計年度における中国国内での売上高合計が20億元を超え、かつその中の少なくとも2事業者が前会計年度において中国国内での売上高がそれぞれ4億元を超える場合。

売上高の計算は、銀行、保険、証券、先物などの特殊な業種、領域の実状を考慮しなけ

ればならず、その具体方法は国務院商務主管部門が国務院関連部門と共同で制定する。」

また、同規定第4条では、前述した届出基準を満たさなくても、関連事実及び証拠により当該企業結合が競争を排除・制限する効果を有し、またその恐れがあるときに、国務院商務主管部門が法に従い調査しなければならないと規定されている。これによって、中国における企業結合の届出基準は、一つの明確の基準が定められたと共に、実状に従い一定の柔軟性を残す制度が確立されている。

最後に、中国独占禁止法における企業結合の事前届出制度は、結合を行う事業者にとって強制的な義務である。企業結合は、国務院が定める届出基準を満たす場合、結合に参加する事業者は、国務院独占禁止法執行機構に届出しなければならない。2009年1月7日、商務部独占禁止局は、「事業者結合届出に関する指導意見」を公布し、届出者の義務を明らかにさせた。それによれば、事業者合併方式の結合は、合併に参加する事業者の全体が届出を行う。その他の方式で行われる事業者結合は、支配権を取得しまたは決定的影響を与える事業者が届出を行い、その他の事業者が協力する(同指導意見第2条)とされる。企業結合は、届出せずに行われる場合には、独占禁止法第47条に従い独占禁止法執行機構が結合の停止、株式・資産の処分、営業譲渡などを命令することになる。

第22条(企業結合の届出の免除)

企業結合は、以下に掲げる事情の一つにあたる場合、国務院独占禁止法執行機構に対する届出を要しない。

- (1) 結合に参加する事業者の一つが、他の各事業者の議決権付き株式又は資産の50%以上を保有している場合
- (2) 結合に参加する各事業者の議決権付き株式又は資産の50%以上が、結合に参加していない同一の事業者によって保有されている場合

解説：独占禁止法における企業結合規制は、普通、独立した事業者間の結合行為を規制している。事業者の間にもともと支配的關係がある場合に、これらの事業者の間で行われる結合は、市場構造ないし市場競争にもたらす影響がすくない。本条は、このような支配關係のある事業者間の結合に対する届出義務の免除を定めている。

この条で定められる届出義務の免除は、二つの状況に分けられる。一つは、結合に参加する事業者の一つが、他の各事業者の議決権付き株式又は資産の50%以上を保有している場合である。第20条で解説したように、中国会社法上、有限責任会社の出資資本の50%以上、株式有限会社の株式の50%以上を保有する株主は、支配的株主とみなされる。この条の規定では、結合に参加する一つ事業者が他の事業者の議決権付き株式また資産の50%以上を保有する場合に、当該事業者の間に支配的關係が形成されているとされ、これらの事業者間の結合は実際に親子会社の間に行われているものとみなされる。親子会社は、本来、一つの企業グループであり、その間に行われる結合は市場構造の変化ないし市場競争への影響は少ない。したがって、このような親子会社の間に行われる結合は届出を必要としない。

二つ目は、結合に参加する各事業者の議決権付き株式又は資産の50%以上が、結合に参加していない同一の事業者によって保有されている場合である。この場合、結合に参加する事業者は、実際にその議決権付き株式または資産の50%以上を保有する他の同一の事業者により支配されており、これらの事業者の間には兄弟のような關係がある。兄弟の間に行われる結合も実際に一つの企業グループ内部の再編であり、市場構造の変化ないし市場競争にもたらす影響は限られる。したがって、独占禁止法は、このような兄弟会社の間

に行われる結合に対しても届出義務が免除されると規定された。

支配的關係のある事業者の間に行われる結合は、その届出義務が免除される事例は他の国の競争法にも見られる。例えば、日本独占禁止法 15 条 2 項の但書は、合併会社のうち、いずれか一つの会社が他のすべての会社のそれぞれの発行済の株式の総数の 50% を超えて株式を所有している場合と、合併会社のそれぞれの発行済の株式の総数の 50% を超えて株式を所有する会社が同一の会社である場合には、公正取引委員会に届け出る必要はないと定めている。したがって、この条の企業結合届出の義務免除は、中国特有の規定ではなく、世界的独占禁止法における企業結合届出の一般的規定である。

第 23 条（結合の届出に必要な書類）

1 事業者が国務院独占禁止法執行機構に対し結合の届出をする場合、以下の文書及び資料を提出しなければならない。

- (1) 届出書
- (2) 結合による関連市場の競争に及ぼす影響に関する説明
- (3) 結合に関する協定
- (4) 結合に参加する事業者の、前会計年度の公認会計士による監査済み財務会計報告書
- (5) 国務院独占禁止法執行機構が規定するその他の文書及び資料

2 届出書には、結合に参加する事業者の名称、住所、経営範囲、結合の実行予定日及び国務院独占禁止法執行機構が規定する他の事項

解説：この条は、事業者が企業結合の届出を行う場合に提出しなければならない文書及び資料を規定している。この条によれば、事業者が結合の届出をするときに、以下の文書及び資料を提出する必要がある。

(1) 届出書

届出書は、事業者が結合の目的及び関連情報を国務院独占禁止法執行機構に提出する基本文書である。このため、届出書には、結合に参加する事業者の名称、住所、連絡方式、経営範囲、職員人数、世界範囲での前年度の売上高、中国国内市場での資産総額及び前年度の売上高、結合の実施予定日などの情報を記する必要がある。

(2) 結合による関連市場の競争に及ぼす影響に関する説明

これは、事業者が結合による関連市場の競争に与える影響についての自己説明であり、独占禁止法執行機構が当該結合を審査する際の重要な参考である。この説明では、例えば、企業結合の理由、事業者の関連市場における市場占拠率や、事業者が事業を展開する地域または範囲、結合による関連市場の影響に関する自己判断などがあげられる。

(3) 結合に関する協定

これは、結合に参加する事業者が作成する書面の文書である。結合に関する協定は、届出書とは内容的に重なる部分もあり、この文書では特に取引の対象、価格、時間、及び具体的取引方式（例えば、吸収合併、新設合併、株式の買収、資産の買収、増資の購入、共同出資会社、役員兼任、技術提携協定などの詳しい状況）などの結合に関する協定の中核的内容を記する必要があると考えられる。

(4) 結合に参加する事業者の前会計年度の公認会計士による監査済み財務会計報告

財務会計報告書は、事業者の規模・営業状況などの重要なデータを反映しており、独占禁止法執行機構が結合の市場効果を判断する重要な参考になる。財務会計報告書には、企業の資産負債表、利潤率、資金流量などの関連財務資料が挙げられる。

(5) 国務院独占禁止法執行機構が規定するその他の文書及び資料

これは、前(1)から(4)までに規定された資料のほかに、国務院独占禁止法執行機構が必要と思われる文書及び資料に関する受け皿規定である。欧米では企業結合の届出の場合、提出される文書も複雑に規定されているところ、この規定は、独占禁止法執行機構が実際状況に応じて事業者に必要な文書及び資料を提出する権限を与えている。

第24条(届出書類の補充提出)

事業者が提出した文書及び資料が不十分である場合、国務院独占禁止法執行機構により規定された期間内に、文書及び資料を補充提出しなければならない。事業者が期限を過ぎても文書及び資料を補充提出しない場合は、届出しなかったものとみなされる。

解説:この条は、企業結合届出の資料補正制度を規定している。この制度の前提条件は、事業者がすでに国務院独占禁止法執行機構に届出を提出し、独占禁止法執行機構が企業結合の届出を受けていることである。

企業結合の届出が行われているにもかかわらず、国務院独占禁止法執行機構がその提出した資料が不十分であると考えるときに、届出を提出した事業者に対して期限を定めて必要な資料及び文書を追加して提出するように命令することができる。文書および資料の不十分な状況としては、次の三つの状況が考えられる。一つ目は、提出された文書及び資料の形式要件が不十分である。すなわち、前述第23条の定めに従い、事業者が必要な文書及び資料を提出しなかったことである。二つ目は、提出した文書及び資料が法に定める形式的な要件を満たしているが、同事件の具体的状況により、独占禁止法執行機構が提出の必要があると思われる文書及び資料である。三つ目は、提出された文書及び資料が形式的に揃っているが、文書及び資料の内容が不十分であり、追加して説明する必要があることである。

事業者は、独占禁止法執行機構の命令を受けて、その定めた期限内に、要求された文書及び資料を追加して提出しなければならない。期限を過ぎて提出しなかった場合は、当該届出を行っていなかったものとみなされる。これは、事業者が独占禁止法執行機構の命令に応じなかった場合の法律結果である。しかし、期限を過ぎて提出した場合はどうなるかについては、この条で定められていないが、期限を過ぎて提出しなかったことと法律結果は同様であると読み取れる³⁷。また、期限を過ぎた場合、事業者はもう一回届出を提出することができるかについては、独占禁止法は規定しておらず、一般的に言えば、法律が規定していない場合、事業者が重複して届出することができると思われる³⁸。

文書及び資料の追加提出の場合に、企業結合届出の受付日はどう計算されるかは、法律は規定していない。後述第25条で定められたように、国務院独占禁止法執行機構は、届出を受け付けてから30日以内に、届出された企業結合に対して初期審査を行わなければならない。提出された文書及び資料が不十分の場合は、第23条で定められる必要な文書及び資料の形式的または実質的な要件を満たしていないと思われる。このため、この作業は、初期審査の前の段階であり、初期審査の30日以内に含まれないと考えられる。つまり、文書及び資料の追加提出の場合、初期審査は、その追加された文書及び資料の受付日から計算することになる。

第25条(初期審査)

³⁷ 商務部条法司編『「中華人民共和国反壟断法」理解与適用』、法律出版社、第223頁。

³⁸ 同上。

1 国務院独占禁止法執行機構は、事業者の届け出た、この法律の第 23 条の規定に一致する文書及び資料を受領した 30 日以内に、届出された企業結合について初期審査を行い、更なる審査を実施するか否かを決定して、事業者に書面で通知しなければならない。国務院独占禁止法執行機構が決定を下すまでの間、事業者は結合を実行してはならない。

2 国務院独占禁止法執行機構が更なる審査を実施しないことを決定し、又は期限を過ぎても決定を下さない場合、事業者は結合を実施することができる。

解説：この条は、独占禁止法執行機構による企業結合届出の初期審査に関する手続きを規定している。この規定から、初期審査は次の四つの特徴がある。

第一、初期審査期間の起算時点。企業結合審査の起算時点は、国務院独占禁止法執行機構に対して事業者により第 23 条の規定された文書及び資料が提出され、同文書及び資料が受け付けられた日である。第 24 条の解説で述べたように、この受付日は、第 23 条に規定されたすべての文書及び資料を受け付けてから起算が始まる。届出の文書及び資料が追加して提出された場合には、審査の起算日は、その追加文書及び資料の受付日から計算する。

第二、初期審査の期間。中国独占禁止法は、企業結合届出の初期審査を 30 日以内としている。この期間は、文書及び資料の受付日の次の日から始まる。30 日以内に、独占禁止法執行機構は、当該企業結合に関して更なる審査を行うか行わないかを決定しなければならない。いずれの決定でも、独占禁止法執行機構は書面で事業者に通知しなければならない。

第三、初期審査期間内の企業結合の禁止。独占禁止法執行機構が企業結合届出の文書及び資料を受け付けてから決定を下すまでの間、事業者は結合を行ってはならない。この期間は、最大 30 日になるが、必ずしも 30 日ではない。実際の期間は、独占禁止法執行機構が決定を下す日に準ずる。独占禁止法執行機構は、更なる審査を実施しないと決定した場合、事業者が結合を実施することができる。

第四、企業結合届出審査の黙示制度。この制度では、独占禁止法執行機構が初期審査の 30 日間になにも決定していない場合、当該結合が許可されることと推定され、事業者は結合を実施することができる。届出審査の黙示制度は、独占禁止法執行機構が審査の延滞また期間内に審査が行われていない場合に事業者の利益を保障する規定である。しかし、実際にはこの制度を運用するために関連する制度の整備が必要である。現行の法律では、独占禁止法執行機構が期限を過ぎで届出に対して答えない場合は、当該届出が許可されると推定されるが、実際、当該事業者は他の取引相手または行政機関と権利・義務関係を生じたときに、その相手先に対して結合許可の推定を証明する責任を負う。このような場合、事業者自身は結合の許可を証明することが難しく、関連する行政機関も当該結合許可の推定を調査できない。こうしたことから、本来、独占禁止法執行機構の責任と事業者の権利を明確化する届出審査の黙示制度の意義がなくなってしまう。この問題を解決するために、独占禁止法執行機構が企業結合届出を受理した場合の書面通知制度が必要であると考えられる³⁹。すなわち、国務院独占禁止法執行機構が企業結合の届出材料を受け付けたら、結合審査の結果にかかわらず、届出の事業者に対して書面で通知しなければならない。この通知には、届出を受理した事実及び時間を明確に記し、独占禁止法執行機構の公印を押さなければならない。これによって、独占禁止法執行機構の責任を明確にすることができ、結合届出を提出する事業者の利益が保護される。

第 26 条（実質審査）

³⁹ 時建中編『反壟断法——法典积評与学理探源』、中国人民大学出版社、2008 年、第 284 頁。

1 国務院独占禁止法執行機構は、更なる審査の実施を決定した場合に、その決定の日から90日以内に審査を完了させ、企業結合を禁止するか否かを決定して事業者に書面で通知しなければならない。企業結合の禁止を決定する場合に、その理由を説明しなければならない。事業者は、審査期間中に結合を実行してはならない。

2 次に掲げる事由の一つがある場合、国務院独占禁止法執行機構は、事業者に書面で通知して、前項に定める審査期間を延長することができる。ただし、延長期間は、最長60日を超えてはならない。

(1) 事業者が審査期間の延長を同意した場合

(2) 事業者が提出した文書及び資料が正確性を欠き、更なる確認が必要とされる場合

(3) 事業者の届出後、関連事情に重大な変化が生じた場合

3 国務院独占禁止法執行機構が期間を過ぎても決定を下さない場合、事業者は、結合を実行することができる。

解説：この条は、国務院独占禁止法執行機構による企業結合に関する実質審査の規定である。この条の前提は、第25条の初期審査を経て、独占禁止法執行機構が当該企業結合は市場競争を排除または制限する恐れがあり、更なる審査の必要があると考える場合である。

まず、本条1項は、国務院独占禁止法執行機構による実質審査が90日以内に完了されなければならないことを規定している。この期限中に、独占禁止法執行機構は、企業結合に対して禁止するか許可するかを決定し、その結果を書面で事業者に通知しなければならない。この実質審査の結果、二つがある。一つは、当該結合が市場競争を排除または制限する効果が明らかではないとして、許可される場合である。もう一つは、当該企業結合が市場競争を排除または制限する可能性があり、禁止される場合である。いずれの結果でも、審査結果が出るまでに事業者が結合を行ってはならない。また、独占禁止法執行機構は、結合の禁止を決定する場合に、事業者に対してその理由を説明しなければならないとされている。

次に、本条第2項は、企業結合の実質審査期限の延長を規定している。この規定によると、国務院独占禁止法執行機構は、前述した90日の審査期限について、法定の条件を満たす場合、さらに延長することができる。この法定の条件とは、(1)事業者が審査期間の延長に同意した場合、(2)事業者が提出した文書及び資料が正確性を欠き、更なる確認が必要とされる場合、(3)事業者の届出後、関連事情に重大な変化が生じた場合、とされている。(1)の場合は、本来、審査期限の延長は事業者の手続き的権利の剥奪になるが、事業者がそれに同意した場合に、事業者の当該権利の放棄とみなされ、期限の延長が適法になる。(2)の場合は、事業者自身の原因によるため、事業者の同意を得る必要はなく、独占禁止法執行機構が審査期限の延長を決定できる。(3)の場合は、企業結合の届出後、事業者の市場占拠率や事業者の組織構造などの重要な変化が生じたときに、独占禁止法執行機構が結合審査の延長を決定することができる。もちろん、この場合には、事業者の同意を得る必要はないと考えられる。

最後に、本条第3項は、第25条2項と同様に、企業結合許可の黙示制度が規定されている。これによれば、実質審査期限を過ぎても独占禁止法執行機構が結合について何も決定していないときには、当該結合が許可されることとみなされ、事業者が結合を行うことができる。企業結合に関する実質審査は、独占禁止法執行機構が書面で事業者に通知することがすでに規定されており、この項の運用は事業者にとって判断しやすい面もある。

第 27 条（企業結合審査の考慮要素）

企業結合の審査においては、次に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1) 結合に参加する事業者の関連市場における市場占拠率及び市場に対する支配力
- (2) 関連市場の市場集中度
- (3) 企業結合が市場参入及び技術進歩に与える影響
- (4) 企業結合が消費者及び他の関連事業者に与える影響
- (5) 企業結合が国民経済発展に与える影響
- (6) 国务院独占禁止法執行機構が市場競争に影響すると考えるその他の考慮要素

解説：この条は、企業結合審査の考慮要素を規定している。これらの要素は、単独で判断されるのではなく、総合的に考慮されるものである。

まず、結合に参加する事業者の関連市場における市場占拠率及び市場に対する支配力についてである。市場占拠率は、事業者の事業規模及び競争力を示す基本的な規程であり、市場占拠率が大きければ、事業者による関連市場の支配の可能性が大きく、関連市場の取引条件、取引価格をコントロールする確率が高い。そのため各国の競争法は、大体、市場占拠率を用いて企業結合の競争制限効果を判断する要素にしている⁴⁰。市場占拠率は、事業者の現在の市場地位及び競争力を現しており、必ずしも事業者の競争制限性を示しているわけではない。本条の規定では、事業者の市場占拠率とその支配力が共に考慮され、これによって客観的に企業結合の効果を判断する。

次に、関連市場における集中度についてである。市場集中度は、関連市場の構造及び競争状況を表しており、日米欧競争法においても企業結合審査の重要な基準になっている。日米欧など先進国の競争法は、近年、経済学的手法を用いて、結合がもたらすハーフィンダール・ハーシュマン（HHI）指数の変化により市場集中度をテストし、企業結合の競争制限効果を判断する手法を採用している。中国独占禁止法では、今後、先進国と同様な競争評価基準を導入する余地が残されている。

第三に、企業結合が市場参入及び技術進歩に与える影響についてである。参入が容易な市場では、結合が行われても、関連事業者が当該市場の価格などを支配することはできない。企業結合は、事業者の資金・技術などの結合を通じた新製品・新技術の開発コストの削減には有利であるが、これは、市場競争の圧力がある場合のみに存在しうる。そのため、独占禁止法は、結合による技術進歩への影響も審査の一つの要素としている。

第四に、当該結合が消費者及び他の関連事業者に与える影響についてである。独占禁止法は、公平な市場競争の維持と消費者利益の保護を目的としており、企業結合審査に際して消費者及び関連事業者への影響を考慮することはこれに当たる。ただし、ここでの事業者及び他の関連事業者に与える影響とは、個々の消費者または事業者ではなく、消費者全体または関連市場における事業者の全体のことを指している⁴¹。

第五に、結合が国民経済発展に与える影響についてである。結合による国民経済発展への影響の考慮は、中国独占禁止法立法における企業結合規制の特殊な役割への期待を表している。しかし、企業結合審査に際して、国民経済発展への影響をどう評価するかに関しては、明確な基準が乏しく、実際の運用において独占禁止法執行機構による自由裁量に任せられると思われる。

⁴⁰ 例えば、EU2004年理事会規則139号（企業合併規則）、米国1992年企業合併ガイドライン、日本2004年企業合併ガイドラインにおいて、すべて市場占拠率を用いて当該事業者の市場における地位を測量する方法を採用している。EU企業合併規則は、さらに市場占拠率の25%を用いて有効な競争に影響しない最低基準としている。

⁴¹ 商務部条法司編『「中華人民共和国反壟断法」理解与適用』、法律出版社、2007年、第239頁。

最後に、他の考慮要素についてである。この規定は、前述した(1)から(5)までに掲げた考慮要素以外の受け皿であり、法律上で規定されないその他考慮すべき要素を概括している。この受け皿規定は、今後、独占禁止法執行機構が企業結合審査の際に、適切に考慮要素を認定することとなると考えられる。

第 28 条（企業結合審査の決定）

企業結合が競争を排除又は制限する効果を有し、又は有する可能性がある場合、国務院独占禁止法執行機構は、企業結合を禁止することを決定しなければならない。ただし、事業者が、当該結合において競争に対する有利な影響が明らかに不利な影響を上回ることを証明でき、又は社会公共利益に合致する場合、国務院独占禁止法執行機構は、企業結合に対して禁止しない旨の決定を下すことができる。

解説：この条は、企業結合審査の実質的違法基準及び違法性の免除制度を規定している。この条から、中国独占禁止法は、世界的競争法において企業結合の実質的競争制限基準を確立し、同時に法定の条件を満たす場合、結合の違法性が免除されると規定している。

企業結合規制の違法基準は、現在、日米欧の競争法において、同質な「競争の実質的制限」基準が共通して用いられている。中国独占禁止法の立法において、企業結合規制の違法基準に関しては十分に議論されており、最終的に「実質的競争の排除又は制限」基準を確立し、世界的に共通の基準を導入している⁴²。このため、この条では、企業結合が競争を排除又は制限する効果を有し、又は有する恐れがある場合に、国務院独占禁止法執行機構は当該結合を禁止する決定を下さなければならないと規定されている。

一方、独占禁止法は、競争を排除又制限する企業結合に対して、法定の条件を満たすときに、その違法性が免除される、いわゆる企業結合禁止の例外制度を用意している。これは、前述した第 23 条に規定される、企業結合届出の免除制度とは異なる。事業者届出の免除制度は、法定の基準が明確であり、それを満たすかどうかは事業者が自主的に判断することとなる。しかし、本条では、企業結合が禁止されるときに、事業者は結合禁止の例外制度を適用するために、当該結合が競争への有利な影響が不利な影響より上回ると証明する必要があり、その場合のみ、その違法性が免除されうる。事業者がどのように証明するかの基準は不明確であり、その違法性が免除されるかどうかについても事業者自身の判断ではなく、独占禁止法執行機構の判断に任される。

また、この条では、事業者の証明による結合禁止の例外のほかにも、もう一つの社会公共利益基準が設けられている。企業結合が社会公共利益と合致する場合には、当該結合の違法性が免除され、事業者は結合を行うことができる。この条の解釈では、社会公共利益との合致は、事業者に証明責任があるという見方⁴³もあるが、国務院独占禁止法執行機構の裁量権限であるという見方⁴⁴もある。社会公共利益の範囲もきわめて不明確であり、事業者の証明責任にしても、独占禁止法執行機構の自由裁量にしてもその基準が明らかではないため、この社会公共利益テストの運用は、多くの問題が残されている。

実際、2006 年 8 月に公布された「外国投資者による国内企業買収に関する規定」において、独占禁止主管機関による外資合併の審査免除要件が定められている。それによれば、外資合併は、(1) 市場に公平な競争条件を改善できる、(2) 欠損企業の再編と雇用を保障する、(3) 先進技術及び管理人材の導入及び企業の国際競争力を向上できる、及び(4)

⁴² 曹康泰編『中華人民共和国反壟断法解説——理念、制度、機制、措置』、中国法制出版社、2007 年、144 頁。

⁴³ 時建中編『反壟断法——法典釈評与学理探源』、中国人民大学出版社、2008 年、306 頁。

⁴⁴ 商務部条法司編『「中華人民共和国反壟断法」理解与適用』、法律出版社、2007 年、第 249 頁。

環境を改善できる場合に、外資合併の一方当事者が商務部及び工商総局に対して、審査の免除を申請できる（第54条）とされている。この外資合併の審査免除要件は、独占禁止法で定められている「社会公共利益」テストより法運用面において明確であり、独占禁止法はこれを参照する価値があると思われる。

第29条（企業結合の制限）

国务院独占禁止法執行機構は、企業結合に対して禁止しない場合でも、結合による競争への不利な影響を軽減するような制限的条件を付加することを決定できる。

解説：この条は、企業結合に対する独占禁止審査の問題解消措置を規定している。

独占禁止法における企業結合審査の目的は、結合そのものを否定するのではなく、結合からもたらされうる競争制限効果を防止しまたは排除することである。企業結合は、大体的な場合には競争制限効果と効率向上効果が共にあり、その競争制限効果が排除されれば、必ずしも結合を禁止する必要はない。そのため、日米欧先進国においては、事業者が結合の競争制限効果を低減する措置を行えば、独占禁止当局は当該結合を禁止することはしない。このような措置は、結合の問題解消措置に当たる。

企業結合の問題解消措置は、基本的に構造的な問題解消措置と非構造的な問題解消措置に分けることができる⁴⁵。構造的措置は、結合事業者の物理的資産の分割（divestiture）が中心として行われるが、それ自体、「永続的または少なくとも一定の期間内、競争当局が認定した市場支配的地位の形成ないし強化の防止が図られ、中長期的な監督が必要とされない措置」である⁴⁶。非構造的措置は、米国2004年企業結合の問題解消に関するガイドラインでは行為的措置とも言われるが、一般に不可欠施設の使用許可、知的財産権の許可、排他的合意の終結、またファイヤウォール条項（firewall provisions）、透明性条項（transparency provisions）、公正取引条項（fair dealing provisions）など、結合に参加する事業者の商業行為に対する制限条項などが含まれる。

日米欧の競争法においては、競争当局は結合に対して一定の義務又は条件を附加する形で、結合を許可する措置が行われている。本条における「制限的条件」を附加するということは、中国独占禁止法も諸外国での問題解消制度を導入することを意味する⁴⁷。しかし、中国においては、独占禁止法が採択されたばかりで、独占禁止の法執行に関する研究や実践的経験は乏しく、企業結合に対してどのような問題解消措置を行うべきかに関してはこれまでに検討されていない。それゆえ、この条において、「制限的条件付きで結合を許可する」と書かれているが、問題解消措置の種類及び実施の手続き問題は、今後の独占禁止法の実施条例やガイドラインの制定により規定されると想定される。

第30条（決定の公表）

国务院独占禁止法執行機関は、企業結合を禁止する決定、又は企業結合に制限的条件を付加する決定を、社会に適時に公表しなければならない。

⁴⁵ 例えば、米国司法省が2004年10月に公布した Antitrust Division Policy Guide to Merger Remedies において、企業結合の問題解消措置を構造的措置と行為的措置に明確に分けており、これに対して1989年欧州委員会が公布した Commission Notice on remedies acceptable under Council Regulation 4064/89 and under Commission Regulation 447/98（2007年に新たに Commission Notice on remedies acceptable under Council Regulation (EEC) No.139/2004 and under Commission Regulation (EC) No.802/2004 公布）において構造的措置を中心に acceptable remedies と概括している。

⁴⁶ David Went, The Acceptability of Remedies under the EC Merger Regulation: Structural versus Behavioral, European Competition Law Review, 2006.27(8), 455-475.

⁴⁷ 呉振国『中華人民共和国反壟断法解説』、人民法院出版社、2007年、第499頁。

解説：この条は、企業結合審査の決定に関する公示制度を規定している。「中華人民共和国行政許可法」(2003年8月27日採択、2004年7月1日施行)第5条では、行政許可の設定及び実施は、公開、公平及び公正の原則に基づかなければならず、行政許可の実施及び結果は、国家秘密、商業秘密または個人のプライバシーにかかわるもの以外、すべて公開しなければならない、と規定されている。この条の規定は、中国における行政法上の要求に応じているといえる。

独占禁止法執行機構は、企業結合に対する審査の結果、以下の四つの決定を下すことが可能である。第1は、初期審査の後、結合の競争制限効果が少ないと判断し、実質審査を行わないことである。第2は、実質審査を経て、当該結合の競争制限効果が少ないと判断したため、結合を禁止しないことである。第3は、実質審査の後、結合の競争制限効果が認められるが、制限的条件付きで結合の競争制限効果を減少させた形で結合を許可することである。第4は、結合の競争制限効果が極めて大きいため、結合を禁止することである。この条の規定によれば、独占禁止法執行機構は、すべての決定に対して公開する必要はなく、そのうちの第3と第4の場合のみ、その情報を社会に公開しなければならないとされている。前記25条及び26条の規定によると、第1と第2の場合は、独占禁止法執行機構が当該事業者に対し書面で通知すれば、特に社会に公開する必要はないとされる。

一方、この条は、制限的条件付けでの結合の許可と禁止される結合との二つの状況の公開義務を規定しているが、公告の内容、公告の媒体、公告時間及び回数などについては規定されていない。これらは、当該事業者の権益の保護また社会公衆にとってもきわめて重要であり、今後の法実施細則やガイドラインを制定する際に明確にされることが望まれる。

第31条（外資による企業結合の国家安全審査）

外資による国内企業の合併・買収またはその他の方式による企業結合への参加は、国家安全に係わる場合には、この法律で定める企業結合審査のほかに、国家の関連規定に従って安全審査を行わなければならない。

解説：この条は、外資企業による国内企業の結合に対して国家安全審査を行う制度を規定している。

一般的に言えば、独占禁止法は、企業結合規制によって市場競争を実質的に制限する結合を規制し、市場構造全体の観点から国家の経済利益を保護することを目的としている。これは、産業利益保護の角度から行われる外国投資者による国内企業の結合に対する国家安全審査とは異なっている。これまでに、中国政府は、幾つかの行政法令の中に国家安全審査について規定している。例えば、中国政府は、90年代より「外商投資産業指導目録」を制定し、外資誘致及び投資方向の類型を示している⁴⁸。「外商投資産業指導目録」は、中国の国内産業を「奨励類」、「許可類」と「制限類」に分類し、国家安全に関わる重要産業における外資の投資制限が置かれている。2006年12月に、国有資産監督管理委員会は、国家安全と国民経済に関わる基幹産業、すなわち、電力、石油、石油化学、通信、石炭、航空、水運、軍事の7業種において、国有企業が絶対的な支配力を持たなければならないと指定した⁴⁹。また、外資M&A規定第12条では、「外国投資者が国内企業を買収し、かつ、実際支配権を取得し、重点業種に関わり、国の経済安全に影響を及ぼし、もしくは及ぼす恐れがある要素が存在し、また著名商標若しくは中国伝統の屋号を有する国内企業の実質

⁴⁸ 最新の「外商投資産業指導目録」は、2007年に公布されている。

⁴⁹ 張宇哲「反壟断立法難解自然独占困局」『財經』2007年8月23日。

的支配権の移動をもたらす場合は、当事者は、これにつき商務部に対し届出をしなければならない」とされている。

独占禁止法は、外国投資者による国内企業の結合に対する国家安全審査を行うと規定しているが、国家安全を如何に定義するかについては規定していない。一般に、国家安全は、国家の生存及び発展が脅かされない状態であると理解できる。国家安全は、国家の内部において安定する状況と外部から侵略・脅かされない状況から判断されるが、現代国家においてそれが国家利益を中心に、政治、経済、軍事、社会、文化、情報などの様々な面から総合的に判断されるようになってきている⁵⁰。また、外国投資者による国内企業の結合は、主に国家経済安全にかかわっている。国家経済安全とは、国家の経済運営が他の国家又は地区からの脅威ないしコントロールを受けず、国際的な経済危機・金融危機を防御できる能力のことを指しているとされ⁵¹。さらに金融安全、為替安全、貿易安全及び産業安全などに細分化することができる。この条における国家安全審査は、主に国家経済安全の視点から審査を行う方針を規定していると考えられる。

また、独占禁止法は、国家安全審査に関してどの機関が、どのように国家安全審査を実施するかを定めていない。2008年8月に、中国政府は国務院の機構改革方案を公開し、この、いわゆる「三定」(機構を定める、編制を定める、職能を定める)方案の中で、企業結合の安全審査に関する執行機構の構図が明らかにされた。それによると、国家発展改革委員会は国家安全審査の主役を担い、発展改革委員会及び商務部がその他の関連部門と共同して連合会議を開き、安全審査を行うことにする。しかし、安全審査の具体的基準や手続き規定などは、いまだに明確にされておらず、今後、関連ガイドラインや法執行細則の制定による改善が望まれる。

第5章 行政権力の濫用による競争の排除又は制限

第32条 (行政による取引の指定)

行政機関及び法律・法規が授権する、公共事務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用して、その指定する事業者により提供された商品のみを経営し、購入し、又は使用するよう、組織又は個人の行為を制限し、またそれに等しい行為をしてはならない。

解説：第5章は、いわゆる行政的独占を禁止する規定である。行政的独占は、様々な形で表されており、この条では行政機関または公共組織がその行政権力を濫用して、その指定する事業者による商品に係わる取引について制限することを禁止している。

中国における行政的独占は、一般に地域独占と部門独占に分けられる。地域独占とは、地方政府及びその所属部門が地方利益を保護するために、行政権力を濫用して他地域からの公正な市場競争を制限または排除する行為である。部門独占は、特定の経済分野で行われる独占であり、中国では業種独占や垂直独占とも言われている。地域独占が水平的な市場分割であるのに対して、部門独占は、政府の事業管理部門が行政権限を濫用して当該部門に所属する経営者の利益を保護し、他の部門の経営者の市場参入を制限する行為である。

本条の規定により、行政機関及び公共部門が行政権力を濫用して、組織または個人に対して取引相手を強制的に限定する行為が禁止される。本条に定められる行為は、地域独占と部門独占の両方になる可能性が高い。地域独占としては、例えば地方政府は当該地域の

⁵⁰ 王永鼎編『国外的国家経済安全研究で戦略』、経済科学出版社、2000年、168頁。

⁵¹ 呉振国『中華人民共和国反壟断法解説』、人民法院出版社、2007年、503頁。

組織または個人に対し、当該地域原産の商品（煙草、酒、化学肥料、日常生活用品など）を指定して経営・購入または使用させるように要求することが挙げられる。部門独占としては、特に公共サービス分野では、その部門主管機関が行政管理権限を利用して組織または個人に対しその所属企業に生産させた商品の購買を強制することが挙げられる。いずれの場合でも、行政機関及び公共部門は、組織または個人に対しその指定した商品の取引を強制させることによって、組織または個人の取引行為を制限し、関連する競争製品からの競争を制限できる。

行政による取引商品の強制的指定は、行政機関及び公共組織による直接の指定行為に限らず、間接的または黙示的な指定行為も含まれる。後者の場合は、例えば、行政機関及び公共組織が合理的な理由なく、当該地域ないし当該部門に生産させた製品規格に沿った基準の設定や他の当該地域ないし部門の製品を黙示的に示す方法などが含まれる。また、この条で規定された行政による取引の指定行為は、客観的に競争を排除または制限する効果が現れることを要件としない⁵²。すなわち、行政機関及び公共組織は、競争を排除または制限する目的で行政権力を濫用した場合には、競争を排除または制限する効果が現れなくても、独占禁止法により規制される。競争を排除または制限する効果が現れる場合は、行政権力の濫用が一層嚴重になるだけである。

第33条（地域封鎖）

行政機関及び法律・法規が授権する、公共事務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用して、以下に掲げる地域間の商品の自由流通を妨害する行為を行ってはならない。

- (1) 外部地域の商品に対して差別的な料金項目を設定し、差別的な料金基準を実施し、又は差別的な価格を定めること
- (2) 外部地域の商品に対して、当該地域における同類の商品と異なる技術的要求若しくは検査基準を規定し、または外部地域の商品に対して重複検査若しくは重複認証などの差別的技術措置を採用することにより、外部地域の商品による当該地域の市場参入を制限すること
- (3) 外部地域の商品のみを取扱う行政許可の採用により、外部地域の商品による当該地域への市場参入を制限すること
- (4) 検査所の設置又はその他の手段により、外部地域の商品の当該地域への市場流入又は当該地域の商品の流出を妨害すること
- (5) 地域間の商品の自由流通を妨げるその他の行為

解説：行政的独占のうち、特に地域独占は移行期にある中国において大きな問題になっている。この条は、地域独占に対して禁止する規定を定めている。タイトルに「地域独占」ではなく、「地域封鎖」が用いられている。これは、従来から、行政機関及び公共組織が行政権力を濫用して競争を排除または制限することが「独占」になるかどうかに関する意見が一致しておらず、法律上で「行政的独占」という用語が避けられたからである。

地域封鎖は、改革開放後に行われた中央と地方の財政請負管理体制及び国家税収と地方税収の分立管理体制に由来しており、移行期中国における政府の職能転換、国有企業管理体制及び地方レベルでの産業政策などの複雑な要因により80年台と90年代にわたって中国全土において蔓延している。2001年4月21日、国務院は、「市場経済における地域保護の禁止に関する規定」を公布し、モノだけではなく、サービス領域を含め、様々な地域

⁵² 時建中編『反壟断法 法典积評与学理探源』、中国人民大学出版社、2008年、340頁。

封鎖行為を列挙し⁵³、それを禁止すると規定している。本条は、主に国务院のこの規定に沿っている。

地域封鎖は、地方政府及びその所属部門が、当該地域の利益を維持するために、行政権力を用いて競争を排除または制限する行為である。地域封鎖には、外部地域の商品による当該地域への流入の制限、と当該地域原産の商品による外部地域への流出の制限の両方が含まれる。外部地域の商品による当該地域への流入の制限は、主に当該地域において同種商品の生産または販売の脅威になる外部地域の商品を制限することである。当該地域の商品による外部地域への流出の制限は、主に当該地域原産の原材料などの流出を制限し、それによって外部地域からの競争を妨害することである。いずれの場合でも、地方政府及びその所属部門が、行政権力を用いて差別的費用の徴収または差別的価格の設定、異なる技術基準または認証措置、差別的な審査また許可手続きなどによって、外部地域の商品のコストを増加させ、商品の自由流通を妨害するものである。地域封鎖の具体的措置は、本条の(1)から(4)までに定められており、これ以外の措置が同(5)により包括的に規定されている。

地域封鎖は、移行期中国においてもっとも典型的な競争制限行為である。地域封鎖によって、全国市場はそれぞれの地域市場に分割され、地域間において商品、資本及び生産要素の自由移動が制限される。中国政府は、早くから地域封鎖の害を認識しており、近年、行政管理システムの改革、垂直的監督管理体制の強化及び関連する法律法規の整備などによって地域封鎖の改善を図っている。独占禁止法において、地域封鎖を禁止することは、地域封鎖を根治する一つ的手段に過ぎず、その規制力が現段階において限られる。しかし、独占禁止法において、地域封鎖の具体的な行為を列挙し、それを行政権力の濫用と宣言し、独占禁止法に違反する行為として禁止することは大きな意義がある。

第34条（入札参加の制限）

行政機関又は法律・法規が授権する、公共事務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用して、差別的な資格要求若しくは評価基準を設定し、又は法に基づかずに情報を公表するなどの方式により、外部地域の事業者による当該地域の入札参加活動を排除又は制限してはならない。

解説：この条は、行政機関及び公共組織が行政権力を濫用して、当該地域で行われる入札募集において、外部の事業者の入札を排除または制限する行為を規制している。

現実的に、中国においては、入札談合は事業者の間のみで行われるケースが少なく、むしろ、入札参加の事業者は発注機関との間に闇の談合や、クローズドボックスでの操作を行うなどとよく指摘される。各級政府の財政請負管理体制下において、地方政府は、自然に当該地域の入札参加事業者に偏る傾向がある。入札募集及び入札活動において、行政機関及び公共組織は、外部の事業者の参加を排除または制限することは、入札活動におけ

⁵³ 同規定第4条は、以下のような地域閉鎖を列挙し禁止すると規定した。 経営者または個人に対する当該地域原産の製品やサービスを強制的に取引させること、 道路、駅、埠頭、空港及び省・区の境で閉鎖を設置し、商品流通を阻害すること、 他地域の製品もしくはサービスに対する差別的な取引費用及び価格を制定し、または差別的な取引基準を設定すること、 他地域製品に対する技術レベル、検査基準などについて差別的な措置を採用し、他地域製品またはサービスの参入を制限すること、 他地域の製品またはサービスに対して、専売、審査、許可などの方法によって差別的な取扱いを行い、他地域の製品またはサービスの当該地域への参入を制限すること、 差別的な資格審査、評価基準または情報制限などの方法により、他地域の経営者または個人の当該地域における入札応募活動を制限すること、 不平等な取扱いによって、他地域の企業、経済組織または個人が当該地域で投資または子会社を設立することを制限すること、 その他の地域保護行為、などである。

る公平な競争秩序を妨害し、当該地域の事業者の利益を保護することとなり、統一市場の形成を阻害する。したがって、独占禁止法において、行政機関及び公共組織に対しその行政権力を濫用して外部の事業者による当該地域の入札活動を排除または制限する行為を禁止することは大きな意義がある。

本条の規定によれば、入札活動において、独占禁止法で禁止される行政機関及び公共組織の濫用行為は、以下の通りである。(1)差別的な資格要求を設立すること。これは、外部事業者に対して、当該地域の事業者と異なる資本金力、事業能力、業務資格及び業績などを要求することなどである。(2)差別的評価基準を設定すること。これは、外部の事業者に対して当該地域の事業者より高い評価基準を設定することを指している。(3)法に基づかずに情報を公表すること。入札募集及び入札活動における重要な原則は、発注情報の公開性・透明性及び競争性を確保することである。発注情報を公開せず、あるいは当該地域の事業者に対してのみ公開することは、外部事業者に対して入札参加の妨害になり、入札募集及び入札法に違反することになる。また、行政機関及び公共組織による外部の事業者の入札参加活動を排除し又は制限する行為は多様であり、法律上で列挙しきれないことを考慮して、この条は上述した三種類の濫用行為に限らず、その他の方式による競争の排除又は制限行為も規制している。

第35条（市場参入の制限）

行政機関又は法律・法規が授権する、公共事務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用して、当該地域の事業者に比べて不平等な待遇を与えるなどの方式により、外部地域の事業者が当該地域で投資又は支店の設立を行うことを排除又は制限してはならない。

解説：この条は、行政機関及び公共組織が、行政権力を濫用して、外部事業者による当該地域での投資又は支店の設立を制限する行為を禁止している。この条に規制された行為は、前述した地域封鎖行為の一種類であり、地域独占行為に属する。

中国の市場経済化改革において、計画経済体制下における高度な中央集権体制が崩壊した結果、地方政府に地域経済発展に対する第一義的な自主権限が与えられた。地域経済発展の実績は、地方政府の財政収入の増加に直接に結びつくだけでなく、地方政府の責任者の職位上昇の重要な評価基準でもある。この財政税収管理体制及び官僚評価体制は、地方の経済発展に対してインセンティブを与える反面、地方政府には地域利益中心の市場分割、地方保護主義、土地の過度開発からもたらす環境破壊の無視などの短期的行政行為を助長している。地方利益ないし地方経済発展を達成するために、中国全土において、地方政府またはその職能部門が、移行期における関連法律の未整備の状況を利用して、手元にある自然資源または行政権力を生かし、様々な地域独占行為を行っている。この市場化改革の波の中で、政府と民間、行政と政党の区分が曖昧で越権行為が行われ、軍隊、警察、病院、学校教育までもが経済的利益を求めた結果、それぞれの果たすべき原則と役割が乱れている。この結果、前述した世界銀行の報告書で記述したように、それぞれの地域において、世界各国で見られる国の間に行われる貿易制限や投資制限と同様の行為が、中国では地方政府の間で普通に行われている。本条は、まさに中国における地域間の市場参入の妨害を規制する規定である。

本条では、禁止される市場参入の妨害行為は、外部事業者に対して不平等な待遇を与えるなどの方式により、外部の事業者による当該地域での投資又は支店の設立を排除または制限する行為である。ここでは、「不平等な待遇を与えるなどの方式」とは何かは、こ

の条を理解する鍵となる。独占禁止法では具体的に規定されていないが、中国の実状を見て、以下のような行為が挙げることができる⁵⁴。(1) 差別的な地方税の徴収、つまり、外部企業に対して地元企業により高い地方税を徴収すること。(2) 当地株式権の要求、つまり、外部企業の投資に対し当該地方政府が一定の株式権を保有するように要求し、外部企業の株式権保有を制限すること。(3) 製品の制限、つまり、外部企業の投資に対しその製品の範囲を制限し、当該地方で生産できる製品の生産を禁止すること。(4) 販売の規制、すなわち、外部企業の投資に対しその生産された製品を外部地方に販売するように要求すること。(5) 当該地域での調達要求、つまり、外部企業の投資に対して当該地方の原材料または部品の調達を強要すること。(6) 外部企業の投資に対して最低登録資本金や投資と関連のない資格などを要求すること。(7) 外部企業による当該地域への投資または支店の設立に対し、必要のない高額の担保を要求し、投資項目、資金の流入・流出などを制限すること。(8) 外部企業による当該地域への投資または支店の設立に対して煩瑣な審査・許可手続、または重複検査などによって外部企業の事業コストを増加させること。(9) 外部企業の市場撤退に対して許可しないこと。実際に、中国においては、地方政府が外部企業による当該地域への投資又は支店の設立に対し様々な制限行為を行っており、枚挙しきれないほど存在している。

第36条（独占行為の強制）

行政機関及び法律・法規が授権する、公共事務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用して、事業者に対しこの法律で定める独占行為に従事するように強制してはならない。

解説：この条は、行政機関及び公共組織が事業者に対し独占行為を行わせるような強制行為を禁止している。この条の特徴は、具体的な行為を限定せず、独占禁止法に規定される独占行為を包括的に規制していることである。そのため、行政機関及び公共組織が、事業者に対してこの法律で定める独占協定、市場支配的地位の濫用及び企業結合のいずれの行為を強制的に行わせるときに、この条を適用する。

本条の規定は、移行期中国において大きな意義がある。前述したように、行政的独占は、地域独占と部門独占に分けることができる。地域独占の例としては、例えば、地方政府が当該地域の事業者に対し強制的に独占協定を結ばせ、独占価格の設定、市場分割及び生産量ないし販売量の限定などの共同行為を行わせることがあげられる。部門独占の例としては、行政機関及び公共組織は、ある分野の事業者間の競争を回避するため、または他の分野の事業者からの競争に対抗するため、上述した独占協定や市場支配的地位の濫用行為を行わせることがあげられる。実際に、例えば、1998年に当時の国家経済貿易委員会は、国内テレビ市場の熾烈な競争を緩和させるために、テレビ業界の自律価格を制定し、テレビメーカーに対して過当競争を回避するよう自律価格を守らせたことがある。また、1999年に当時の国家計画委員会と民航総局は、共同して「民用航空国内路線の価格管理及び低価格販売行為の禁止に関する規定」を制定し、航空会社に対して航空券価格の調整及び割引販売を禁止したこともある⁵⁵。

また、経済移行期において、地方政府は、当該地域の産業競争力の強化、または外部地域の事業者からの競争に対抗するため、当該地域の事業者に対して強制的に合併させる例

⁵⁴ 世界銀行の報告書は、中国における地方政府の様々な投資制限行為を列挙している。本報告書では、王曉暉編『中華人民共和國反壟斷法詳解』、知識産権出版社、2008年、第203頁、と時建中編『反壟斷法——法典評述与学理探源』、中国人民大学出版社、2008年、第359頁を参照している。

⁵⁵ 王曉暉編『中華人民共和國反壟斷法詳解』、知識産権出版社、2008年、第204頁。

も見られる。また、地方での雇用確保や破産に瀕する企業を救済するために、地方政府は、行政権力を用いて生産効率のよい企業に対し、経営不振の企業を買収させることもよくある。これらの、本来、事業者の自主意思で決定すべきことが、行政機関及び公共組織の介入により、事業者の意思に反して行われ、事業者に負担をかけることが普通に行われてきた。

したがって、本条は、具体的にどのような行政的独占行為を規制するかについて規定していないが、行政機関及び公共組織が行政権力を濫用して事業者に独占行為に従事するように強制させるすべての行為に対応するものできる。

第37条（競争制限的規定の禁止）

行政機関は、行政権力を濫用して、競争を排除又は制限する内容を含む規定を制定してはならない。

解説：この条は、行政機関が行政権力を濫用して、競争制限的内容のある規定を制定することを禁止している。前の32条から36条までの規定に比べて、本条により規制される主体は行政機関のみである。公共組織は、本条の規制対象から抜かれている。

中国の行政法上では、行政行為の対象が特定できるか否かによって、政府機関の行政行為を抽象的行政行為と具体的行政行為に分類している。抽象的行政行為は、行政機関が特定されない行政対象に対して公布し、広範に適用される行政的規范文書である⁵⁶。例えば、行政機関が法規や行政規章など一般的に拘束力のある規范文書を公布することは抽象的行政行為に当たる。具体的行政行為は、国家行政機関及びその職員、法律・法規に授權された組織、行政機関に委託された組織又は個人が、行政管理活動における特定の具体事項について、特定な公民・法人又は他の組織に対し行う行政行為である⁵⁷。例えば税務機関が具体的企業又は個人に対して税金を徴収する行為がその典型的な例である。現体制下では、公民・法人又は他の組織は行政機関の具体的行政行為に対して提訴できるとどまっておらず、行政機関がなした抽象的行政行為に対して、その上級機関がそれを是正する権限を持つ以外、たとえ司法機関でも政府機関の抽象的行政行為をチェックする権限は認められない⁵⁸。

行政的独占行為の多くは、行政機関により制定され、競争を排除または制限する拘束力のある規范文書で現れる。地方レベルでは、たとえ政府の具体的行政行為でも、ある程度で一定の抽象的行政行為に基づいていることから、具体的行政行為と抽象的行政行為とをはっきり区分することは困難である。独占禁止法の立法段階において、独占禁止法により規制される行政的独占は抽象的行政行為を含むかどうかが大きく総論されている。後の第51条で定めるように、独占禁止法は、具体的行政的独占行為と抽象的行政的独占行為の両方を禁止すると規定しているが、規制手段としては独占禁止主管機関によるものではなく、行政法または立法法の関連規定に従い、処理することになっている。

この条により禁止されるのは、行政機関が制定する競争制限的な規定である。ここで、

⁵⁶ 最高人民法院 2000 年 3 月に公布した『關於執行「中華人民共和國行政訴訟法」若干問題的解釋』第 3 条による。

⁵⁷ 最高人民法院 1991 年公布した『關於貫徹執行「中華人民共和國行政訴訟法」若干問題的意見（試行）』による。

⁵⁸ 中国行政訴訟法第 2 条は、公民・法人または他の組織は行政機関及び行政機関の職員の具体的行政行為によりその適法な權益が侵害されるときに、人民法院に対して訴訟を提出することができる、と定めている。同 12 条では、公民・法人または他の組織が行政法規・規章または行政機関が制定・公布した一般に拘束力を有する決定・命令について訴訟を提起するときに、人民法院はそれを受理しない、と規定されている。

「規定」をどう理解するかは一つの問題になる。中国の行政立法では、「規定」とは、國務院により制定された行政法規に含まれるが、國務院各部門により制定される規章の中にも含まれている⁵⁹。また、地方レベルの政府機関が法律、國務院行政法規に従い所管地域で適用される規定を制定する権限も認められている。したがって、この条で定める「規定」は、各レベルの行政機関による行政立法及び行政機関が公布した一般的拘束力を有する決定、命令、方法などを含んでおり、広範に理解する必要がある⁶⁰。

第6章 独占と疑われる行為の調査

第38条（調査手続の開始）

- 1 独占禁止法執行機構は、法に基づき、独占と疑われる行為に対して調査を行う。
- 2 いかなる組織及び個人も、独占と疑われる行為について、独占禁止法執行機構に対して報告することができる。独占禁止法執行機構は、報告者に秘密を保持しなければならない。
- 3 報告が書面で行われ、かつ関連する事実及び証拠が提出された場合に、独占禁止法執行機構は、必要な調査を実施しなければならない。

解説：本条は、独占禁止法執行機構による調査手続の開始を規定している。独占禁止調査の開始は、通常、独占禁止当局の職権によるものと他人の摘発によるものの二種類がある。独占禁止法執行機構は、いずれかの方式によって独占禁止調査を開始できる。

第1項は、独占禁止法執行機構が法に従ってその職権により独占と疑われる行為に対し調査を行うことができると規定している。行政機関が法に従って職権を行使することは、現代国家における行政法上の基本的権力であり、独占禁止法執行機構が職権によって独占行為を調査することは当然である。第1項では、独占禁止法執行機構が法律に定められた手続により調査を行うことが強調されている。このため、今後、独占禁止法の施行に従い、関連する法の実施細則やガイドラインなどの制定が急がれる。

第2項と3項は、独占禁止法執行機構が他の組織または個人からの独占行為の申告に従い、調査を行う義務を規定している。ここでは、三つのポイントに注意する必要がある。一つ目は、あらゆる組織または個人が独占行為を報告することができることである。独占行為の報告は、必ずしもその行為の被害者や関係者に限らず、すべての組織または個人がその権限を有する。二つ目は、独占禁止法執行機構が報告者を公開してはならないことである。これは、報告者の利益保護及び独占行為を行う事業者などからの報復を回避するために重要である。三つ目は、報告者により書面で報告され、かつ関連する事実及び証拠が提出されている場合に、独占禁止法執行機構は調査を行わなければならないということである。口頭報告または書面報告のときに関連する事実及び証拠が提出されていない場合に、独占禁止法執行機構は、状況によって調査を開始しないこともできる。これは、限られた法執行資源の節約でもあるが、実践上に発生しうる悪意の報告行為に対して独占禁止法執行機構の裁量権限を与えている。

この条の適用における問題は、中国の独占禁止法執行機構が三つの機関に分けられており、特定の独占行為に対して、それが、価格に関する独占協定もしくは市場支配的地位の濫用なのか、それとも価格に関するものでないのかが明らかではない場合に、どの機関が

⁵⁹ 2001年11月16日國務院令第322号「規章制定程序条例」第6条による。

⁶⁰ 商務部条法司編『「中華人民共和國反壟斷法」理解与適用』、法律出版社、2007年、第288頁。

調査を行うかということである。これについては、筆者による国家工商総局の職員へのヒアリングによれば、工商総局と発展改革委員会の間に、独占禁止法の執行に関する内部の合意が達成されているといわれている。すなわち、独占禁止法第2章及び第3章に規定された行為のうち、価格関連はすべて発展改革委員会により調査・処理し、それ以外は工商総局により調査・処理することとなる。組織または個人などが間違っ て工商総局または発展改革委員会に対し独占と疑われる行為を報告する場合に、工商総局及び発展改革委員会は その役割分担の合意に従い、自分の管轄外の事件を相手に移譲する。また、調査対象の行為は、同時に価格協定とそのほかの違法行為になる恐れがあるときに、工商総局と発展改革委員会の間では、先に受理した方が調査・処理する。この場合には、先に受理した行政機関は相手機関に対して当該事件を受理したことを報告する義務を負う。これによって、工商総局と発展改革委員会による法執行の役割分担は一層明らかになっている。

第39条（独占禁止法執行機構の調査権限）

1 独占禁止法執行機構は、独占と疑われる行為の調査にあたり、以下に掲げる措置をとることができる。

- (1) 調査対象者である事業者の営業場所又はその他の関連場所に立ち入り検査を実施すること
- (2) 調査対象者である事業者、利害関係者、又は他の関連組織若しくは個人に対して質問し、関連する事情の説明を求めること
- (3) 調査対象者である事業者、利害関係者、又はその他の関連組織若しくは個人の伝票、協定、会計帳簿、業務上の通信文書、電信データなどの文書及び資料を閲覧し、複写すること
- (4) 関連証拠を封印し、又は押収すること
- (5) 事業者の銀行口座を調査すること

2 第1項に定める措置をとるときに、独占禁止法執行機構の主要責任者に対して書面で報告した上、その承認を得なければならない。

解説：この条は、独占禁止法執行機構が独占禁止調査を行うときの権限を定めている。本条では独占禁止法執行機構による場所立ち入り、質問、検査、複写、封印・押収及び銀行通帳の調査など行政強制措置を行う権限が規定されている。

(1) 営業場所などの立ち入り検査

独占禁止法執行機構は、独占と疑われる事業者の行為を調査するときに、事業者の営業場所などを立ち入り、検査を行う。これは、一般的な行政執行権限である。ここでは、事業者の営業場所が検査の主たる場所であるが、その他の関連場所を検査することもできると規定されている。その他の関連場所は、事業者が関連資料を隠し得る、事業者の営業場所以外の場所を指すが、例えば事業の経営者の自宅が含まれるかどうかについては、法律上定められていない。EU の経験から見れば、独禁当局は、合理的な理由で経営者の住宅に調査対象である帳簿などの文書が隠されていると疑われる場合、経営者の住宅地に立ち入り調査ができる⁶¹。「他の関連場所」の範囲をどう定めるかについては、今後、独占禁止法の実施細則やガイドラインにより具体化する必要があると考えられる。

(2) 事業者、利害関係者またはその他の関連組織・個人などに対する質問

独占禁止法執行機構は調査にあたり、当事者に対して質問することは当然であるが、ここでは質問の相手先は、事業者だけではなく、利害関係者や他の関連組織または個人も含

⁶¹ 王曉暉編『中華人民共和國反壟断法詳解』、知識産権出版社、2008年、第217頁参照。

まれる。利害関係者は、独占と疑われる行為の被害者及び利益取得者の両方を含んでいる。他の関連組織または個人とは、独占行為と係わっており、関連事実又は証拠を保有する組織または個人であると理解される。

(3) 関連する帳簿・通信文書などの閲覧・複写

独占禁止法執行機構は、調査相手先の伝票、協定、会計帳簿、業務上の通信文書、電信データなどの文書及び資料を検査・複写することも必要であるが、ここでの「閲覧」とは、検察機関による「捜査」とは異なっている。捜査とは、検察機関の職員が法に従い、犯罪容疑者に対し、強制的に犯罪の関連証拠を取得する権限である。これに対して、「閲覧」とは、工商行政管理部門、税務部門などの行政機関が調査相手先の関連証拠を閲覧する権限である。独占禁止法執行機構は、後者を行使する権限を保有する。

(4) 関連証拠の封印又は押収

独占禁止法執行機構は、違法と疑われる相手先を調査するときに、関連証拠などの毀損・喪失を防ぐために、関連証拠を封印し、押収することが必要である。一旦、関連証拠が封印または押収されると、当事者がそれを自由に利用または移転することができなくなり、これは関連証拠の保存に不可欠のものである。

(5) 銀行口座の調査

独占禁止法執行機構が、違法と疑われる事業者の銀行通帳を調査することは関連証拠の収集、事業者の経営活動を把握するために不可欠である。ここでは、独占禁止法執行機構は、通帳の調査にとどまっており、銀行通帳の凍結とは異なっている。

本条第2項は、独占禁止法執行機構の職員が前述した強制的措置を行使する前に、同機構の責任者に対して書面で報告し、その承認を得なければならないことを規定している。これは、独占禁止法執行機構の職員による職権の濫用を予防し、独占禁止調査の法的手続きを明確化させるための規定である。

第40条（法執行に関する要求）

1 独占禁止法執行機構が独占と疑われる行為を調査する際に、法執行職員は2名以上いなくてはならず、法執行の証明書を提示しなければならない。

2 法執行職員は、質問及び調査をするにあたり、調査記録を作成し、質問又は調査の対象者に署名をもらわなければならない。

解説：この条は、独占禁止法執行機構の職員による法執行の具体的要求を規定している。

本条1項の規定では、独占禁止法執行機構が独占と疑われる行為を調査する場合は、法執行の職員は少なくとも2名以上でなければならないとされる。法執行職員の人数を2名以上とすることにより、独占禁止調査のときに、職員の主観性や恣意性を回避し、職員間の相互協力及び監督を強化することができる。また、独占禁止法執行機構の職員は独占禁止調査に際して法執行の証明書類を提示しなければならない。どのような証明書を提示するかは規定されていないが、通常、法執行職員の身分証明と独占禁止法執行機構から出される調査命令であると思われる。

本条2項は二つのことを規定している。まず、独占禁止法執行機構の職員は、独占行為について質問及び調査をするにあたり、調査記録を作成しなければならない。独占禁止調査の際に、質問及び調査内容について書面で記録することは、現場調査の重要な証拠を残し、後の独占禁止審査及び判断の重要な材料になる。本条において、調査記録の内容について規定されていないが、通常、独占禁止調査及び質問を行う根拠、調査及び質問の時間・場所及び調査対象者の名称・身分、調査及び質問のプロセス、調査対象者の回答状況など

が含まれる。次に、法執行職員は、独占禁止調査が終了する際に、質問又は調査対象者から署名をもらわなければならない。調査対象者から署名をもらうことは、独占禁止法執行機構の職員による法執行手続の適法性を保証するだけでなく、後の独占禁止審査及び判断において証拠の効力性をも増強するものになる。

第41条（守秘義務）

独占禁止法執行機構及びその職員は、法執行の過程で知り得た商業秘密について、守秘義務を負う。

解説：独占禁止法執行機構及びその職員は、法執行のときに容易に事業者の商業秘密を知ることができることから、本条では、独占禁止法執行機構及びその職員の守秘義務が規定されている。

事業者は、市場競争に対応して、事業発展戦略を制定し、市場調査を通じ競争相手の状況、顧客状況、製品価格及び知的財産権などを把握することが必要である。これらは、事業経営の秘密であり、第三者や競争相手に知られたら、事業者にとって大変不利である。独占禁止法執行機構は、法執行の際にこのような情報に触れる機会が多い。独占禁止法執行機構及びその職員が法執行の過程で得た事業者の商業秘密については事件調査のために使用できるが、それ以外の目的では使用してはならない。本条は、独占禁止法執行機構及びその職員の守秘義務を規定し、調査対象者の利益を保護することである。

本条において重要なことは、商業秘密を如何に理解するかということである。これについては、不正競争防止法第10条は、「商業秘密とは、民衆に知られず、権利者に経済利益を与えることができ、実用性があり、かつ権利者により守秘措置が行われる技術情報と経営情報である。」と定義している。技術情報には、事業者の生産プロセス、工業・化学構成、製作技術、制作方法などが含まれる。経営情報には、事業者の発展計画、競争方案、管理ノウハウ、顧客名簿などが含まれる⁶²。独占禁止法執行機構及びその職員が調査に当たり触れた商業秘密は事業者の経営情報に属するものが多いが、市場取引情報そのものも含められるべきであると考えられる。例えば、事業者の株式市場における株の購入又は売却計画、買収相手先との買収交渉などの取引情報は、不当に披露されると、株価に大きな影響を与えるので、守秘が非常に重要となる。

第42条（調査対象者の義務）

調査対象者である事業者、利害関係者又は他の関連組織若しくは個人は、独占禁止法執行機構が法に従い職務を履行することに協力しなければならず、独占禁止法執行機構の調査を拒絶し、又は妨げてはならない。

解説：この条は、独占禁止法執行の調査対象者である事業者、利害関係者または他の関連組織・個人の義務を規定している。

調査対象者が独占禁止法執行機構の調査に協力しない行為は、調査の拒絶または調査の妨害とみなされる。調査の拒絶とは、独占禁止法執行機構の調査要求に対して明示的または黙示的に否定し、関連情報・材料などの提出を拒絶することなどである。調査の妨害とは、調査対象者は独占禁止法執行機構の調査要求に対して明確に拒絶しないが、虚偽の情報・材料を提供し、また証拠などを毀損し、移転し、または隠匿する行為などである。調査対象者は、独占禁止法執行機構の調査に対して拒絶しまたは妨害する場合、後の52条

⁶² 商務部条法司編『「中華人民共和國反壟斷法」理解与適用』、法律出版社、2007年、第313頁。

で規定される法的責任を負わなければならない。

第43条（調査対象者の陳述）

調査対象者である事業者又は利害関係者は、意見を陳述する権利を有する。独占禁止法執行機構は、調査対象者である事業者、利害関係者が提出した事実、理由及び証拠に対し真偽を確認しなければならない。

解説：この条は、独占禁止法執行機構の調査に対し、調査対象者である事業者または利害関係者の陳述権利、及び独占禁止法執行機構のそれについての確認義務を規定している。

陳述権は、調査対象者である事業者または利害関係者が、自分がなした行為に対して陳述し、解釈し、及び弁解する権限である。陳述権は、中国の行政立法において、行政対象者に付与される権限であり⁶³、その実施は、行政対象者の権利を保護するだけでなく、行政機関による行政権力の濫用を防止するためにも重要である。独占禁止調査及び審査において、独占禁止法執行機構は、違法の事業者に対して処分決定を下すことができる。事業者は、その処分決定に対して不服があるときに、行政不服審査または行政訴訟を通じて自己救済を図ることができるが、これは原則的に行政機関の処分決定の履行を延滞することはできない。独占禁止法執行機構の処分決定は、不正確な証拠に基づく場合に、事業者に取り返しのつかない損失を与える可能性がある。そのため、独占禁止法執行機構が処分決定を下す前に、事業者や利害関係者に陳述権限を与えることは、事業者や利害関係者の利益保護及び独占禁止法執行機構の権力濫用を防止するために不可欠である。

本条は、事業者や利害関係者に陳述権限を付与すると同時に、独占禁止法執行機構に対してはその陳述した事実、理由及び証拠に対し真偽を確認する義務を規定している。事業者や利害関係者の陳述権限を保護するために、独占禁止法執行機構は、まず、自分がなした行政処分決定に関する事実・理由及び根拠を事業者などに示し、事業者や利害関係者に陳述権限を有することを知らせなければならない。次に、事業者や利害関係者が関連する事実・理由及び証拠を提出した場合には、独占禁止法執行機構はそれに対して真偽を確認しなければならない。これによって独占禁止調査の手續公正性が維持される。

しかし、本条における事業者や利害関係者の陳述権限についての規定はきわめて原則的であり、今後、関連する実施細則やガイドラインにより詳細化する必要がある。例えば、事業者や利害関係者の陳述が処分決定の後で行われてもその意義は少ないため、陳述権の付与を処分決定の前に限定する必要がある。陳述の内容は、独占禁止法執行機構による法律適用の問題だけでなく、事実認定の問題も含めるべきである。陳述の形式は、口頭で行われるか書面で行われるかについてもさらに規定する必要がある。

第44条（違法行為の処理）

独占禁止法執行機構は、独占と疑われる行為を調査し、その真偽を確認した後、独占行為の成立を認めた場合には、法に基づき処理の決定を行わなければならない。また、社会に対して当該決定を公表することができる。

解説：この条は、独占禁止法執行機構が独占行為と認めた場合の処理手續を規定している。

まず、独占禁止法執行機構は、第38条から第43条に定めるところにより、独占と疑わ

⁶³ 中国では、行政手続法はいまだ制定されていないが、行政処罰法（1996年3月17日採択、同年10月1日施行）第41条では行政対象者が陳述権を有すると規定されている。

れる行為について調査を行い、その行為が本法第3条に定める独占行為（独占協定、市場支配的地位の濫用、及び企業結合）のいずれになるかどうかを判断する。第3条に含まれない行政的独占の場合は、独占禁止法執行機構が調査・処理することができず、第51条1項の定めにより、その独占と疑われる行為を実施する行政機関または公共組織の上級機関に対し、法に基づき処理するように意見を述べることができる。その上級機関は、本法第5章の規定に従い、行政機関または公共組織がなした競争制限行為に対して調査・処分決定を行う。他の法律・行政法規において、行政機関または公共組織の実施した競争制限行為について別の規定がある場合には、その規定に従う。

次に、独占禁止法執行機構は、調査を経て事業者の行為が独占行為になると認める場合には、当該独占行為に対し法に基づき処理決定を行わなければならない。この処理決定とは、後の第46条、47条及び48条の規定に基づき、独占協定、市場支配的地位の濫用または違法な企業結合のいずれかが成立するときに、法的責任を負わせしめることである。しかし、独占禁止法執行機構の調査の後、独占行為にならないと判断されるときにどう処理するかについては規定されていない。独占禁止調査により当事者に与える影響を考慮して、独占行為にならないと判断されるときは、独占禁止法執行機構が即時に調査を停止し、当該事業者の行為が独占行為ではないと認定し、この認定結果を当事者に送達し、また、社会に公布する必要があると思われる。これによって、事業者の生産経営に対する不利な影響を可能な限りで緩和でき、事業者の利益を守ることになる。

最後に、独占禁止法執行機構は、自分がなした処理決定につき、社会に公表することができる。ここでは、処理決定の公表は独占禁止法執行機構の義務ではなく、独占禁止法執行機構の自由裁量によるものである。なお、独占禁止法執行機構が処理決定を公開する場合における、公表の具体的方式、期限及び関連商業秘密の保護その他の手続要求にかかる規定はない。これらは、今後、独占禁止法の実際細則やガイドラインの制定により明確化される必要があると思われる。

第45条（調査の中止と再開）

1 独占と疑われる行為の調査にあたり、調査対象者である事業者が独占禁止法執行機構の許可する期間内において、具体的措置をとり、該当する行為の効果を排除させると約束した場合に、独占禁止法執行機構は調査の中止を決定することができる。調査中止の決定においては、調査対象である事業者による約束の具体的内容を明記しなければならない。

2 独占禁止法執行機構は、調査の中止を決定した場合に、事業者による約束の履行状況に対し監督を行わなければならない。事業者が約束の内容を履行した場合は、独占禁止法執行機構が調査の終結を決定することができる。

3 次に掲げる事由の一つがある場合は、独占禁止法執行機構が調査を再開しなければならない。

- (1) 事業者が約束を履行しない場合
- (2) 調査中止決定が依拠する事実に変化が生じた場合
- (3) 調査中止の決定が、事業者の提供した不完全又は虚偽の情報に基づいてなされた場合

解説：この条は、独占禁止法執行機構が独占と疑われる行為の調査に際して、調査対象者である事業者が期間内に具体的措置を取り、行為の効果を排除すると約束する場合の調査の中止及び再開のルールを規定している。この、いわゆる「事業者約束制度」は、事件

の迅速な解決及び調査コストの節約には有利であり、諸先進国において多用されている⁶⁴。この条は、三つの段階から事業者約束制度を規定している。

本条 1 項は、独占禁止法執行機構が独占禁止調査を開始した後、調査対象者である当事者が独禁当局の許可する期間内において、具体的措置により独占行為の効果を排除する措置を取ることを約束する場合、独占禁止法執行機構は調査の中止を決定することができる、と定められている。これは、欧米における同意命令等の趣旨と同質である。すなわち、事業者が独占禁止法執行機構による調査開始の決定事項及び法的適用を認め、その後の審査を経ずに、自ら独禁当局と相談し、競争制限効果を排除するような措置を取り、事件の和解を図ることとする。事業者が競争制限効果を排除する措置を取ると約束した場合、独占禁止法執行機構は、調査の中止を決定し、事業者による排除措置が行われるかどうかを監督する第 2 段階に入る。ここでは、事業の約束が独禁当局による調査の終了前に行わなければならない。調査がすでに終わっており、事業者の独占行為が認められた場合は、独占禁止法執行機構は、後の第 46、47 と 48 条の規定に基づき事業者の違法責任を追究しなければならない。なお、事業者約束制度は、価格カルテル、市場分割、入札談合などのいわゆるハードカルテルに適用すべきではないと考えられる。EC 理事会 1/2003 規則でも事業者の約束に関連する決定は委員会が制裁金を科す事件に適用しないと規定されている。

独占禁止法執行機構は、事業者が提出する約束を受理し、調査の中止を決定する場合に、事業者による約束の具体的内容を明記しなければならない。これは、事業者約束制度の第 2 段階での監督を行うために不可欠である。第 2 段階において、独占禁止法執行機構は、事業者が忠実に約束を守っているかどうかを監督する。事業者が約束したとおり、競争制限的効果を排除する措置を行った場合は、独占禁止法執行機構が独占禁止調査を終結する決定を下すことができる。事業者が約束を履行していない、または十分に履行していない場合は、独占禁止法執行機構が調査を再開しなければならない。これは、事業者約束制度の第 3 段階に入る。

事業者約束制度の第 3 段階は、事業者が約束を履行していない場合、または独占禁止法執行機構による調査中止決定が依拠する事実に変化が生じた場合、または調査中止の決定が、事業者の提供した不完全又は虚偽の情報に基づいてなされた場合には、独占禁止法執行機構は調査を再開しなければならないと規定している。「事業者が約束を履行していない」とは、事業者が約束を完全に履行していない、もしくは、十分に履行していない状態の両方を含むべきである。「十分に履行していない」とは、約束の内容だけでなく、約束の実施効果をも考慮しなければならない⁶⁵。「調査中止決定が依拠する事実に変化が生じる」とは、事業者約束の状況及び性格に本質的な変化があり、独禁当局の調査中止決定または事業者の排除措置のみでは、競争制限効果を排除することは不可能である状況を指している⁶⁶。また、「事業者の提供した不完全又は虚偽の情報に基づく」とは、事業者が独禁当局に対しその約束を申し出る際に、不完全または虚偽の情報を提供し、それに基づき独禁当局が調査中止を決定した場合を想定する。しかし、このような決定は当然適切ではない。以上の三つの状況のいずれがある場合は、独占禁止法執行機構が調査を再開しなければならない。

⁶⁴ 例えば、米国反トラスト法における同意命令(Consent order)がそれに当たる。EU 競争法においては、EC 理事会 1/2003 規則第 9 条が事業者約束制度を規定している。

⁶⁵ 時建中編『反壟断法——法典积評与学理探源』、中国人民大学出版社、2008 年、第 418 頁参照。

⁶⁶ 商務部条法司編『「中華人民共和国反壟断法」理解与适用』、法律出版社、2007 年、第 326 頁参照。

第7章 法律責任

第46条（独占協定の処罰）

1 事業者がこの法律の規定に違反して独占協定を締結し、これを実施した場合には、独占禁止法執行機構は、違法行為の停止を命令し、違法所得を没収し、かつ前年度の売上高の1%以上10%以下の行政制裁金を課す。締結した独占協定が実施されていない場合は、50万元以下の行政制裁金を課することができる。

2 事業者が独占禁止法執行機構に対して、自己のした独占協定に関する状況を自主的に報告し、かつ重要な証拠を提供した場合には、独占禁止法執行機構は、状況を斟酌して当該事業者への処罰を軽減し、又は免除することができる。

3 事業者協会が、この法律の規定に違反し、該当業界の事業者を組織して独占協定を行わせた場合には、独占禁止法執行機構は、50万元以下の行政制裁金を課することができる。情状が重大な場合には、社会团体登録管理機関は、法に従って当該協会の登録を取消することができる。

解説：独占禁止法の違反責任は、通常、行政責任、民事責任と刑事責任に分けられる。中国独占禁止法においては、行政責任が中心となっており、民事責任については第50条で定められるように、きわめて原則的な規定にとどまっている。また、刑事責任については、調査の対象者が独占禁止法執行機構の調査に対して拒否し、阻害し、犯罪になる場合（第52条）と、独占禁止法執行機構の職員が職権を濫用し、犯罪になる場合（第54条）に、刑事処罰が科されると規定されている。法律上、独占禁止法に違反する行為に対しては、刑事責任を科すことが用意されていない。この条において、中国独占禁止法は、法に違反する独占協定に対して、違法行為の停止、違法所得の没収、行政制裁金の徴収という行政責任を定めている。

この条第1項は、独占協定をすでに締結し、かつそれが実施される場合と、独占協定が締結されるがまだ実施されていない場合の行政責任を規定している。前者に対しては、独占禁止法執行機構は、違法行為の停止を命じ、違法な所得を没収するとともに、違法な事業者の前年度売上高の1%から10%までの行政制裁金を課す。後者に対しては、独占協定の違法効果が現れていないため、独占禁止法執行機構は、最高50万元の制裁金を課することができる。ここでは、さらに二つの点を注意しなければならない。一つは、独占協定がすでに締結されかつ実施される場合には、独占禁止法執行機構は、違法行為の停止、違法所得の没収及び行政制裁金の徴収を科すこととなるが、この三種類の行政処罰が選択的な関係ではなく、並列的な関係であることである。違法所得の計算方法について法律上では定められていないが、工商行政管理機関が公布した「行政処罰案件違法所得認定方法」を参照すれば、違法所得は、事業者の違法な生産・販売又はサービスの提供による得られたすべての収入から、経営活動のために使われる合理的支出を控除した額であるとされている⁶⁷。違法所得を没収した上で、行政制裁金を課すことは、他の国の独占禁止法ではあまり見当たらず、中国独占禁止法の特徴の一つであるといえよう⁶⁸。違法な事業

⁶⁷ 2008年11月21日国家工商行政管理総局第37号令、2009年1月1日施行。同認定方法では、更に、違法生産の所得について、「違法な商品生産による得られたすべての販売収入から商品の原材料購入価格を控除する」、違法販売の所得については「違法な商品販売による得られる販売収入から当該商品の購入された価格を控除する」、違法なサービス提供の所得については「違法なサービス提供による得られるすべての収入から当該サービスに使用される商品の購入価格を控除する」ことによって計算する、と定められている。

⁶⁸ 例えば、日欧の場合には、違法な独占協定に対して行政制裁金（課徴金）を課するのは一般的であり、

者に対する行政制裁金の徴収は、前年度売上高の1%-10%という幅が定められており、これは違法所得が没収された後で、事業者の適法な収入に対し徴収する制裁金である。二つ目の点は、行政制裁金の徴収は、中国国内での売上高に基づくかそれとも全世界範囲での売上高に基づくかについては法律上で定められていないことである。欧米においては、世界範囲での売上高が計算上参照されることから、中国独占禁止法も世界範囲での売上高が採用される可能性があると思われる。

第2項は、中国独占禁止法のリーニエンシー制度を規定している。独占禁止法において、リーニエンシー制度の運用に関して二つの条件が規定されている。一つは、事業者が自主的にその達成する独占協定を独占禁止法執行機構に報告することである。もう一つは、事業者は独占禁止法執行機構に対して重要な証拠を提供しなければならないことである。ここでは、事業者の「自主的」及び「重要な証拠の提供」をどう定義するかは、独占禁止法において規定されておらず、今後の更なる法的解釈が必要である。また、事業者の自主的報告は、独占禁止法執行機構の立入調査前に行われる場合と調査開始後に行われる場合の異なる減免対策も定められていない。さらに、1番目の報告者と2番目以後の報告者に対してどのような異なる減免対策を行うかも規定されていない。これらの不明確の点については、今後、日米欧のリーニエンシー制度を参照して、詳しいガイドラインや実施細則の制定が必要とされる。

この条3項は、第11条及び第16条に規定された違反行為に従事した場合の処罰を規定している。この規定によれば、事業者協会が事業者を組織し、独占協定を行わせる場合には、二種類の行政処罰が課される。まず、独占禁止法執行機構は、当該事業者協会に対して50万元以下の行政制裁金を課することができる。次に、情状が重大な場合には、社会团体登録管理機関によりその事業者団体の登録を取消することができる。中国においては、社会团体登録管理機関は政府の民政部門であり、民政部門が直接に独占禁止法に基づいて事業者団体の登録を取消することができない。したがって、本規定の運用に際しては、まず、独占禁止法執行機構は事業者団体の違法事実を認定して、政府の民政部門に対し当該事業者団体の登録資格を取消すように求める。次に、政府民政部門が「社会团体登録管理条例」（国务院令第250号、1998年10月25日公布）などの関連規定に従い、当該事業者団体の登録資格を取消すかどうかを決定する。独占禁止法執行機構は違法の事業者協会に対し行政処罰を課すか否か、また、社会团体登録管理機関は当該事業者協会に対し登録資格の取消処分を行うか否かは、同機関の自由裁量であり、必ずしも強制的ではない。この項の運用において、どのように「情状が重大な場合」を判断するかは鍵となるが、これについては、「情状が重大な場合」が競争を著しく排除し、制限し、消費者の利益と社会公共利益を著しく損害し、悪質な社会影響をもたらすことであると解釈される⁶⁹。

第47条（市場支配的地位の濫用の処罰）

事業者がこの法律の規定に違反して、市場支配的地位を濫用した場合には、独占禁止法執行機構は、その違法行為の停止を命令し、違法取得を没収し、かつ前年度売上高の1%以上10%以下の行政制裁金を課す。

解説：この条は、市場支配的地位の濫用に対する行政責任を規定している。本条では、独占禁止法に違反する市場支配的地位の濫用行為に対して、違法行為の停止、違法所得の

これと別に違法所得の没収が規定されていない。日本では、近年、独占禁止法改正における課徴金の引上げによって、独占協定に対する行政的規制は処罰的な性格を有することになっている。

⁶⁹ 時建中編『反壟断法——法典积評与学理探源』、中国人民大学出版社、2008年、第431頁参照。

没収、行政制裁金の徴収という責任方式が定められている。

市場支配的地位の濫用にあたる行為として、第 17 条で定められている独占価格、略奪的価格設定、取引拒絶、強制的取引、抱合せ販売及び非合理的取引条件付き販売、差別的待遇などが挙げられる。事業者が市場支配的地位を有するか否かの判断は、第 18 条（市場支配的地位の認定要素）と第 19 条（市場支配的地位の推定）に基づいて行われる。市場支配的地位の濫用行為に対して、前述した独占協定と同様な行政的責任が問われる。具体的行政処罰については、第 46 条の解説を参照されたい。

第48条（企業結合の処罰）

事業者がこの法律の規定に違反して結合を実施した場合には、国務院独占禁止法執行機構は、当該結合の実施の停止、一定の期間内で株式若しくは資産の処分、一定の期間内で営業の譲渡及び結合前の状況を回復するためにその他の必要な措置をとるように命令し、かつ 50 万元以下の行政制裁金を課することができる。

解説：この条は、違法な企業結合に対する処罰規定を定めている。第 4 章の規定に基づく違法な企業結合は、次のいずれかの状況である。(1) 第 21 条の規定に違反し、国務院企業結合届出基準を満たしたのに、事業者が結合の届出を行わず、企業結合を行った場合、(2) 第 24 条の規定に基づき、事業者が提出した結合の関連文書及び材料が不足であり、審査機関に要求された期間内に関連資料を補充せずに結合を行った場合、(3) 第 25 条の規定に違反し、国務院独占禁止法執行機構が結合の初期審査に対する決定を下す前に、事業者が結合を行った場合、(4) 第 26 条の規定に違反し、国務院独占禁止法執行機構の実質審査期間内において、事業者が結合を行った場合、(5) 第 28 条の規定に違反し、国務院独占禁止法執行機構により結合の禁止が決定されたにもかかわらず、事業者が結合を行った場合などである。

この条の規定に基づき、国務院独占禁止法執行機構は、違法な企業結合に対して結合の実施の停止、一定の期間内での株式若しくは資産の処分、一定期間内での営業の譲渡及び結合前の状況を回復するためにその他の必要な措置をとるように命令する。これらの措置は、企業結合の問題解消措置にあたり、(1) 企業結合の実施停止、(2) 一定の期間内での株式若しくは資産の処分、(3) 営業の譲渡その他の競争回復措置に分けることができる。

(1) 企業結合の実施停止命令は、結合が完成していない場合に適用され、当該結合の実施段階で停止させる措置である。(2) 一定の期間内での株式若しくは資産の処分とは、すでに実施した結合に適用し、特に事業者が株式又は資産の取得により結合を行った場合に、結合前の状態を回復させる措置である。これは、事業者が取得した株式または資産が元の状態に戻すという、巨大なコストを要する企業再分割作業である。(3) 営業の譲渡その他の競争回復措置とは、株式若しくは資産の処分措置が適切でない場合において、結合を実施した事業者の一部の営業を他の事業者に譲渡し、またはその他の競争回復措置により、結合の競争制限効果を解消する措置である。欧米においては、企業結合の問題解消措置に当たり、不可欠施設の使用許可、知的財産権の許可、排他的合意の終結、またファイナルウォール条項、透明性条項、公正取引条項などの事業者の商業行為に対する制限条項の導入などの措置が行われている。また、問題解消措置の実効性を確保するため、欧米では事業者が一定の期限内に措置を行っていない場合には、独占禁止当局は、事業者に対して特に重要と思われる資産を譲渡することを命令する、すわなち「クラウン・ジュエル」条項が導入されることもある。本条に規定の運用に当たり、中国独占禁止法は、上述した欧米の企業結合の問題解消措置を参照することが可能となると考える。

この条の最後では、違法の企業結合に対して、前述の問題解消措置のほか、独占禁止法執行機構は 50 万元以下の行政制裁金を課すことができると規定されている。これは、違法な企業結合に対する懲罰的な規定であり、独占禁止法の企業結合規制の威嚇効果を増やすためである。しかし、現実的に、違法になる企業結合は大体、大手企業により行われるため、50 万元以下の制裁金の徴収はそれほど威嚇効果がないと考えられる。

第49条（制裁金についての考慮要素）

この法律第 46 条、第 47 条及び第 48 条に定める制裁金に関し、独占禁止法執行機構は、具体的な金額を確定するにあたり、違法行為の性質、程度及び存続期間などの要素を考慮しなければならない。

解説：この条は、独占禁止法執行機構が、違法な独占協定、市場支配的地位の濫用、または企業結合に対して、行政制裁金を課すときの考慮要素を規定している。

独占禁止法違反行為に対して行政制裁金を課すことは、ドイツ、EU を初めとして、大陸法を継承している国々の競争法における共通な特徴である。中国独占禁止法において、独占協定、市場支配的地位の濫用及び企業結合規制に違反する独占行為に対して、いずれも行政制裁金を課すことが規定されている。

中国においては、行政機関が公民、法人又はその他の組織に対して行政制裁金を課すときに、行政処罰法（1996 年 10 月 1 日施行）に従わなければならない。同法は、行政処罰の処罰法定主義、二重処罰の禁止、及び過失と処罰の相当の原則を定めている。独占禁止法執行機構は、事業者に対して行政制裁金を課すときには、行政処罰法の基本原則を遵守しなければならない。独占禁止法執行機構は、具体的な金額を確定するにあたり、違法行為の性質、程度及び存続期間などの要素を考慮しなければならない。違法行為の性質、程度及び存続期間は、当該独占行為による競争制限のレベルを表しており、独占禁止法執行機構は、これらの要素を考慮し、法定の幅の範囲又は額の範囲内で制裁金額を決定することができる。

第50条（民事責任）

事業者は独占行為を実施することにより、他人に損害を与えた場合には、法に従い民事責任を負う。

解説：独占行為は市場競争を排除し又は制限し、資源の合理的配置を阻害し、社会公共利益を損害すると共に、通常、事業者または消費者の利益にも損害を与える。そのため、世界各国の独占禁止法では、違法の事業者に対して民事責任を負うことが規定されているのが一般的である。この条は、中国独占禁止法において違法な事業者の民事責任を規定している。

中国の「民法通則」によれば、違法行為の民事責任は、損害停止、妨害排除、危険排除、財産返還、原状回復、修理・新作・取替、損失賠償、違約金支払、影響削除、名義回復、謝罪などが挙げられる。独占禁止法違反について、世界的独占禁止法違反の民事責任に照らすと、実際には、違法行為の差止と損害賠償の 2 種類が適用されると考えられる。問題となるのは、中国独占禁止法の運用において、原告資格の認定、損害賠償責任、賠償額の計算はどうかである。

原告資格の認定は、主に、原告が損害賠償を求める際に、その原告の範囲が直接被害者であるか、または間接被害者をも含むかという問題がある。これについては、米国では、

判例上「直接の購買者規則」(direct purchaser rule)が用いられる。すなわち、三倍賠償制度の下で、事業者が直接購買者(百貨店、小売者など)及び間接購買者(消費者)による二重賠償を避けるため、裁判所は、間接購買者による、直接購買者が高価格を移転したことを理由に提起する訴訟を支持しない方針を確立している⁷⁰。しかし、このように原告の資格を狭く制限することは、被害を受けた消費者の利益保護には不利であり、特に三倍賠償制度を認めない国では原告資格の認定に際して慎重な検討を行う必要があるといえよう⁷¹。

損害賠償責任の認定には、各国の競争法において一般化された規則は存在しない。例えば、日本独占禁止法第25条において、損害賠償責任についてはいわゆる無過失損害賠償責任が認められている。チャイニーズタイペイの公平取引法において、故意か過失かについては規定がないが、故意行為により私人に損害を与えた場合には、その賠償額を重くして三倍賠償まで許される、と規定されている。また、日本法において、被害者は、独占禁止法に基づく加害者の無過失損害賠償責任を追及するためには、公正取引委員会の審決など措置の確定を前提にしているのに対して、民法709条に基づいて加害者の損害賠償責任を追及する際には、公取委の審決前置措置は必要としないが、加害者の故意または過失の証明が必要とされている。または、被害を受けた私人が損害賠償訴訟を求める際にどの法律に基づき提起するかについては、選択の余地が与えられている。

損害賠償額の計算に関しては、中国不正競争防止法の執行において、同法の違反により他の事業者に損害を与えた場合には、賠償額は被害を受けた事業者の実損害額とされている。被害者の損失が計算し難いときには、賠償額は不法行為者が不法行為の期間内に不法行為により得た利益であるとされている(不正競争防止法第20条)。こういった不正競争防止法の運用経験は、独占禁止法の民事執行においても参考にすべきであろう。なお、日米独占禁止法の実務上では、実損害額は、損害を与える前の事業者のありうべき利益と損害が与えられた後の現実の利益の間の差額に基づいて、計算されている。

以上のように、中国独占禁止法においては、違法な事業者に対して民事責任を追及することは、法律上詳しく規定されていないが、実際に日米などの法執行実践を参照して、多様な選択可能性が存在する。事実上、筆者による最高人民法院の調査訪問では、最高人民法院では既存の知的財産法廷に対し、独占禁止法の民事執行の権限を与え、同知的財産法廷は、関連裁判官の技術養成、独占禁止法の民事執行の司法解釈や実施細則の起草を急いでいる。独占禁止法の民事執行について、どのレベルの人民法院が受理できるか、私人による差止請求及び損害賠償制度がどのように行われるかは、今後、人民法院の実践経験が蓄積された上で、具体的実施方法が明確化されていくものと考えられる。

第51条 (行政権力の濫用に対する処分)

1 行政機関及び法律・法規の授権により公共事務を管理する職能を有する組織が、行政権力を濫用して、競争を排除又は制限する行為を実施した場合には、上級の機関が当該行為の是正を命じる。直接責任を負う責任者及びその他の直接責任者に対して法に基づき処分する。独占禁止法執行機構は、関連する上級機関に対し法に従い処理意見を提出することができる。

⁷⁰ 王曉暉編『中華人民共和國反壟斷法詳解』、知識産権出版社、2008年、第259頁参照。

⁷¹ 事実、日本では石油カルテル事件(仙台高裁昭和60年3月26日判決)において、いわゆる間接の消費者による損害賠償訴訟が認められた判決がある。しかし、日本最高裁平成元年12月8日第2小法定判決では、間接の消費者に相当因果関係の立証が要求され、原告たる消費者に大きな負担をかけることになる。これについては、日本の学者から批判する声も現れている。松下満雄：『経済法概論』(第4版)東京大学出版会、2006年、263-264頁参照。

2 行政機関及び法律・法規の授権により公共事務を管理する職能を有する組織が、行政権力を濫用して競争を排除又は制限する行為の処理に関して、法律・行政法規に別段の規定がある場合には、その規定に従う。

解説：この条は、第8条（行政権力の濫用の禁止）及び第5章（行政権力の濫用による競争の排除又は制限）に対応し、行政的独占の法律責任を規定している。

まず、行政機関及び公共組織が行政権力の濫用により競争を排除し又は制限する行為を実施した場合には、関連する上級機関が是正を命ずる。これによれば、独占協定、市場支配的地位の濫用、企業結合規制とは違って、行政的独占に対しては独占禁止法執行機構ではなく、その上級機関が違法行為の是正を命じる責任を担う。中国独占禁止法の立法過程において、一部の学者は、独占禁止法執行機構が行政的独占に対して直接に違法責任を追及すべきであると主張した⁷²が、最終的な法律ではこのような考えを採用しなかった。たしかに、中国の既存行政体制または政治体制において、一つの行政機関により他の行政機関の違法行為の是正を命ずることは法的な根拠がなく、他の競争法を保有する先進国においてもこのような規制方法は見当たらない。

同1項では、関連上級機関が行政的独占行為の直接責任を負う責任者及びその他の直接責任者に対して法に基づき処分する、と定められている⁷³。これは、行政的独占行為を行った行政機関及び公共組織に対して、上級機関がその主要な責任者に対し、「国家公務員法」、「行政監察法」、「国家公務員処分条例」及び他の行政的独占に関する国务院の規定に基づき、行政処分を決定することである。同1項の後段では、独占禁止法執行機構は、関連する上級機関に対し法に従い処理意見を提出することができると規定されている。これは、全国人大常委会による独占禁止法草案の第2回審議のときに新たに導入した規定である。独占禁止法において、独占禁止法執行機構に対して関連上級機関に対し処理意見を提出することができるという規定は、独占禁止法執行機構が行政的独占行為の処理決定にある程度で参与できるようにし、不正競争防止法の関連規定より一歩前進していると評価できる。

この条第2項は、行政機関及び公共組織が、行政権力を濫用して競争を排除又は制限する行為の処理に関して、法律・行政法規に別段の規定がある場合には、その規定に従う、と規定している。これは、独占禁止法における行政的独占に対する規定が他の法律・法規の関連規定と一致しない場合の適用基準を定めている。競争制限問題に関して、独占禁止法は、他の関連法律・法規とは一般法と特別法の関係である。行政的独占の問題に関しては、これまで国务院が多くの規制する行政法規を公布している。その中で、最も詳しく規定されているのは、2001年4月に国务院が公布した「市場経済活動における市場封鎖の実施を禁止する規定」である。また、他の部門法において、例えば、2000年に国务院が公布した「電信条例」、「入札募集と入札法」（1999年8月30日採択）などでも、行政機関又は公共組織の競争制限行為を禁止する規定が置かれている。独占禁止法が、これらの法律・法規における行政機関及び公共組織による競争制限行為に関する規定と一致しない

⁷² これは、主に北京大学法学院盛傑民教授を代表とする学者の主張である。筆者が2006年3月に同教授に対しておこなったインタビューによる。また、同教授が発表した中国独占禁止法に関する論文にも同様な考えが示されている。

⁷³ 中国法においては、行政処罰は公民、法人またその他の組織の違法行為に対して、行政処罰法に基づき課される措置であり、一般に警告、過料、違法所得の没収、営業停止命令、営業許可の取消、行政拘留などの処罰がある。これに対して、行政処分は、国家公務員などの公職官員に対して、「行政監察法」や「国家公務員法」などの法律に基づき課される懲戒処分である。行政処分は、一般に、警告、過失記録、重大な過失記録、降格、免職、除名などの懲戒がある。行政処分については、日本法に言う行政処分と異なっていることに注意を要する。

ときには、該当する法律・法規が優先的に適用される。したがって、本規定は、実質的に他の法律・法規が規定される行政機関及び公共組織の競争制限行為から、独占禁止法の適用及び独占禁止法執行機構の処理権限を排除している。

最後に、独占禁止法は、行政的独占により当事者に損害を与える場合に、賠償責任を負うかどうかを規定していない。行政機関及び公共組織の行政行為により、公民、法人又はその他の組織に損害を与えた場合には、当事者は「国家賠償法」に基づき、同機関に対する行政賠償の訴訟を起こすことが可能である。しかし、独占禁止法においては、行政的独占行為からもたらされる損害に対する賠償責任が規定されていないことは、今後、関連する賠償訴訟の提起可能性について、不明確性が残されている。

第52条（調査の拒絶・妨害などに対する処罰）

独占禁止法執行機構が法に基づき実施する審査及び調査に対して、関連材料若しくは情報の提供を拒み、または虚偽の材料・情報を提供し、または証拠を隠匿し、毀損し、移転し、または調査を拒絶し若しくは妨害するその他の行為を行った場合には、独占禁止法執行機構は、是正を命じ、個人に対して2万元以下、組織に対して20万元以下の制裁金を課すことができる。情状が重大な場合には、個人に対して2万元以上10万元以下、組織に対して20万元以上100万元以下の制裁金を課すことができる。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

解説：この条は、独占禁止法執行機構が法に基づき審査及び調査を行うときに、当事者が調査を拒み、又は妨害する場合の処罰を規定している。

この条の規定に基づき、当事者の妨害行為は以下の4種類に分けられる。(1)関連材料又は情報の提供を拒否すること。関連材料または情報とは、事業者、利害関係者またはその他の組織若しくは個人が製作し、各自の事業活動状況を記録・反映する報告、データ、文書及び資料などを含んでいる。(2)虚偽の材料又は情報を提供すること。事業者、利害関係者、その他の関連組織又は個人は、独占禁止法執行機構の調査に対して、真実ではない文書又は資料を提供し、独占禁止法執行機構の調査及び判断を妨害することがこれに当たる。(3)証拠を隠匿し、毀損し、又は移転すること。事業者、利害関係者、その他の関連組織又は個人が、独占禁止法執行機構の調査に際して、その違法事実を発見されないように、関連証拠を隠匿し、毀損し、又は他の場所に移転する場合には、これに相当する。(4)調査を拒否し若しくは妨害するその他の行為。独占禁止法執行機構が調査する際に、当事者により様々な拒否または妨害が行われることがありうる。法律ではすべての状況を列挙することはできないため、この規定は、前の(1)(2)(3)に列挙されていない状況を想定して、調査対象者のありうる拒否・妨害行為を包括的に規定している。

この条の後段は、事業者、利害関係者、その他の関連組織又は個人が独占禁止法執行機構の調査を拒み、妨害する行為を行った場合の法的責任を規定している。それによれば、事業者、利害関係者、その他の関連組織又は個人が独占禁止法執行機構の調査を拒み、妨害する行為を行った場合には、独占禁止法執行機構は、それを是正すると共に、個人に対して2万元以下、組織に対して2万元以上20万元以下の制裁金を課すことができる。情状が重大な場合には、個人に対して2万元以上10万元以下、組織に対して20万元以上100万元以下の制裁金を課すことができる。これは、当事者の拒否・妨害行為に対する行政制裁である。この行政制裁とは別に、当事者の行為が犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及することも用意されている。例えば、中国の刑法1999年12月25日の改正に基づき、法に基づき保存すべき会計証拠、会計帳簿、財務会計報告を故意に隠匿し

又は毀損し、情状が重大な場合には、5年以下の有期懲役又は拘役を科すと共に、2万元以上20万元以下の罰金を併合又は単独で課することができる。組織の場合には、罰金を科すと共に、その責任を負う直接責任者及びその他の直接責任者は、前項に定める懲罰に従う（刑法第162条の1）と定められている。刑法277条は、暴力、威嚇方法により国家机关職員の法執行行為を阻害する場合には、3年以下の有期懲役、拘役、管制又は罰金を懲罰する（公務妨害罪）と定めている。事業者、利害関係者、その他の関連組織または個人は、独占禁止法執行機構の調査に対する拒否又は妨害行為が刑法の定め違反する場合には、同法に基づき刑事責任を追究される可能性がある。

第53条（行政不服審査及び行政訴訟）

1 独占禁止法執行機構がこの法律の第28条、第29条に基づき行った決定に対して不服がある場合には、まず法に基づき行政不服審査を申出ることができる。行政不服審査の決定に対して不服がある場合には、法に基づき行政訴訟を提起することができる。

2 独占禁止法執行機構が行った第1項の規定以外の決定に対して不服がある場合には、法に基づき、行政不服審査を申出、又は行政訴訟を提起することができる。

解説：独占禁止法執行機構は、政府の行政機関であり、その法に基づき行った処理決定は終局的決定ではなく、行政不服審査及び司法審査を通じて法的救済が必要である。本条は、独占禁止法執行機構の処理決定の相手はその決定に対して不服がある場合の問題解消措置を規定している。

本条の規定によれば、独占禁止法において、独占禁止法執行機構の処理決定に対する救済措置として二つのルートが用意されている。まず、独占禁止法執行機構の企業結合に関する決定、すなわち、企業結合の禁止決定（第28条）又は条件付きの許可決定（第29条）に対しては、事業者や利害関係者などは、まず同機関又は上級機関に対し行政不服審査を申立てることができる。独占禁止法執行機構の行政不服審査の決定にさらに不服がある場合には、法に基づき行政訴訟を提起することができる。ここでは、「行政不服審査を申立てることができる」と定められているが、実際、企業結合の決定に対して行政訴訟を提起する前には、必ず行政不服審査の申立を経なければならない⁷⁴。法律で企業結合の決定に関して行政訴訟の前置規定を定めるのは、企業結合審査は、高度な技術性と専門性が必要であり、行政訴訟が行われる前には、行政不服審査を設けることにより独占禁止法執行機構の専門知識と技術を生かすことができるからである。

本条第2項は、前記した企業結合の決定以外の独占禁止法執行機構の決定に対して、法に基づき行政不服審査又は行政訴訟を提起することができる、と定めている。これは、法第7章に規定されている独占協定、市場支配的地位の濫用、及び調査の拒否・阻害行為などに対する、独占禁止法執行機構の処理決定に不服がある場合の救済措置である。これによれば、事業者や利害関係者などは、独占禁止法執行機構の処理決定に対して不服がある場合には、行政不服審査または行政訴訟を選択的に提起することができる。行政不服審査と行政訴訟を提起する場合の手続は、「行政不服審査法」または「行政訴訟法」に基づかなければならない。

第54条（法執行職員の責任）

独占禁止法執行機構の職員が、職権を濫用し、職務を怠り、私情に捕らわれて不正行為を行

⁷⁴ 曹康泰編『中華人民共和國反壟断法解説——理念、制度、機制、措置』、中国法制出版社、2007年、第212頁参照。

い、又は法執行過程において知り得た事業者の商業秘密を漏洩し、犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成するには至らない場合には、法に基づき処分する。

解説：この条は、独占禁止法執行機構の職員が違法行為を行った場合の法的責任を規定している。この条によれば、独占禁止法執行機構の職員が法に違反するときは、刑事責任または行政責任が追及される。

まず、本条は、独占禁止法執行機構の4種類の汚職行為を規定している。これは、職権を濫用すること、職務を怠ること、私情に捕らわれて不正行為を行うこと、法執行過程において知りえた事業者の商業秘密を漏洩することである。「刑法」第397条(職権濫用罪、職務の怠り罪)は、国家機関の職員が職権を濫用し、または職務を怠り、公共財産、国家及び人民の利益に重大な損失をもたらす場合には、3年以下の有期懲役又は拘役を科す⁷⁵。情状が特別に嚴重の場合には、3年以上7年以下の有期懲役を科す。国家機関の職員が私情に捕らわれて不正行為を行い、前項に定める罪を構成する場合には、5年以下の有期懲役又は拘役を科す。情状が特別に嚴重の場合には、5年以上10年以下の有期懲役を科す、と定められている。したがって、独占禁止法執行機構の職員が職権を濫用し、職務を怠り、または私情に捕らわれて不正行為を行い、公共財産、国家及び人民の利益に対して重大な損失を与える場合には、刑法397条に規定される汚職罪を満たすことになる。

独占禁止法執行機構の職員が法執行過程において知り得た事業者の商業秘密を漏洩する行為について、公共財産、国家及び人民の利益に対して重大な損失を与える場合には、刑法397条に規定される汚職罪になるか、それとも刑法219条に定める商業秘密侵害罪になるかについては異なる説がある。刑法219条は、(1)窃盗、利益誘導、脅迫またはその他の不正な手段により権利者の商業秘密を取得し、(2)前項の手段で取得した権利者の商業秘密を開示し、使用または他人の使用を許諾し、(3)契約または権利者の商業秘密の保持に関する要求に違反し、その掌握している商業秘密を開示し、使用または他人の使用を許諾する行為は、商業秘密の権利者に重大な損失を与えた場合には、3年以下の有期懲役または拘役、及び罰金を併科または単独で科す。情状が特別に嚴重の場合には、3年以上7年以下の有期懲役及び罰金を科す、と定めている。独占禁止法執行機構の職員が法執行過程で知りえた商業秘密を漏洩することは、刑法219条の(3)の規定に違反し、商業秘密侵害罪として科すべきであるという意見がある⁷⁶。他方、刑法219条に要求される主体要件(一般民事主体)、主観要件(故意)からみて、独占禁止法執行機構が商業秘密を故意または過失により漏洩する行為とは、立法意図が異なっており、独占禁止法執行機構の商業秘密の漏洩行為が権利者に重大な損失を与えた場合には、刑法397条の汚職罪に論ずるべきであるという考えもある⁷⁷。

独占禁止法執行機構の職員が、職権を濫用し、職務を怠り、私情に捕らわれて不正行為を行い、又は法執行過程において知り得た事業者の商業秘密を漏洩する行為が、公共財産、国家または人民の利益に重大な損害を与えず、または権利者の利益に重大な損失を与えていない場合には、犯罪にならず、有権機関により行政処分を科す。これは、第51条の解説で述べたように、「行政監察法」や「国家公務員法」などの法律に基づき、違法な独占禁止法執行機構の職員に対して、警告、過失記録、重大な過失記録、降格、免職、除名などの行政責任

⁷⁵ 中国の刑法において、拘役と有期懲役は、同じく刑事罰であるが、拘役は1ヶ月以上6ヶ月以下、公安機関により近くの拘役所で行われるのであるのに対して、有期懲役は6ヶ月以上15年以下であり、刑務所で行われる。

⁷⁶ 王晓晔編『中華人民共和国反壟断法詳解』、知識産権出版社、2008年、第271頁、商務部条法司編『「中華人民共和国反壟断法」理解与適用』、法律出版社、2007年、第371頁。

⁷⁷ 時建中編『反壟断法——法典积評与学理探源』、中国人民大学出版社、2008年、第510頁。

が問われることを意味する。

第8章 附 則

第55条（知的財産権の濫用行為への適用）

事業者が知的財産権関連の法律・行政法規の規定に基づき、知的財産権を行使する行為は、この法律を適用しない。ただし、事業者が知的財産権を濫用して競争を排除又は制限する行為については、この法律を適用する。

解説：この条は、独占禁止法における知的財産権の濫用規制を規定している。独占禁止法の採択前に、中国法において知的財産権の濫用を規制する法的規範は、「契約法」第329条（無効な技術独占契約）、343条（技術譲渡契約の制限）と344条（特許権の実施許可能限）、「対外貿易法」第30条（知的財産権の有効性、ライセンス一括許可、グランドバックに関する規定）などの法律、行政法規に見られる。

独占禁止法は、知的財産権の保有者が知的財産権関連の法律・行政法規に基づき、知的財産権を行使する行為には適用しない。これは、独占禁止法における知的財産権の行使に関する一般的な規定である。知的財産権は、本来、権利者の創作または発明を奨励するために、権利者に著作や特許などに対して一定期限内において、排他的に付与される権限である。知的財産権の保有者は、特定の領域または一定期間内において、ある製品の生産または販売市場に関する優越的な地位を保有し、これによって一定の範囲内で市場競争を制限することが独占禁止法から適用免除される。また、権利者は契約によって使用者に対して知的財産権の使用を条件付で許可するときには、市場競争を排除しまたは制限する可能性がある。このような競争制限効果は、法律が権利者の創作や発明のイノベーションを奨励するために、一定の範囲内で許可される。

しかし、知的財産権の保有者は、その権限範囲を超えて、非適切に競争を制限しまたは排除する場合には、独占禁止法の適用が免除されない。多くの独占禁止法を持つ国では、知的財産権の濫用を規制する立場が採用されている。具体的には、知的財産権の保有者は協調を通じて価格を引き上げ、また、数量制限や市場分割などを行う場合には、必ずしも独占禁止法の適用除外を受けることはできない。権利者は、パテントプールなどを通じて、使用者に必要なない知的財産権の購入を抱き合わせたり、特定の使用者に取引を拒否したり、同じ条件の取引相手に対して差別待遇を与えたり、またグランドバックを要求したりする場合には、知的財産権の濫用となり、独占禁止法に違反する可能性がある。したがって、独占禁止法は、知的財産権の排他的権限を認める一方、その権限を超えて競争を制限しまたは排除する濫用行為に対しては規制する立場になっている。

実践から見れば、日米欧の独占禁止法において、独占禁止当局は、知的財産権の運用に関するガイドラインを公布し、独占禁止の立場から知的財産権の濫用に対する態度を明確にしている⁷⁸。中国独占禁止法においては、知的財産権の濫用を規制する一般原則が定められているが、今後の運用に際して日米欧のガイドラインを模倣するガイドラインの制定

⁷⁸ 例えば、米国反トラスト当局は、1995年に「知的財産権ライセンスガイドライン」(Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property, U.S. Department of Justice and the Federal Trade Commission, April 6, 1995)を公布している。欧州委員会は、2004年に知的財産権ライセンスを対象とする一括適用除外規則TTBER (Commission Regulation (EC) No. 772/2004 of 27 April 2004 on the Application of Article 81(3) of the Treaty to Categories of Technology Transfer agreements (Block Exempting Rule for Technology Transfer Agreements)と2004年技術移転ガイドライン (Guidelines on the Application of Article 81 of the EC Treaty to Technology Transfer Agreements (2004/C 101/02))を公布している。日本では、公正取引委員会は、2007年に「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」を公布している。

が必要となると思われる。

第56条（農業生産者及び農村経済組織の適用免除）

農業生産者及び農村経済組織が、農作物の生産、加工、販売、輸送及び貯蔵等の事業活動において行った連合又は協調行為には、この法律を適用しない。

解説：農業はあらゆる国において基礎的な産業であるが、その生産に固有した自然環境への依赖性、農作物の貯蔵・運輸の困難性及び農業生産者の分散性などの特長により、一般に自由競争には適しない分野であるとされる。そのため、日米欧の先進国ですら、農業生産・経営に対して、独占禁止法の適用除外がおかれており、EUなどでは農業補助金も与えられる。中国においては、農業には上述した特徴があるほか、中国は伝統的に農業大国であり、中国の農民の多くは自作農であり、農業生産のレベル及び競争力が一層弱いという事情がある。したがって、中国独占禁止法の立法過程において、独占禁止法は農業生産に適用しないと広範に認識されている。本条は、このような認識に基づき、独占禁止法における農業生産者及び農業経済組織の適用除外を規定している。

本条によれば、独占禁止法の適用から免除されるのは、農業生産者及び農村経済組織の連合又は協調行為である。一般に、ここでの「農業」とは、いわゆる「大きい農業」であり、耕作業、林業、畜産業及び漁業だけではなく、これらの業種と関連する川上・川下産業も含まれる。また、「農業経済組織」とは、農業団体経済組織、労働組合、農業生産・加工企業及びその他の農業生産経営に係わる組織が含まれる⁷⁹。労働組合の連合又は協調に関して、「中華人民共和国農民專業合作社法」（2006年10月31日採択、労働組合法）では、同種農作物の生産・経営者又はそのサービスの提供者・利用者が農村家庭請負経営の下で、協力的な経済組織を形成し、農業生産財の購入、農作物の販売・加工・運輸・貯蔵及び農業生産経営に関連する技術・情報などのサービスにおいて提携することをサポートしている。独占禁止法を、農業生産者及び農村経済組織の連合又は協調行為に適用しないことで、労働組合法の関連規定との一致が保たれている。

本条により、農業生産者及び農村経済組織により、農作物の生産、加工、販売、輸送及び貯蔵等の事業活動において行われた連合又は協調行為は、独占禁止法の適用から除外される。すなわち、これらの連合または協調行為について、たとえ競争を排除または制限する効果があっても、独占禁止法における独占協定制規又は企業結合規制に適用されない。しかし、ここでは、市場支配的地位の濫用は含まれていない。農業経済組織が、その支配的地位を用いて、不合理な低価格で農民から農作物を購入し、または不合理な高価格で相手先に販売する場合には、農業生産者の利益を保護する立法趣旨とは異質であり、独占禁止法の適用除外を受けることはできないであろう。したがって、本条で定める農業生産者及び農村経済組織の独占禁止法の適用除外は、農業生産力の向上、農村市場の効率的な運営、農作物の合理的な生産及び供給のために設けられており、これ以外の目的で農業経済組織が市場支配的地位を濫用して、農業生産者または消費者に損害を与える場合には、独占禁止法から適用除外される理由はないと思われる。

第57条（施行期日）

この法律は、2008年8月1日から施行する。

⁷⁹ 農業及び農業経済組織に関しては、「中華人民共和国農業法」（1993年7月2日採択）第2条がその概念を定義している。曹康泰編『中華人民共和国反壟斷法解説——理念、制度、機制、措置』、中国法制出版社、2007年、第47頁参照。

解説：この条は、独占禁止法の施行期日を規定している。中国法においては、法律の採択後にいつ施行されるかに関して統一した規定が存在しておらず、法律の最後で規定するのが一般的である。通常は、法律・法規が公布されてすぐ施行される場合もあり、一定の期間を置いて施行される場合もある。

独占禁止法においては、それ自体の専門性及び重要性から、法律の採択後に独占禁止法執行機構の整備、法執行に関わる実施細則やガイドラインなどの制定が必要である。それゆえ、独占禁止法は、法採択後 1 年間の準備期間が用意され、2008 年 8 月 1 日より正式に施行されることとなった。法律の施行に伴い、独占禁止法は、紙面上の法律から現実の法律に転換し、国務院独占禁止委員会及び国務院独占禁止法執行機構は独占禁止法に定める業務を開始した。

独占禁止法の施行期日から、二つの法的効果もたらされる。一つは、法律の施行日から、他の法律や行政法規などの規定が独占禁止法と一致していない場合には、立法法に定める法律至上（しかし、憲法は一般法律を凌駕する）の法秩序原則に従い、独占禁止法に従わなければならない。また、旧法律と新法律が一致しない場合にも、新法律が優先される法理に基づき、独占禁止法は優先的に執行されなければならない。この意味において、独占禁止法が施行されてから、既存の不正競争防止法や価格法などの関連法律・行政法規などが独占禁止法の規定と重なる場合又は一致しない場合には、独占禁止法に従わなければならないことになる。

第2部 中国独占禁止法の実施現状とその他

第1 独占禁止法と他の関連法律との関係

1. 独占禁止法と個別規制法との優越関係

独占禁止法と個別規制法（事業法）との関係をめぐっては、中国独占禁止法の立法過程において大きな争論があった。全国人大常委会による法の審議段階では、独占禁止法の適用範囲に関して、本来、「この法律に規定される独占行為は、その他法律・行政法規に別に規定される場合、それに従う」と書かれていたが、立法委員から批判され、この規定が削除された⁸⁰。これによって、他の法律・行政法規が規制する独占行為でも、法律の特別な規定がない限り、独占禁止法を適用することになる。独占禁止法は、第 55 条に定める知的財産権の適用除外及び第 56 条に定める農業生産者又は農村経済組織の適用除外を除き、国有・公共企業を含む事業者全体に適用される法律になる。一方では、法第 7 条にあるように、法律・行政法規に基づき、または国務院の産業政策ないしマクロ的経済調整政策に基づき行われる市場参入規制は、独占禁止法で規定される独占行為ではなく、独占禁止法が適用されない⁸¹、という柔軟な姿勢も見られる。

2006 年 6 月の全国人大常委会の審議に提出された草案には、独占禁止法と個別規制法との関係を明確化するような規定が置かれていたが⁸²、全国人大常委会の審議の結果、同

⁸⁰ 第 7 条の解説を参照されたい。

⁸¹ 全国人大常委法制工作委员会经济法室編『中華人民共和国反壟断法——条文説明、立法理由及相關規定』、北京大学出版社、2007 年 8 月、第 8 頁。

⁸² 2006 年 6 月草案第 38 条において、「1 この法律で規制される独占行為に対して、関連法律又は行政法規が、国務院の関連主管機構又は監督管理機構により調査すると規定する場合には、その規定に従う。国務院の関連主管機構又は監督管理機構は、その調査処理の結果を国務院独占禁止法執行機構に通知し

規定が削除されるにいたった。その原因について、独占禁止法がすでに独占禁止主管機構により法を執行すると規定しており、個別規制分野の独占禁止業務の執行は、国務院が独占禁止法執行機構を確定するときに全般的に考えるべきであると考えられたからである⁸³。したがって、中国独占禁止法は、最終的に個別規制法と独占禁止法の関係について、最終的に法律上で明確に定めることを回避し、国務院により特別に定めることとされている。これは、独占禁止主管機構の組織構造から見られるように、中国において行政改革や国務機構改革が行われる中、独占禁止当局と個別規制当局の位置づけに関して、国務院に対して柔軟に調整する権限を与えており、今後の国務院組織構造改革には調整の余地を残している。

独占禁止法では、独占禁止当局と個別規制当局との間の、規制分野の独占禁止業務をめぐる管轄権限についてははっきりとは示されていないが、独占禁止法と他の個別規制法との関係については、法の一般的規範が守られなければならない。すなわち、独占禁止法は、独占禁止に関する一般法であり、個別規制法は個別の規制分野に適用される特別法である。特別法が一般法に優先する原則に従い、個別規制分野の独占行為に対して個別規制法に基づき処理することは可能である。もちろん、これは、個別規制分野の法律に限ってこの一般原則が運用されることとなる。個別規制分野の独占行為について、関連法律はなく、行政法規や規章などの行政規範が存在する場合には、法の上下関係に従い、独占禁止法が適用されなければならないということである。

2. 独占禁止法と不正競争防止法との関係

「不正競争防止法」は、1993年9月に採択され、独占禁止法の立法前の中国における重要な競争立法である。同法は、盗用行為（第5条）収受賄賂行為（第8条）虚偽宣伝行為（第9条）商業秘密侵害行為（第10条）不当な景品付き販売行為（第13条）信用侵害行為（第14条）といった不正競争行為を禁止する他に、当時の中国の経済発展状況に従い、一般的に競争制限行為とされる公共企業などによる独占地位の濫用（第6条）政府による競争制限行為（第7条）不当廉売行為（第11条）抱き合わせ販売（第12条）及び入札談合（第15条）も禁止した。不正競争防止法の施行により、中国市場における様々な不正競争行為及び競争制限行為が規制され、大きな役割を果たしている。

独占禁止法の採択に伴い、不正競争防止法の今後の行方が一つの問題になる。実際に、独占禁止法の採択前に、不正競争防止法の修正が討論され、工商総局を中心に不正競争防止法の修正作業がすでに行われている⁸⁴。独占禁止法の採択後、不正競争防止法の一部の規定は、独占禁止法の関連規定と重なることになるが、これは新しい法が古い法より優先するという一般的原則に従い、独占禁止法が優先されることとなる。不正競争防止法において、独占禁止法と重なっている部分は、今後の法修正の際に削除される可能性が高い。

なければならない。2 国務院の関連主管機構又は監督管理機構が、この法律で規制される独占行為に対して、前項の規定に従って調査処理を行わない場合、国務院独占禁止法執行機構は調査処理することができる。国務院独占禁止法執行機構は、調査処理を行うときに、国務院の関連主管機構又は監督管理機構の意見を募らなければならない」と規定された。

⁸³ 全国人大法律委員会「『中華人民共和国独占禁止法（草案）』の修正状況に関する報告」（2007年6月24日）安建編『中華人民共和国反壟断法釈義』、法律出版社2007年、第156頁参照。

⁸⁴ 工商総局ネット「『反不正当竞争法』修訂初稿如期完成」（2003年9月25日）

http://www.saic.gov.cn/gpjyj/gddt/gddt_detail.asp?id=112参照。

また、中国における知的財産権保護の不十分な現状に基づき、不正競争防止法は、もっぱら知的財産権保護を強化する方向で修正され、知的財産権法の一部になることも考えられる⁸⁵。

3. 独占禁止法と価格法との優越関係

価格法は、中国における価格カルテルを規制する重要な法律である。同法は中国市場の価格行為の規範化と商品供給価格の安定化を図り、資源配分における価格メカニズムを確立させ、消費者及び事業者の権利と利益を保護することを目的として、1997年12月29日に開かれた第8期全人代常務委員会第29回会議によって可決され、1998年5月1日に施行された。

価格法第3条は、中国における国家のマクロ・コントロールの下で市場価格を実行し、大多数の商品価格は市場により決定され、きわめて少数の商品・サービスの価格については政府指導価格又は政府指定価格を実行すると規定した。政府指導価格ないし政府指定価格については、価格法第18条は、国民経済発展および人民生活に関連する、資源欠乏の少数商品、自然独占経営、重要な公益事業及び公益的サービスの価格が政府指導価格もしくは政府指定価格を実行する、と定めている。同第19条は政府指導価格または政府指定価格の権限については、中央政府だけでなく、省レベル（自治区・直轄市を含む）でも価格目録を制定することができる、と定めている。改革開放の展開につれて、政府公定価格によって規制される商品の数が少なくなっている。

同法第14条は、様々な不正価格行為を禁止している。これらは、（1）談合し、市場価格を操縦して他の事業者または消費者の適法な権利と利益を侵害する行為、（2）競争相手を排除し又は市場を独占するために原価割れ価格で販売し、正常な生産及び経営秩序を乱し、国家利益その他事業者に損害を与える行為、（3）値上げ情報の捏造により商品価格を値上げさせる行為、（4）消費者又はほかの事業者に対する虚偽又は誤解させるような価格表示行為、（5）同一商品又はサービスを提供する際に同等の取引条件を持つ他の事業者に対して差別的な価格設定を行う行為、（6）等級を引き上げ又は引き下げることにより、商品の購入、販売又はサービスの提供の際に価格を引き上げ又は引き下げる行為、（7）法律・法規に違反して独占利益を獲得する行為、となっている。

価格法は独占禁止法と同様に全国人大常務委員会が採択した法律であり、二つの法律の位置付けとしては、どちらかが優越することはない。しかし、新しい法律が古い法律に優先する法の一般原則に従い、価格法と独占禁止法が一致しない場合には、独占禁止法が優先して運用されるべきである。現時点では、価格法は、価格カルテル以外の独占協定を定められる独占協定を規定しておらず、この部分では当然独占禁止法が適用されべきである。また、価格法の後で公表された幾つかの規定は、それ自体、発展改革委員会という国家機関の部門法令に過ぎず、その法的効力は独占禁止法に下回る。したがって、独占禁止法の施行後、価格カルテルを含め、価格関連法に定められている独占行為にはすべて独占禁止法が適用されるべきである。価格法は、それ自体の持つ問題を改善する必要があるが、独占禁止法が採択されたからといって、価格法も修正しなければならないことにはならないであろう。

第2 独占禁止法の執行体制

⁸⁵ 王利明「關於完善我国反不正当竞争法的幾点意見」『工商行政管理』2003年第24期、第19-21頁。人民ネット「鄭成思代表：反不正当竞争法律体系亟待完善」（2005年3月14日）の新聞記事では、中国知的財産法の著名学者、全国人大法律委員会委員を勤める鄭成思教授が、同様な考えを示している。
<http://politics.people.com.cn/GB/10263241754.html> 参照。

1. 独占禁止主管機関の構造

中国独占禁止法の執行体制は、第9条と第10条で定めるように、国務院における独占禁止委員会と独占禁止法執行機構という「2層構造」が確立されている。この体制の下では、国務院独占禁止委員会は、(1)競争政策の研究・企画、(2)市場競争状況の調査及び評価、(3)ガイドラインの制定及び公布、(4)独占禁止の法執行の調整等の役割が付されている。独占禁止委員会は、準立法的な権限を有するが、独占禁止業務の具体的執行を行わない。独占禁止法の執行当局は、既存の独占禁止業務を担当している国家発展改革委員会、工商総局及び商務部である。独占禁止法執行機構は、具体的事件に際して、必要と思われる場合には、省・自治区・直轄市レベルの政府の関連機関に事件の調査処理を授權することができる。このように、中国における独占禁止法の執行は、日米欧の独占禁止主管機関とは極めて異なり、中国の独特な執行体制になっている。このような執行体制は、既存の独占禁止執行を担当する機関間の権限調整の難航、中国における独占禁止知識と経験の欠如、中国独占禁止法が意図する産業政策と競争政策の調和的実施の方針などによる一種の妥協的選択である⁸⁶。また、このような独占禁止の執行体制は、移行期中国における過渡的な対応であり、既存の独占禁止法執行機構の長所を生かす他に、今後、必要によって一つの独立した独占禁止主管機関に統合させる余地も残している。

しかし、このような執行体制の効率性はどうか。国務院独占禁止委員会は、既存の独占禁止法執行の三つの機関を含め、他にも多くの関連機関から構成される連合会議のような組織である。国務院独占禁止委員会と独占禁止法執行機構により準立法と法執行が分断されたため、独占禁止法執行機構が実践上必要と考える法の実施細則は、国務院独占禁止委員会により制定されるべきであるが、実際に、2008年末までに、国務院独占禁止委員会は「企業結合届出基準に関する国務院の規定」しか制定していない。一方、既存の三つの独占禁止法執行機構は、それぞれ内部で独占禁止法執行の関連司と局を整えている。これらの司と局は、独占禁止法執行のガイドラインなどを制定する権限が付されていないために、その起草した独占禁止法の実施規則を直ちに公布することができない。この非効率性を克服するために、三つの執行機構は、自分の権限範囲内でガイドラインや実施細則に準ずる規則を制定することを準備している⁸⁷。これは、国務院独占禁止委員会による立法の遅れを回避するためである一方、独占禁止法における独占禁止法執行機構の権限範囲に関する規定をはみ出している。

現状としては、独占禁止法の施行直前の7月28日に、国務院は、独占禁止委員会の構成メンバーを公表した⁸⁸。それによれば、国務院独占禁止委員会の主任は、国務院副総理の王岐山氏が担当する。副主任は、国家商務部部長の陳徳銘氏、発展改革委員会主任の張平氏、工商総局局長の周伯華氏及び国務院副秘書長の毕井泉氏から構成する。独占禁止委員会の委員は、発展改革委員会副主任の張茅氏、工業・情報化部副部長の欧新黔氏、監察部副部長の姚増科氏、財政部副部長の張少春氏、交通運輸部副部長の高宏峰氏、商務部副部長の馬秀紅氏、国家資産委員会副主任の黄淑和氏、工商総局副局長の鐘攸平氏、知的財産権局副局長の張勤氏、国務院法制弁公室副主任の張穹氏、銀行監督委員会副主席の蔡鄂生氏、証券監督委員会副主席の桂敏傑氏、保険監督委員会副主席の魏迎寧氏と電力監督委員会副主席の王禹民氏から構成する。国務院独占禁止委員会は、前述した四つの業務の他に、具体的日常業務は、商務部が担当し、商務部副部長の馬秀紅氏が委員会秘書長を兼任

⁸⁶ 第9条と第10条の解説を参照されたい。

⁸⁷ 2008年10月に行った商務部の関連職員に対するインタビューによる。

⁸⁸ 「国務院独占禁止委員会の主要職責と構成人員に関する通知」(国弁発[2008]104号)による。

する。これによって、国務院独占禁止委員会の日常活動は商務部が担当することになる。

2. 独占禁止法執行機構の体制整備

2008年8月23日に、国務院は、国務院機構改革方案の要求に従い、商務部、発展改革委員会の職能を規定する「三定」(機構を定める、編制を定める、職能を定める)方案を公表した。工商総局の主要職責と機構設置に関する国務院の規定は、その前の7月11日に公表された。以下は、この三つの独占禁止法執行機構における、機構内部の体制整備について整理する。

(1) 商務部における独占禁止関連機構の整備

国務院が制定する商務部の機構設置に関する通知において、商務部の主要職責を、「法に基づき企業結合行為に対して独占禁止調査を行い、中国企業による海外での独占禁止訴訟への対応策を指導し、多国間又は二国間の競争政策の交流と協力を展開する」と規定している⁸⁹。これに従い、商務部では、反壟断局が設立されている。商務部反壟断局において、総合処(「処」は日本の課に相当する)競争政策処、調査一処、調査二処、監察執行処、経済分析処という六つの処が設立されている。初任反壟断局の局長は、以前商務部条法司の司長を務めていた尚明氏が任命されている。副局長は、以前商務部条法司貿易法律処処長、国際貿易交渉代表弁公室交渉代表の趙宏氏が任命されている。

筆者による商務部の独占禁止法執行に係わる職員へのインタビュー⁹⁰では、反壟断局の職員は、主に元の商務部条法司と独占禁止調査弁公室から選任され、現在、20名の職員を有している。企業結合規制に関しては、国務院が8月3日に公布した「国務院關於經營者集中届出基準的規定」(企業結合届出規定)の他に、手続的な規定が必要であるが、これはすべて国務院独占禁止委員会により制定される必要はない。商務部などの独占禁止法執行機構は、必要によって手続的な規定を制定することができる。ただし、独占禁止法では、独占禁止に関するガイドラインの制定権限が独占禁止委員会に付されているため、独占禁止法執行機構はガイドラインではなく、その権限範囲内で規定を制定することとなる。実際に、現在、商務部条法司と反壟断局は、2009年1月に入り、いくつかの関連規定・ガイドラインを制定、もしくは案として公表している。後述の第4を参照されたい。

(2) 発展改革委員会における独占禁止関連機構の整備

8月23日に公表された発展改革委員会の主要職責と機構設置に関する規定⁹¹において、発展改革委員会は、価格違法行為と価格独占行為の調査・処理以外に、国家産業政策及び経済安全に係わる広範な権限が与えられた。発展改革委員会においては、価格司、外資利用・国外投資司、及び価格監督検査司等が設立されており、独占禁止法における価格カルテル、産業政策と国家経済安全に係わる関連業務を調査・処理することになっている。価格司には、市場価格変動の観測、国家マクロ価格改革の方針の提出、価格関連政策と法規の起草、重要工業製品及び公共企業商品の政府指導価格又は指定価格の制定、主要農製品、重要商品とサービスのコストの調査などの権限が付されている。価格監督検査司は、価格監督検査法規草案及び規章の起草、商品・サービス及び国家機関費用徴収の価格違反行為の調査及び処理、価格独占行為の調査及び処理、価格処理決定に対する行政不服審査の受理などの権限が付されている。また、外資利用・国外投資司には、外国投資産業指導カタ

⁸⁹ 国務院が機構設置に関する通知「商務部主要職責内設機構和人員編制規定」(国発[2008]11号)による。

⁹⁰ インタビュー相手の要求に従い、相手の姓名を略することにする。以下同。

⁹¹ 「国家発展と改革委員会の主要職責、機構設置と人員編制の規定」(国発[2008]11号)による。

ログの制定、外資投資審査などの業務が付与されている。

筆者による発展改革委員会の独占禁止法執行に係わる職員に対するインタビューでは、発展改革委員会は、独占禁止法及び価格法関連規定に従い、価格独占行為を規制するとされる。発展改革委員会は、これまで価格法執行に関する知識・経験が法執行職員に蓄積されており、独占禁止法における価格カルテルの調査・処理についてもそれほど問題はないようにみられる。また、価格法関連の部門規定がすでに多く出されており、これらの部門規定は独占禁止法と重なる部分もあることから、今後多少の調整が必要となるだろう。この問題も、上位法と下位法、及び新しい法と古い法との法の一般原則に従い、解決することができる。企業結合の国家安全審査について、発展改革委員会が商務部他の政府機関と共同して連合会議を開き、既存の国家安全に係わる規定に従って行うこととされている。国家安全審査の基準については、現時点では新たなガイドラインや部門規定を起草する動きはなく、発展改革委員会等の関連機関による主観的な判断が中心になると予想される。

(3) 工商総局における独占禁止関連機構の整備

7月11日に、工商総局の主要職責と機構設置に関する国务院の規定も公表された⁹²。それによれば、工商総局は、独占協定（価格独占行為を除き）市場支配的地位の濫用、行政権力の濫用による競争制限行為に関する独占禁止法の執行権限が付されている。これとは別に、工商総局は、不正競争防止法に基づき、市場の不正競争行為、商業賄賂、及び密輸・スマッグルなどの経済違法行為をも調査・処理する。工商総局では、独占禁止・不正競争防止執行局が設立されている。同局により独占禁止と不正競争防止の具体的措置の研究・企画、独占禁止法の関連執行、市場の不正競争行為の調査・処理、商業賄賂、スマッグルなどの経済違法行為の調査・処理などが担当されることになる。独占禁止・不正競争防止執行局においては、独占禁止調査処と独占禁止法律指導処が設立されている。前者は独占禁止法に係わる具体的事件の調査・処理を担当し、後者は独占禁止法執行に係わるガイドラインや実施規定などの起草を担当する。

筆者による工商総局の独占禁止法執行を担当する職員への調査では、工商総局と発展改革委員会との間において、両機関が独占協定と市場支配的地位の濫用に関する法執行に当たってトラブルとなりやすい事項について、お互いに協力・通報することが合意されている。すなわち、独占禁止法第2章及び第3章に規定された行為のうち、価格関連はすべて発展改革委員会が調査・処理し、それ以外は工商総局により調査・処理することとなる⁹³。組織または個人などが間違えて工商総局または発展改革委員会に対し独占と疑われる行為を報告した場合には、工商総局及び発展改革委員会はその役割分担の合意に従い、自分の管轄外の事件を相手に移譲する。また、調査対象の行為は、同時に価格協定とそのほかの違法行為になる恐れがあるときには、工商総局と発展改革委員会の間では、先に受理した方が調査・処理する。この場合には、先に受理した行政機関は相手機関に対して当該事件を受理したことを報告する義務を負う。これによって、工商総局と発展改革委員会による法執行の役割分担は一層明らかになっている。

行政的独占の調査・処理に関しては、省レベルの政府機関による競争制限的な具体的行

⁹² 国务院弁公室「国家工商行政管理総局の主要職責、機構設置と人員編制の規定」(国弁発[2008]88号)による。

⁹³ 具体的には、独占禁止法第13条1項(1)商品価格の固定または変更、第14条(1)第3者に対し商品転売価格の固定と、(2)第3者に対し商品転売の最低価格の限定、第17条1項(1)独占価格、(2)略奪的価格設定及び、(6)取引価格に係わる差別的待遇、第33条(1)行政機関及び公共組織による外部地域の商品に対する差別的料金の徴収は発展改革委員会により執行するが、その外の独占協定、市場支配的地位の濫用及び行政機関及び公共組織の競争制限行為については、工商総局が法執行を行う。

為（独占禁止法第 32 - 36 条に規定された行為）に対しては、工商総局がそれを国務院独占禁止委員会に報告し、独占禁止委員会により適切な措置を行う。省レベル以下の政府機関で行われる競争制限的な具体行為に対しては、工商総局が直接に意見書を提出する。政府機関が行政権力を濫用して制定した競争制限的な抽象行為（独占禁止法第 37 条）に対しては、法規、政府機関の部門規章について、工商総局が国務院法制弁公室に提出し、国務院法制弁公室が審議を行い、適切な措置をとる。法律については、国務院法制弁公室が全国人民代表大会の審議に提出することとなる。

工商総局は、現在、独占協定、市場支配的地位の濫用、行政的独占及び工商総局における独占禁止法執行の手續規定に関する四つのガイドラインの起草を行っている。また、独占禁止法執行の省レベル政府対応機関の授權方案も計画している。工商総局としては、統一的に省レベルの政府機関に授權するのではなく、具体的事件があるときに、関連政府機関に授權する方針のようである。経済発展レベルが高く、独占禁止法違反事件も多いと予想される上海市、浙江省、江蘇省及び広東省においては、これらの省レベルの工商局に優先して授權することも想定される。

第3 独占禁止法関連制度の整備

1. 中国におけるガイドラインの位置付け

独占禁止法第 9 条 1 項の (3) は、国務院独占禁止委員会の職責の一つを、独占禁止ガイドライン（中国語で「指南」という）の制定及び公布である、と定めている。これによって、国務院独占禁止委員会には、独占禁止ガイドラインを制定する権限が付与されている。しかし、独占禁止法の施行から 2009 年 3 月末までに、国務院独占禁止委員会は、「企業結合届出規定」（「国務院關於經營者集中届出基準の規定」、2008 年 8 月 3 日公布）以外、何も公布していない。一方、後述のとおり、個別執行機関である商務部では、自らの権限の範囲内で、いくつかの関連規定の整備が進められつつある。これは、国内外における多くの関係者の予想とは異なっている。なぜこのような状況になったのか、独占禁止法の執行に際して関連ガイドラインの制定が必要なのか、今後の動きはどうか、これらに回答するために、中国独占禁止法の執行をめぐる体制的環境を見ることにしたい。

まず、ガイドラインについては、中国法の中でどういう位置付けなのか。ガイドラインは、そもそも欧米の競争法執行の際に活用される政策的手法であり、中国において馴染む言葉ではない。中国独占禁止法の立法は、終始にわたって日米欧等多くの国の競争法を参考にしており、そこで日欧米において実用された規則を導入することは不思議ではないであろう。中国の法体系は、基本的に憲法、法律、行政法規、地方法規・自治条例及び単行条例・規章から構成され、実践では国務院や政府部門が公布する規定、決定、通知、方法などもよく見られる⁹⁴。しかし、ガイドラインという概念は、中国法の中にはどこでも見当たらない。そこで独占禁止委員会が制定・公布する独占禁止ガイドラインは、中国法体系の中のどれに相当するかというと、国務院の一つの委員会による、規範性文書としての部門規章、規定、方法などに過ぎない。だが、中国においては、政府部門が公布した部門規章、規定、方法でもある程度の法的拘束力があり、これが日欧米における法的な拘束力を持たないガイドラインとは異なる。したがって、国務院独占禁止委員会が制定する独占禁止ガイドラインは、日米欧の独占禁止関連ガイドラインとは実質的な効力が違うと想像される。

次に、独占禁止委員会によるガイドラインの制定可能性はどうか。前述したように、国

⁹⁴ 第 8 条の解説を参照されたい。

務院独占禁止委員会は、三つの独占禁止法執行機構を含め、他の関連規制部門の代表者から構成される連合会議のような組織である。独占禁止委員会は、具体的な法執行を行わないが、競争政策の研究・策定、市場競争状況の調査・評価、ガイドラインの制定・公布及び独占禁止に関する行政執行の調整などの役割から見れば、比較的実の権限を持つ機関でもある。立法者の当初の構想では、独占禁止委員会は、臨時的に設立されるのではなく、将来的に常設機関になることも考えられる⁹⁵。「2層構造」下において、独占禁止委員会と独占禁止法執行機構による準立法と法執行の分断構造は、その間のある程度の協力と交流があるにしても、その効率性が損なわれることが否めない。筆者による商務部の関連職員のインタビューでは、独占禁止法の執行上に必要と思われる関連制度の整備については、商務部は自分の権限範囲内で部門規章や規定などを制定することが示されている。これは、商務部が独占禁止法の執行のために関連制度を制定することが不可欠であると考えていることによるものであるが、独占禁止委員会によるガイドラインの制定を間接的に回避する面もあるといえよう。

最後に、今後、中国におけるガイドラインの制定はどうか。中国における行政立法の一般的規則からは、国務院においては、必要と思われる行政法規などについて、まず、関連国務院部門により起草され、その草案があるレベルに成熟したときに、国務院法制弁公室に提出され、国務法法制弁公室の修正を経て国務院の審議に提出される。独占禁止関連のガイドラインの制定は、行政法規の制定には至らないが、三つの独占禁止法執行機構により草案を制定し、国務院独占禁止委員会の審議を経て公布される可能性が高い。しかし、前述の通り、いまだ国務院独占禁止委員会の組織構造は安定していないところで、独占禁止法執行機構の起草作業から、独占禁止委員会による制定・公布までは、手続き的に多くの問題を解決しなければならない。このため、商務部の関連職員が指摘したように、三つの独占禁止法執行機構にとっては、独占禁止委員会によるガイドラインの制定・公布を待たずに、自分の権限範囲内で独占禁止に関する部門規章を制定することが最も簡単である。したがって、独占禁止委員会によるガイドラインの制定及び公布は、同委員会の組織的構造が整備される前に、空洞化されてしまう可能性もあると思われる。

日米欧における独占禁止法に関する長い歴史及び経験に比べて、中国においては、独占禁止主管機関が独占禁止法を執行する知識と経験がきわめて乏しい。これまで中国の立法及び法執行の慣行から見て、独占禁止法の執行においても、今後、独占禁止法執行機構が法執行の経験を蓄積し、必要と思われる関連規定を制定し、漸進的に独占禁止に係わる法制度を健全化させていくものと予想される。独占禁止主管機関の過渡的な構造から見て、独占禁止委員会によりガイドラインを制定するか、独占禁止法執行機構により関連規章等を制定するかは、特に大きな問題ではなく、これは、独占禁止主管機関の組織構造の安定化に伴って少しずつ整理されると考えられる。

2. 独占禁止法関連ガイドラインの制定状況

独占禁止法の執行には、関連するガイドラインや実施規定などの整備が必要不可欠である。独占禁止委員会が実質的には機能していない現時点では、三つの法執行機構がそれぞれの権限の範囲内で独占禁止法の関連制度の整備を行っている。この中で、特に商務部による関連法制度の起草作業が注目される。2009年1月1日、商務部独占禁止局は、「企業結合独占禁止審査事務ガイドライン」を公布した。ここでは事業者結合届出に係わる申請条件、届出書類に含まれるべき内容が規定されている。また、同日に商務部行政事務サー

⁹⁵ 曹康泰編『中華人民共和國反壟断法解讀——理念、制度、機制、措置』、中国法制出版社、2007年、第186頁参照。

ビスセンターに企業結合独占禁止審査届出資料受理窓口が設置された。2009年1月5日、商務部独占禁止局は、「企業結合届出に関する指導意見」を公布した。同指導意見においては、事前相談の申請方法、届出人、届出文書の提出、文書・資料が不十分な場合の補充など一連の届出手続の詳細が規定されている。同1月5日には、「企業結合届出文書資料に関する指導意見」も公布された。この指導意見において、企業結合届出に際し提出すべき文書資料の内容について詳細に定められていると共に、届出用書式も提示されている。以上の商務部独占禁止局の公布した規定は、添付資料を参照されたい。

また、上述した規定とは別に、商務部独占禁止局は、企業結合に係わるいくつかのパブリックコメント案を公表している。これらは、ア)「関連市場の画定に関する指針案」(同案は、独占禁止法第12条第2項における関連市場の定義規定に従い、商品市場と地理的市場などの観点を導入したうえで、日米欧と同様に需要者にとっての代替性を中心に関連市場を確定するとの原則を採用している)、イ)「届出基準を満たさないが独占の疑いのある企業結合に関する証拠収集の暫定方法案」(同案では、企業結合届出規定に定める届出基準に該当しない企業結合のうち、独占の疑いがあるものについて、証拠収集の開始、証拠の対象範囲、証拠収集の手続、証拠収集後の処理方法などが規定されている)、ウ)「届出基準を満たさないが独占の疑いのある企業結合に関する調査処理の暫定方法草案」(同案では、商務部による独占禁止調査の開始、事業者約束制度の実施、公聴手続、調査の中止、調査後の処理、当事者の陳述権、調査決定の公開、送達方法などが規定されている)、エ)「法に従って届け出ない企業結合に関する調査処理の暫定方法案」(同案では、企業結合届出規定に該当するにもかかわらず、商務部への届出が行われずになされた企業結合についての調査方法及びその処理方法などが規定されている)、オ)「企業結合届出暫定方法案」(同案では、独占禁止法と企業結合届出規定に基づき、支配権取得の定義、売上高の概念と計算方法、及び届出の際の添付資料の具体例や提出方法などが規定されている)、カ)「企業結合審査暫定方法案」(同案では、企業結合の審査手続について、当事者の弁明の機会付与、公聴会の開催、企業結合に対する制限条件の付加方法などが規定されている)などがあげられる。

2009年1月にはいり、工商総局も、その権限範囲内において、「行政権力の濫用による競争の排除又は制限の禁止手続規定(草案)」を起草し、一部の関係者の間で公表している。同草案においては、工商総局による省レベル工商行政管理局への授權、行政的競争制限行為の報告、各レベルの政府機関及び公共組織の行政的競争制限行為に対する調査・処理意見の提出などが規定されている。一方、発展改革委員会と工商総局がもっとも法執行権限をめぐってトラブルを生じやすい独占協定及び市場支配的地位の濫用については、両機構とも自分にとって有利な説明をしており、具体的な法執行関連規定を明確に打ち出してはいないようである。

上述した企業結合の関連規定と法案のほかに、今後、独占禁止法の執行をめぐって、少なくとも以下のガイドラインや実施規定の策定が必要であると思われる。ア)独占協定に係わるガイドライン(法13条1項の(6)、14条の(3)、15条の(7)に対応)、イ)市場支配的地位の濫用に係わるガイドライン(法17条1項の(7)、法18条の(6)に対応)、ウ)国务院企業結合届出規定第3条における銀行・証券・先物など特殊業種の企業結合届出基準及び売上高の計算方法、エ)国家安全審査に関わるガイドライン(法31条に対応)、オ)知的財産権の濫用に係わるガイドライン(法55条に対応)、カ)リーニエンシー制度に係わるガイドライン(法46条2項対応)、キ)違法所得没収に関するガイドライン(法46条、47条と48条に対応)などである。これらとは別に、最高人民法院による独占禁

止関連事件の管轄権限の指定、私人による独占禁止法違反の訴えに関する司法解釈（法50条に対応）も必要であると考えられる。

第4 中国独占禁止法の今後の課題

中国は、いまだに発展途上国の一員であり、独占禁止法に関する認識や独占禁止法の執行に関する経験が欠如しており、すぐに独占禁止法を厳しく執行する環境は整えられていない。また、中国独占禁止法が施行されたばかりで、様々な関連制度は現在整備中であり、それが出来上がる前に、独占禁止法がそれほど機能することは考えられない。今後、中国独占禁止法は、以下の課題に直面すると考えられる。

1. 独占禁止主管機関の整備

独占禁止法は、中国の独占禁止主管機関について、国務院独占禁止委員会と独占禁止法執行機構の「2層構造」を確立させているが、国務院独占禁止委員会の委員の構成、選任方法、任期、運営体制などについていまだに決められていない。独占禁止法は、独占禁止法執行機構と規制部門との法執行をめぐる権限の分担について明確に規定せず、また、独占禁止法執行の権限を三つの既存の機関により担当させており、このような体制は、法執行をめぐる政府機関の間のトラブルの要因を内包している。こうしたことから、国務院独占禁止委員会による組織、指導及び調整の役割が重要である。また、今後、三つの独占禁止法執行機構の独占禁止法執行をめぐる責任分担を明確化させることも必要である。例えば、事業者間の独占協定が価格カルテルと市場分割の両方に跨る場合には、これは、発展改革委員会により受理するかそれとも工商総局により受理するかは問題になる⁹⁶。市場支配的地位の濫用と企業結合規制において、関連市場の画定が前提作業になるが、これは、工商総局と商務部のそれぞれで行われる場合に、基準の同一性の問題が発生する。外資による国内企業の合併・買収の場合には、発展改革委員会と商務部の間で国家安全審査をめぐる審査基準及び手続をどう定めるかも課題になる。いずれにしても三つの独占禁止法執行機構間の協力体制は不可欠であるが、今後の法執行の中で整備される必要があると考える。

2. 行政的独占の問題

行政機関及び公共組織が行政権力を濫用して競争を制限する、いわゆる「行政的独占」の問題は、独占禁止法が直面する大きな課題である。行政的独占は、中国の市場移行過渡期における行政機関及び公共組織の権力濫用問題であり、その本質は既存の行政体制ないし政治体制とも絡む政府と企業との癒着の問題である。国内で提訴された独占禁止法違反の事件は、実に何らかの形で行政機関や公共組織の権力濫用行為と係わっているものであり、これら事件の解決はすでに独占禁止法の規制範囲を超えている。独占禁止法は、建前として行政的独占を禁止しているが、独占協定、市場支配的地位の濫用及び企業結合規制と異なり、その規制権限を独占禁止法執行機構に付与していない。行政的独占の調査・処理権限については、当面、工商総局に与えられているが、前述のように、工商総局は行政的独占を規制する実質的な権限を有していない。独占禁止法においては、行政的独占に関してその行為を行った行政機関の上級機関がそれを規制すると定めているが、これは、実

⁹⁶ これについては、筆者が2009年3月に発展改革委員会価格監督検査司の職員に対して行ったインタビューでは、同司の職員は、価格カルテルがその他のカルテルと重なる場合に、その他のカルテルが価格カルテルに従属する行為であるとみなし、同司による調査・処理権限を拡大する姿勢を強く見せている。

質的な効力性を有しない。したがって、行政的独占の問題は、独占禁止法の執行において直面する大きなチャレンジであり、行政的独占問題の取扱いによって中国独占禁止法の限界が示されるものとする。

3. 独占禁止法の多国間協力

独占禁止法の多国間協力は、中国独占禁止法の執行面で直面するもう一つの課題である。独占禁止法の多国間の協力は、これまで OECD（経済協力開発機構）UNCTAD（国連貿易開発会議）及び APEC（アジア太平洋経済閣僚会議）などの場で多く議論されてきたが、WTO（世界貿易機関）においては、2004年8月一般理事会において貿易と競争政策については、ドーハ・ラウンド期間中は交渉開始に向けた作業を行わないこととなった。これを背景に、先進諸国間で競争法協力をめぐる独占禁止協力協定が進展してきている⁹⁷。このように先進国間で二国間協定が結ばれてくると、国際カルテル・国際合併が主要国間の協力の下で処理されるケースも増えてくるであろう。中国独占禁止法は、一応、域外適用制度が導入されており、今後、域外適用の際に生じうる国際的な衝突を解決するために、諸外国との間で競争法協力も不可欠になる。また、国内法の域外適用を現実に行うためには、関連相手国との間に文書の送達などについての手続の整備が必要である。これらの問題を解決するために、中国の独占禁止法執行機構間の協力が必要であり、今後の独占禁止法の執行に伴い、関連する制度が制定されると思われる。

【参考文献】

- 安建編『中華人民共和国反壟断法釈義』、法律出版社、2007年
- 曹康泰編『中華人民共和国反壟断法解説——理念、制度、機制、措置』、中国法制出版社、2007年
- 程衛東編『中国競争法立法探要』、社会科学文献出版社、2005年
- 国家工商行政管理総局公平交易局・中国社会科学院国際法學研究中心編『反壟断法典型案例及中国反壟断執行調査』、法律出版社、2007年
- 全国人大常委会法制工作委员会經濟法室編『中華人民共和国反壟断法——条文説明、立法理由及相關規定』、北京大学出版社、2007年
- 商務部条法司編、尚明主編『「中華人民共和国反壟断法」理解与適用』、法律出版社、2007年
- 商務部条法司編、尚明主編『反壟断法理論与中外案例評析』、北京大学出版社、2008年。
- 商務部条法司編、尚明主編『中国企業併購反壟断審査』、北京大学出版社、2008年
- 尚明編『企業併購反壟断控制——欧盟及部分成員国立法執法經驗』、法律出版社、2008年
- 尚明編『主要国家（地区）反壟断法律編』、法律出版社、2004年
- 尚明著『対企業濫用市場支配地位的反壟断法規制』、法制出版社、2007年。

⁹⁷ これまでに、米EU（1991年、1999年改定）・米加（1984年、1995年改定）・米独（1976年）・米豪（1982年、1996年改定）・独仏（1984年）加EU（1999年）日米（1999年）など二国間協定が締結されている。米加と米豪は、反トラスト法の域外適用問題を契機に締結されたが、いずれにしても競争法の国際的適用に関する相互協力措置であることに変わりなく、これらの措置はほぼ同じ内容である。日本は、1977年に日米独占禁止法定期協議以来、EU、カナダ、韓国等と独占禁止法運用に関する施行官庁間の二国間定期協議を行っている。また、1999年には日米間で独占禁止法運用協力協定を締結し、2003年7月に日本とEUの間、2005年9月に日本とカナダの間に独占禁止法の運用協力協定が結ばれるとともに、経済連携協定（EPA）競争章がインドネシア、タイ、チリ、マレーシア、メキシコ、シンガポール、フィリピンとの間で締結、ベトナム、スイスとの間で署名されるに至っている。

- 史際春編『反壟斷法理解與適用』、中國法制出版社、2007年
- 時建中編『反壟斷法——法典評與學理探源』、中國人民大學出版社、2008年
- 魏振瀛編『民法』、北京大學出版社、2007年。
- 吳振國著『中華人民共和國反壟斷法解讀』、人民法院出版社、2007年
- 王曉曄編『反壟斷法與市場經濟』、法律出版社、1998年
- 王曉曄編『中華人民共和國反壟斷法詳解』、知識產權出版社、2008年
- 王曉曄編『反壟斷法立法熱點問題』、社會科學文獻出版社、2007年
- 王曉曄編『經濟全球化下競爭法的新發展』社會科學文獻出版社、2005年
- 王健著『反壟斷法的私人執行——基本原理與外國法制』、法律出版社、2008年
- 葉軍·鮑治著『外資併購境內企業的法律分析』、法律出版社、2008年
- 余暉著『行業協會及其在中國的發展：理論與案例』、經濟管理出版社、2002
- 鄭鵬程著『反壟斷法專題研究』法律出版社、2008年
- 種明釗編『競爭法學』高等教育出版社、2002年。